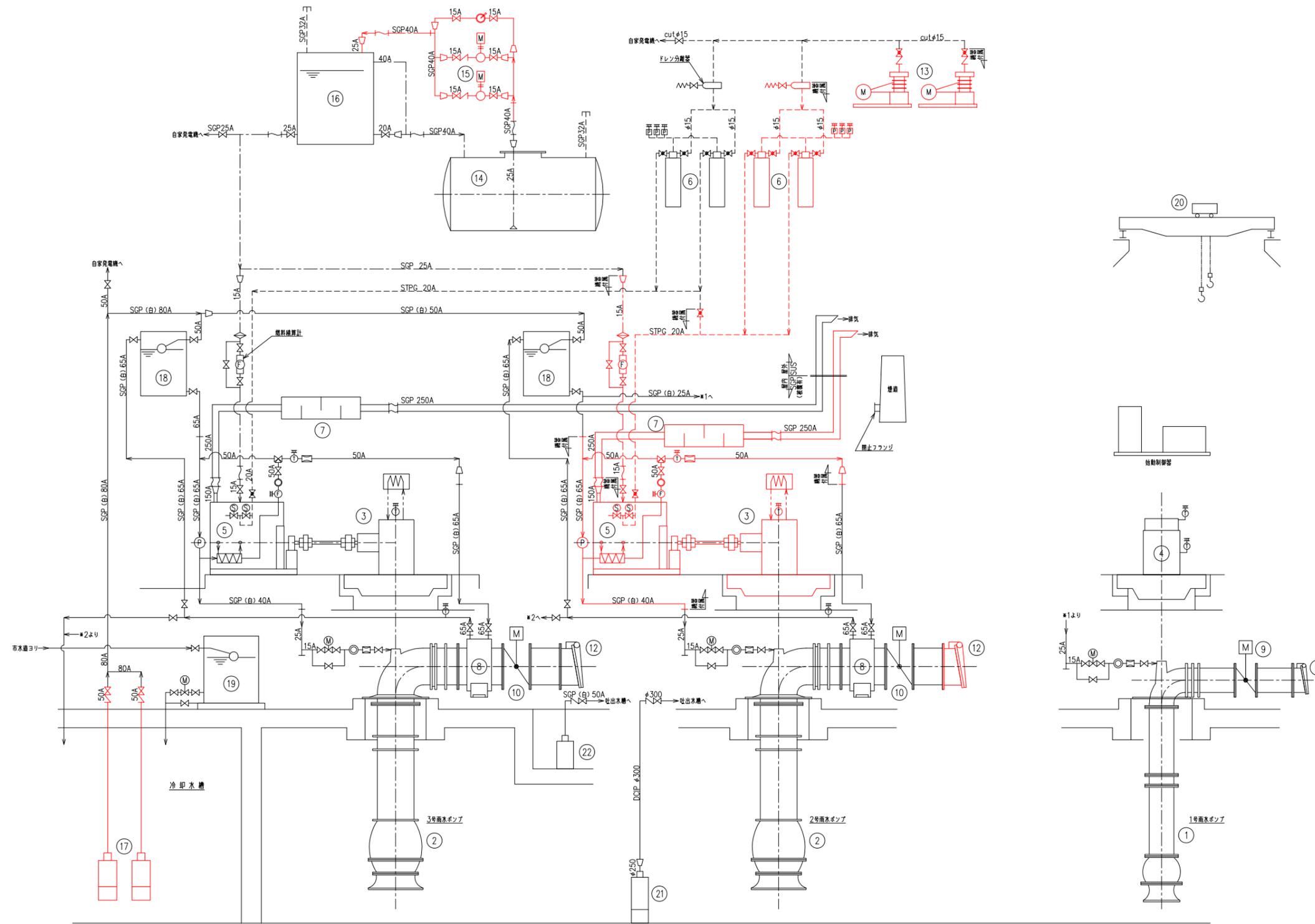


図 面 目 録 (1/2)

図面番号	図 面 名 称	縮 尺	図面番号	図 面 名 称	縮 尺
PM-1	一般平面図	1/200	PE-01	一般平面図	1/100
PM-2	機械設備フローシート	NON	PE-02	単線結線図	NON
PM-3	地下1階平面図	1/100	PE-03	CC単線結線図	NON
PM-4	1階平面図	1/100	PE-04	システム構成図	NON
PM-5	A-A 断面図	1/100	PE-05	CC構成図	1/20
PM-6	雨水ポンプ棟立面図	1/100	PE-06	現場盤外形図	1/10
PM-7	機械設備フローシート (撤去)	NON	PE-07	地下1階配線図 (今回)	1/100
PM-8	地下1階平面図 (撤去)	1/100	PE-08	1階配線図 (今回)	1/100
PM-9	1階平面図 (撤去)	1/100	PE-09	2階配線図 (今回)	1/60
PM-10	A-A 断面図 (撤去)	1/100	PE-10	場内配線図 (撤去)	1/100
			PE-11	地下1階配線図 (撤去)	1/100
			PE-12	1階配線図 (撤去)	1/100
			PE-13	2階配線図 (撤去)	1/60
			PE-14	配線系統図 (今回)	NON
			PE-15	配線系統図 (撤去)	NON

図 面 目 録 (2/2)

図面番号	図 面 名 称	縮尺	図面番号	図 面 名 称	縮尺
D-1	付近見取図・一般平面図	1/5000、200	AM-1	建築機械設備 特記仕様書(1)	NON
D-2	特記仕様書(改修1)	NON	AM-2	建築機械設備 特記仕様書(2)	NON
D-3	特記仕様書(改修2)	NON	AM-3	換気設備 B1階 平面図(改修前)	1/100
D-4	特記仕様書(改修3)	NON	AM-4	換気設備 機器表、凡例、B1階 平面図(改修後)	1/100
D-5	特記仕様書(改修4)	NON	AM-5	換気設備 1階 平面図(改修前後)	1/100
D-6	特記仕様書(改修5)	NON	AM-6	換気設備 2階 平面図(改修前後)	1/100
D-7	特記仕様書(改修6)	NON	AM-7	換気設備 屋根 平面図(改修前後)	1/100
D-8	工事区分表(改修前・後)	NON	AM-8	換気設備 A-A断面図(改修前後)	1/100
D-9	B1階平面図(参考図)	1/100	AM-9	換気設備 B-B断面図(改修前後)	1/100
D-10	1・2階平面図(改修前)	1/100	AM-10	仮設図1(仮設足場)(参考図)	1/100
D-11	1・2階平面図(改修後)	1/100	AM-11	仮設図2(仮設足場)(参考図)	1/100
D-12	屋根平面図(改修前・後)	1/100			
D-13	立面図(改修前・後)	1/100	AE-1	建築電気設備 特記仕様書(1)	NON
D-14	断面図(参考図)	1/100	AE-2	建築電気設備 特記仕様書(2)	NON
D-15	建具表(改修前・後)・部分詳細図	1/50、 20、10	AE-3	電灯設備 1階平面図	1/100
D-16	建具枠廻り詳細(アルミ製)	NON	AE-4	電灯設備 2階平面図	1/100
D-17	仮設図(養生シート)(参考図)	1/100	AE-5	動力制御盤 P-1 結線図(改修前)	NON
D-18	仮設図(仮設足場)(参考図)	1/100	AE-6	動力制御盤 P-1 結線図(改修後)	NON
			AE-7	動力設備 1階平面図	1/100
			AE-8	動力設備 2階平面図	1/100
			AE-9	仮設図(仮設足場)(参考図)	1/100



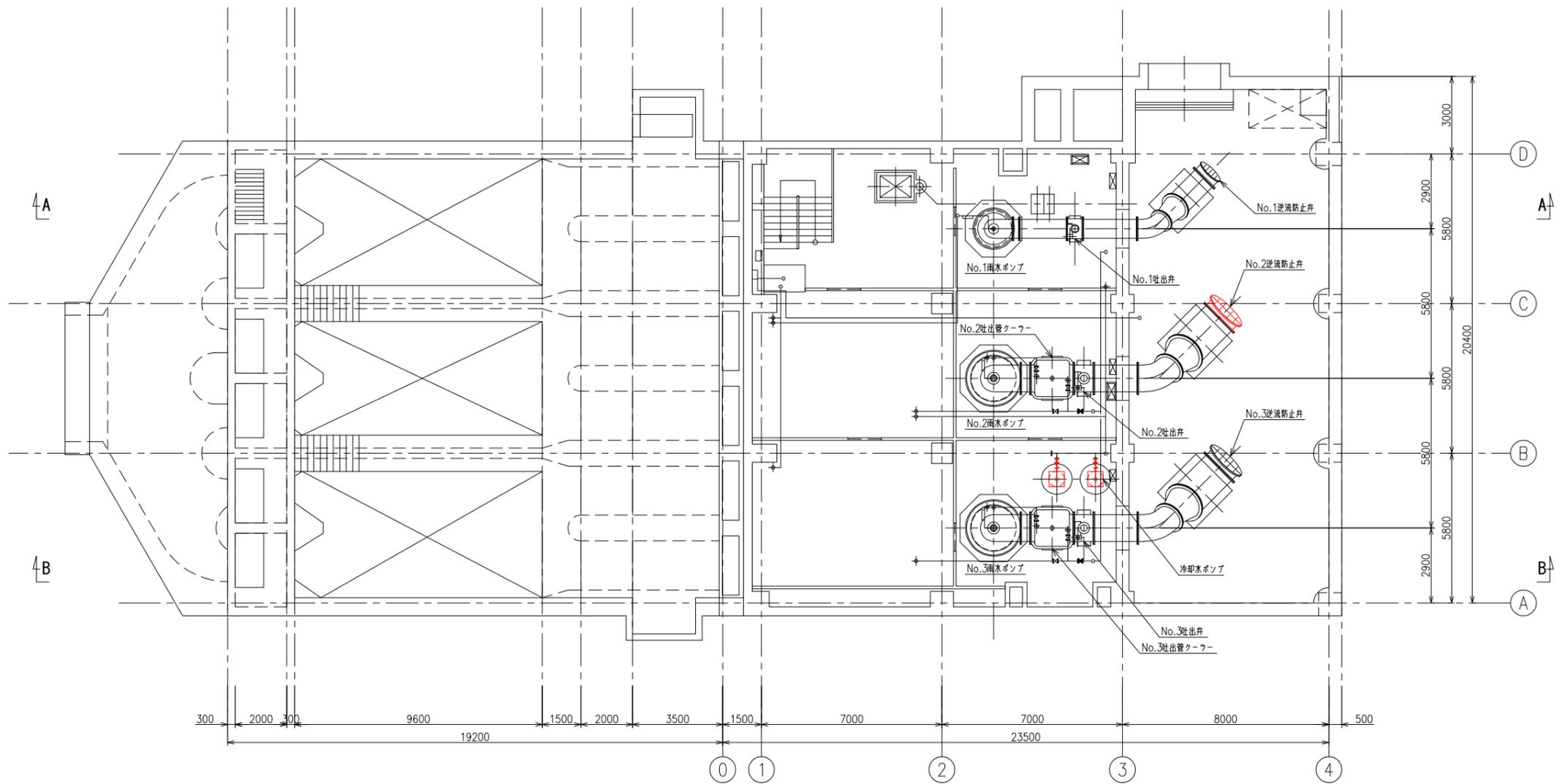
記号	名称	記号	名称
—	水系統	—	定流量弁
—	燃料系統	—	フロ-リレー
—	潤滑油系統	—	温度スイッチ
—	空気系統	—	圧力スイッチ
—	排気管	—	換気器
—	仕切弁	—	ファンポンプ
—	玉形弁	—	ポンプ(機件)
—	逆止弁	—	伸縮継手
—	温度調節弁	—	油圧調整弁
—	電動弁	—	

機器番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
機器名称	No.1雨水ポンプ	No.2,3雨水ポンプ	No.2,3減速機	No.1電動機	No.2,3原動機	No.2,3空気機	No.2,3消音器	No.2,3吐出管クーラー	No.1吐出弁	No.2,3吐出弁	No.1逆流止弁	No.2,3逆流止弁	No.1,2空気圧縮機	地下重油タンク
形式	立軸斜流ポンプ	立軸斜流ポンプ	空冷式直交軸歯車減速機	三相誘導電動機	水冷式ディーゼルエンジン	立形円筒機	鋼板製積層形消音器	吐出管形熱交換器	二床式電動バタフライ弁	二床式電動バタフライ弁	フリップ弁	フリップ弁	立形空冷2段圧縮	積層円筒形
仕様	φ700×70m ³ /min ×6m×438rpm	φ1000×140m ³ /min ×6m×285rpm	1200rpm×285rpm 減速比1/4.21	110kW×16P×432rpm	1200rpm 230kW	150L×2層	出口1mにて75dB (A)	300L/min	φ700	φ1000	φ900	φ1350	15m ³ /h×2.94MPa	3000L
全体	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	1	2	2	1
備考			1.5kW×200V (初期運用用) 油圧クワッチ内蔵	スペースヒーター400W	0.75kW×200V (初期運用用) 加温ヒーター:5kW×200V			163,663kcal/h (55℃+40℃)	0.75kW×200V	1.5kW×200V			3.7kW×200V	

機器番号	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
機器名称	No.1,2燃料移送ポンプ	燃料小出槽	No.1,2冷却水ポンプ	No.1,2燃室水槽	用水タンク	天井クレーン	燃料水ポンプ	床排水ポンプ
形式	ギヤポンプ	角形鋼板製	水中ポンプ	角形鋼板製	角形ステンレス製	手動式天井走行式	着脱式水中ポンプ	水中汚水ポンプ
仕様	φ15×16L/min 0.3MPa 0.4kW×200V	250L	φ50×0.3m ³ /min×15m	950L		主巻8t×幅巻2t×揚程9m	φ250mm×6m ³ /min ×9m	φ50×0.3m ³ /min×4m
全体	2 (1)	2	2 (1)	2	1	1	1	1
備考			1.5kW×200V				15kW×200V	0.75kW×200V

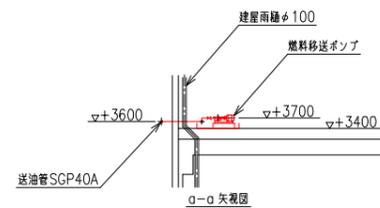
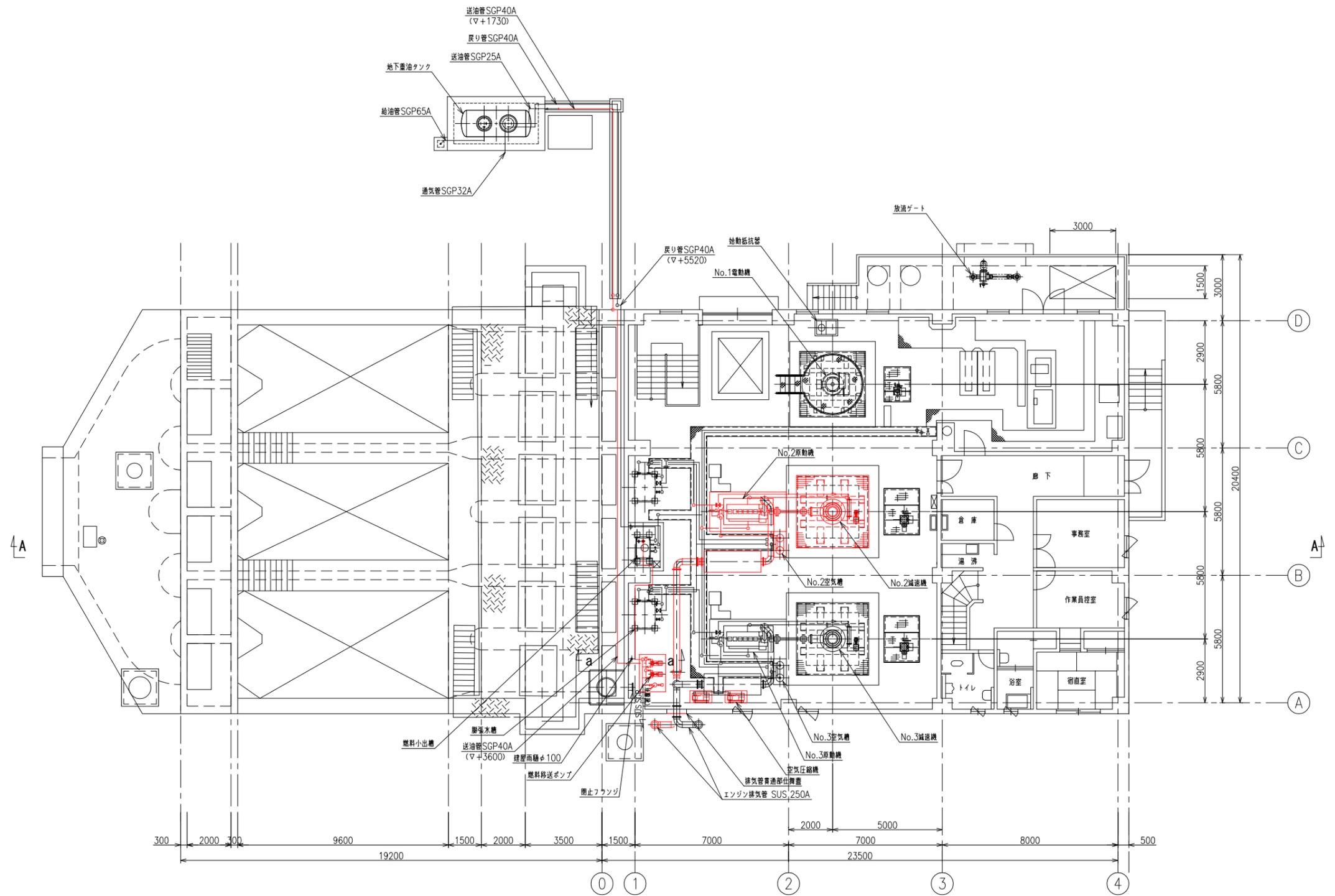
参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	機械設備フローシート		
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-2



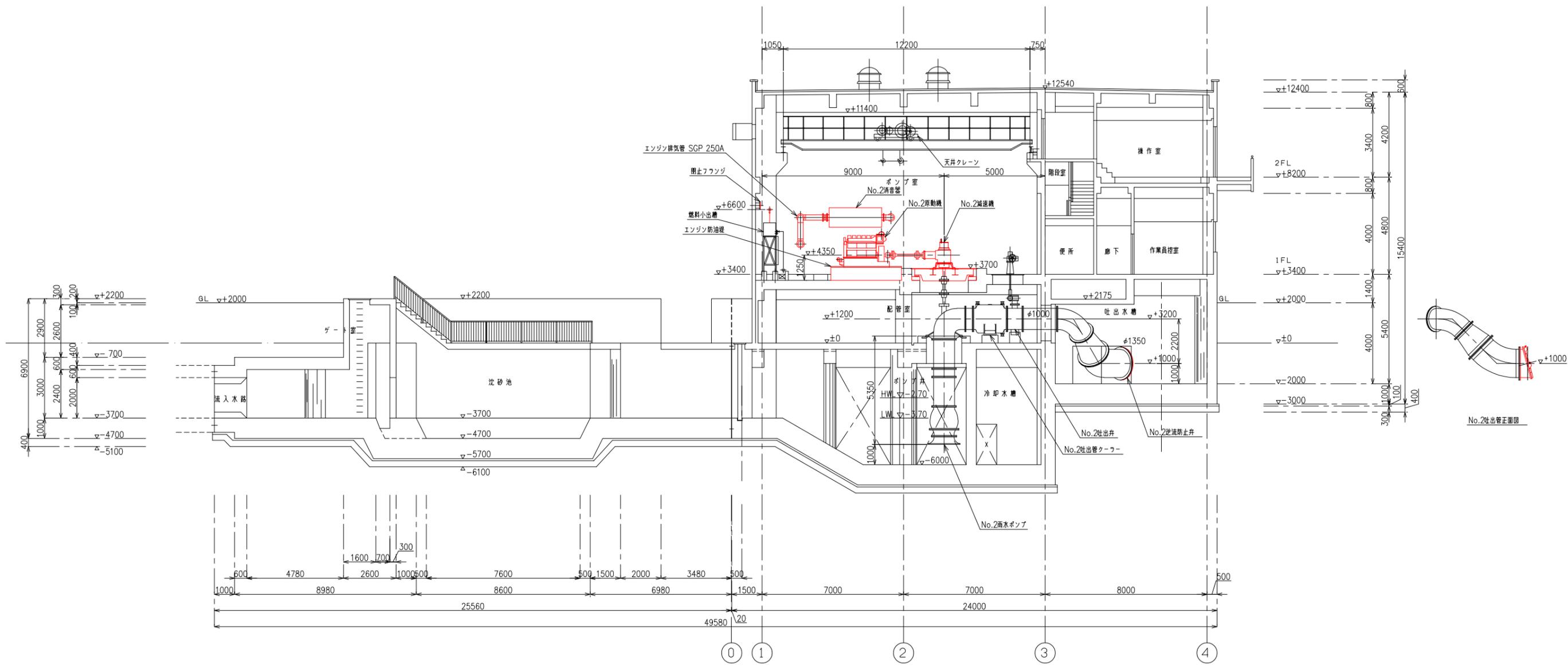
参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	地下1階平面図		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-3



参考図

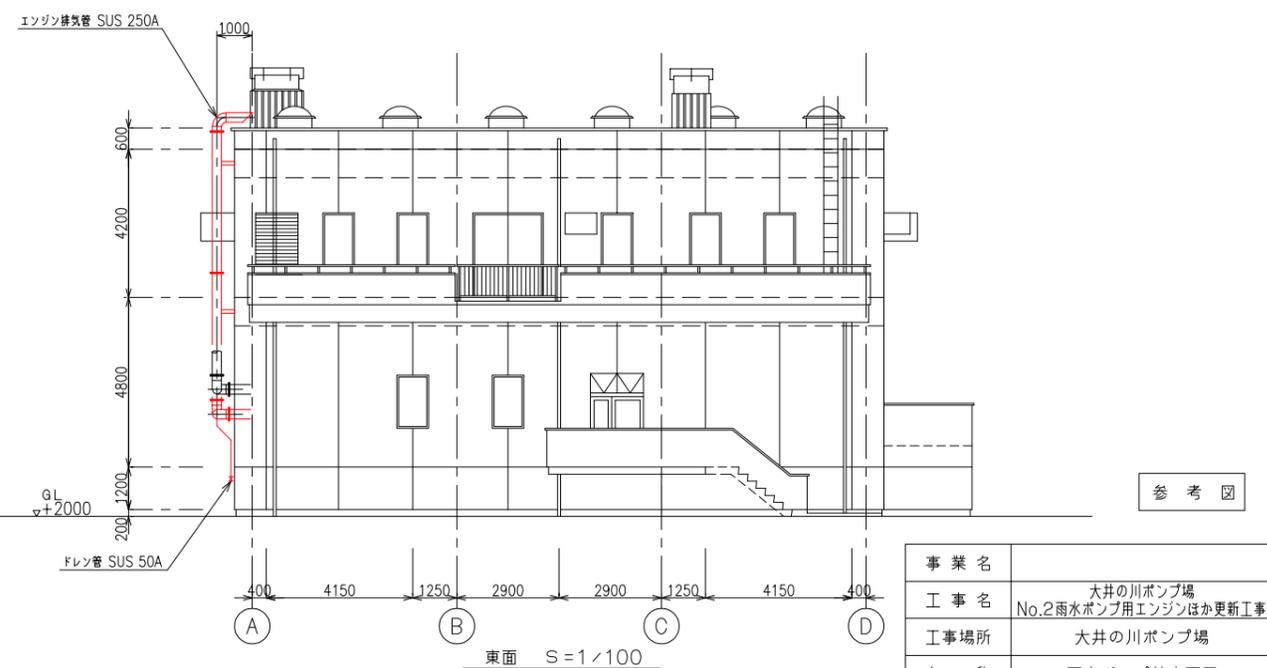
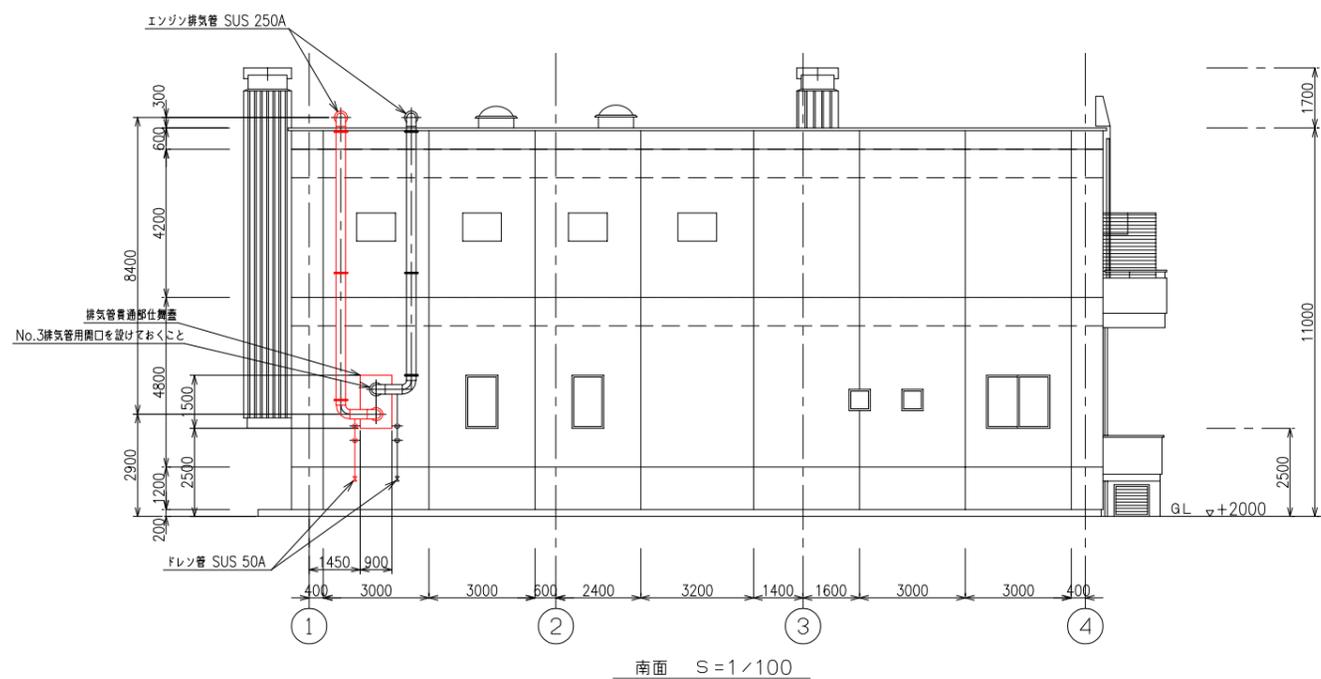
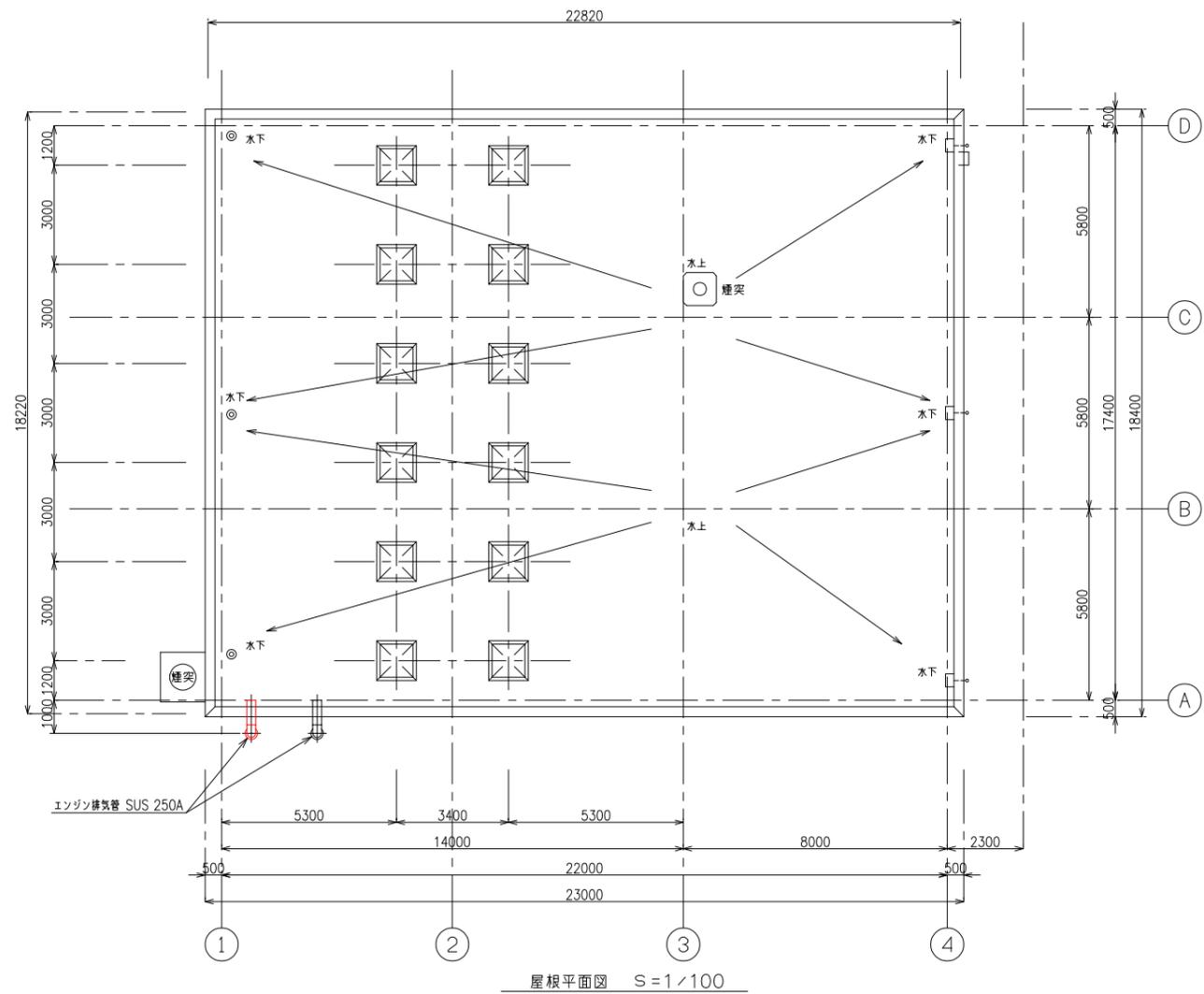
事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	1階平面図		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-4



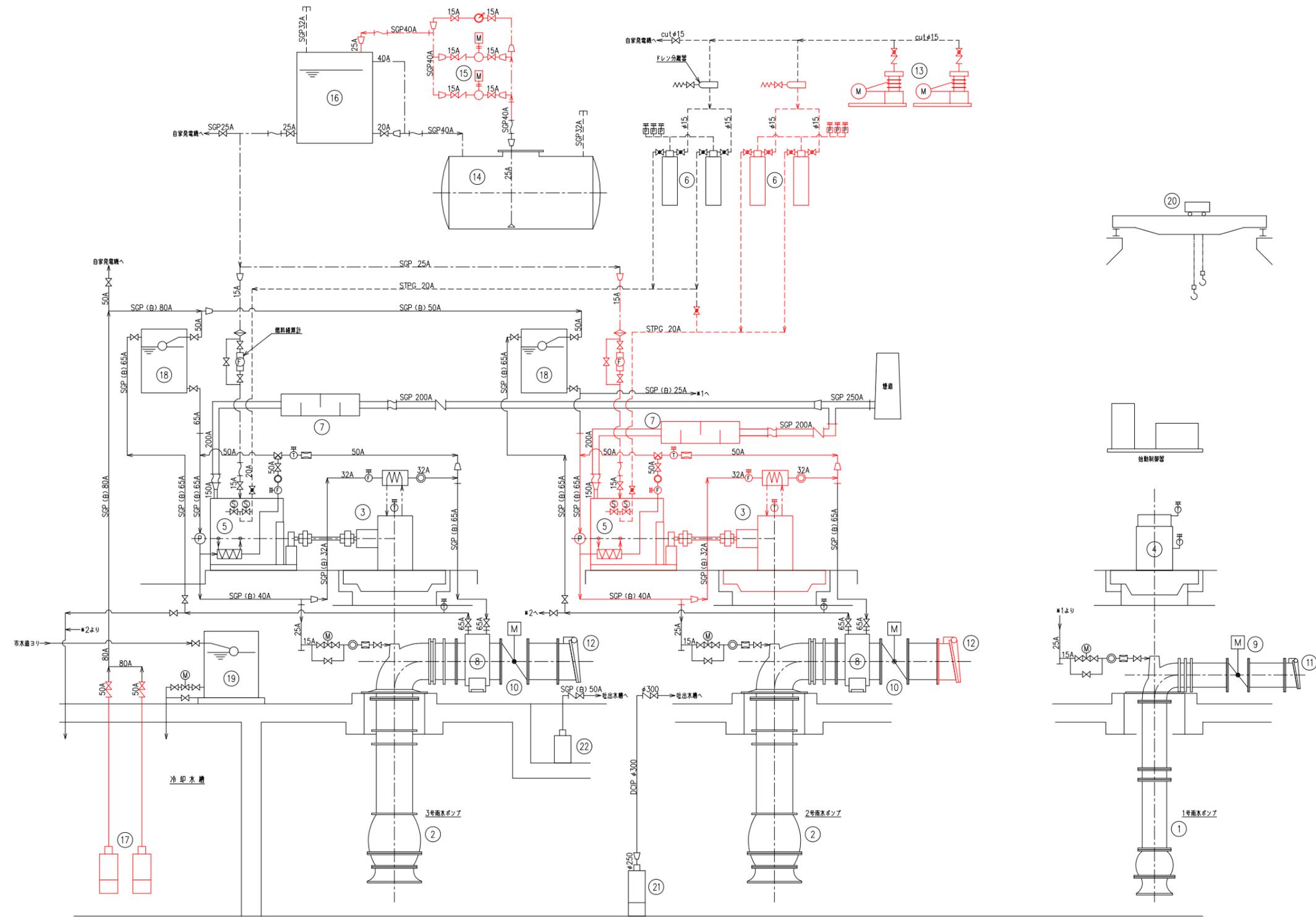
A-A断面図 S=1/100

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	A-A断面図		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-5



事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	雨水ポンプ棟立面図		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-6

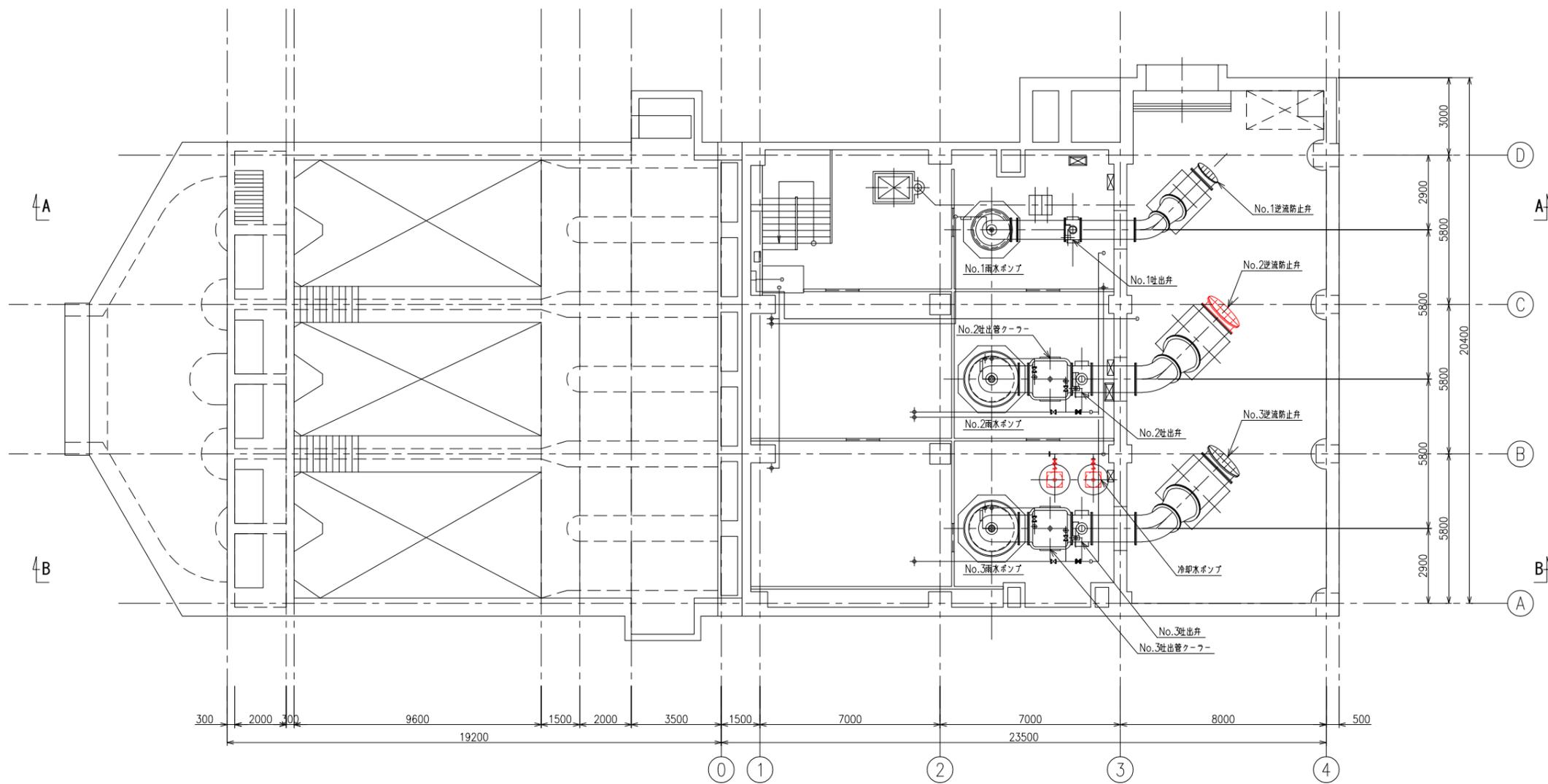


記号	名称	記号	名称
—	水系統	—	定流量弁
---	燃料系統	—	フロ-リレー
---	潤滑油系統	—	温度スイッチ
---	空気系統	—	圧力スイッチ
—	排気管	—	緩 衝 器
—	仕切弁	—	ファンポンプ
—	玉形弁	—	ポンプ (機件)
—	逆止弁	—	伸縮継手
—	逆止調整弁	—	油圧調整
(M)	電動弁		

機器番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
機器名称	No.1雨水ポンプ	No.2,3雨水ポンプ	No.2,3減速機	No.1電動機	No.2,3原動機	No.2,3空気罐	No.2,3消音器	No.2,3吐出管クーラー	No.1吐出弁	No.2,3吐出弁	No.1逆流防止弁	No.2,3逆流防止弁	No.1,2空気圧縮機	地下重油タンク
形式	立軸斜流ポンプ	立軸斜流ポンプ	水冷却直交軸歯車減速機	三相誘導電動機	水冷却ディーゼルエンジン	立形円筒槽	鋼板製積層消音器	吐出管熱交換器	二床式電動バタフライ弁	二床式電動バタフライ弁	フリップ弁	フリップ弁	立形空冷2段圧縮	積層円筒形
仕様	φ700×70m ³ /min ×6m×438rpm	φ1000×140m ³ /min ×6m×285rpm	900rpm×285rpm 減速比1/3.157	110kW×16P×432rpm 6600V×16A	900rpm 300PS	150L×2層		300L/min 163,663kcal/h (55℃+40℃)	φ700	φ1000	φ900	φ1350	13m ³ /h×30kgf/cm ²	3000L
全体	1	2	2	1	2	2	2	2	1	2	1	2	2	1
備考														
機器番号	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒						
機器名称	No.1,2燃料移送ポンプ	燃料小出槽	No.1,2冷却水ポンプ	No.1,2燃費水槽	用水タンク	天井クレーン	燃料水ポンプ	床排水ポンプ						
形式	ギヤポンプ	角形鋼板製	水中ポンプ	角形鋼板製	角形ステンレス製	手動式天井走行式	着脱式水中ポンプ	水中汚水ポンプ						
仕様	φ15×16L/min×30m 0.4kW×200V	250L	φ50×0.3m ³ /min×15m 1.5kW×200V	950L		主巻8t×幅巻2t×揚程9m	φ250mm×6m ³ /min ×9m 15kW×200V	φ50×0.3m ³ /min×4m 0.75kW×200V						
全体	2(1)	2	2(1)	2	2	1	1	1						
備考														

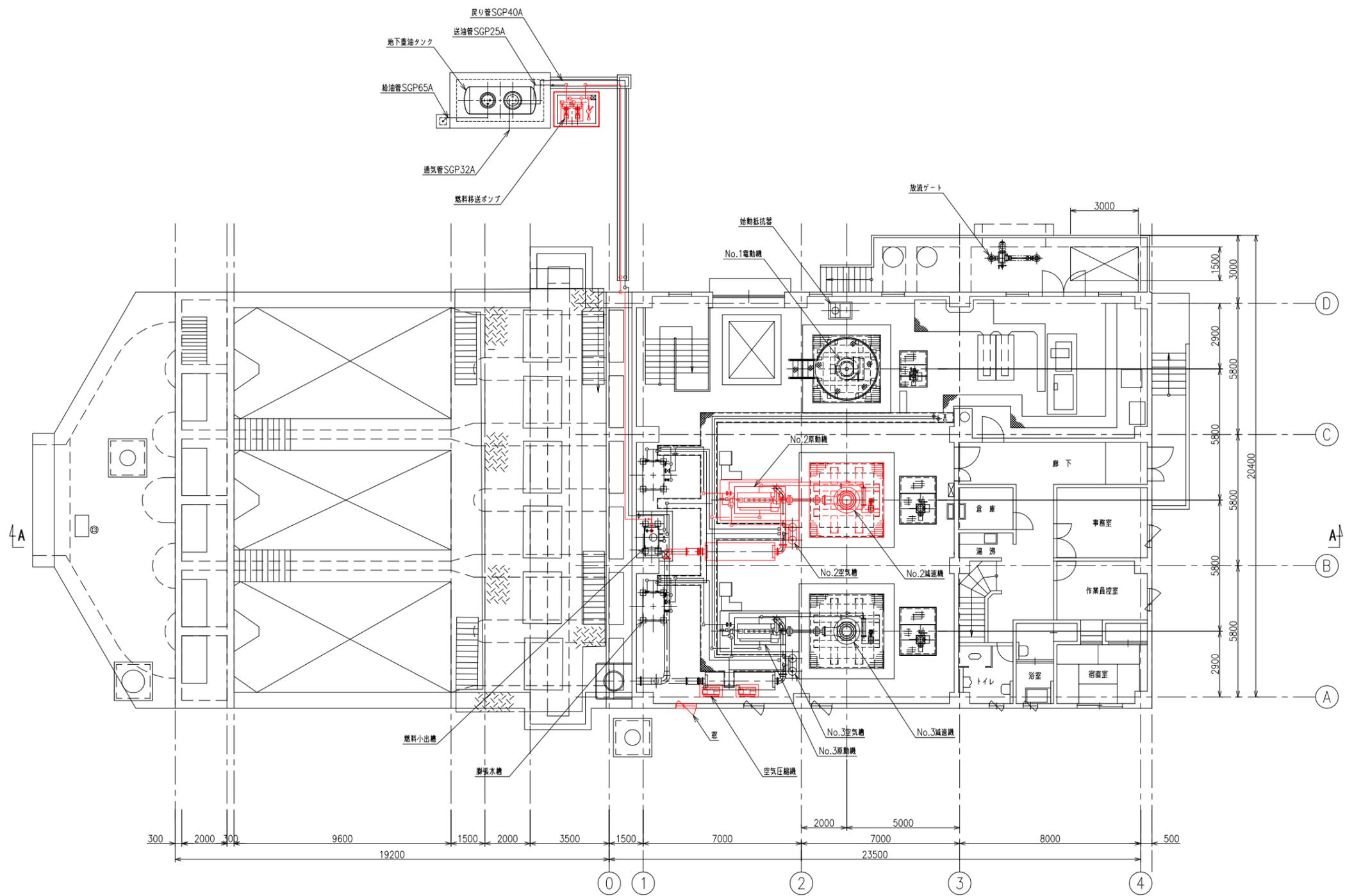
参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	機械設備フローシート(撤去)		
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-7



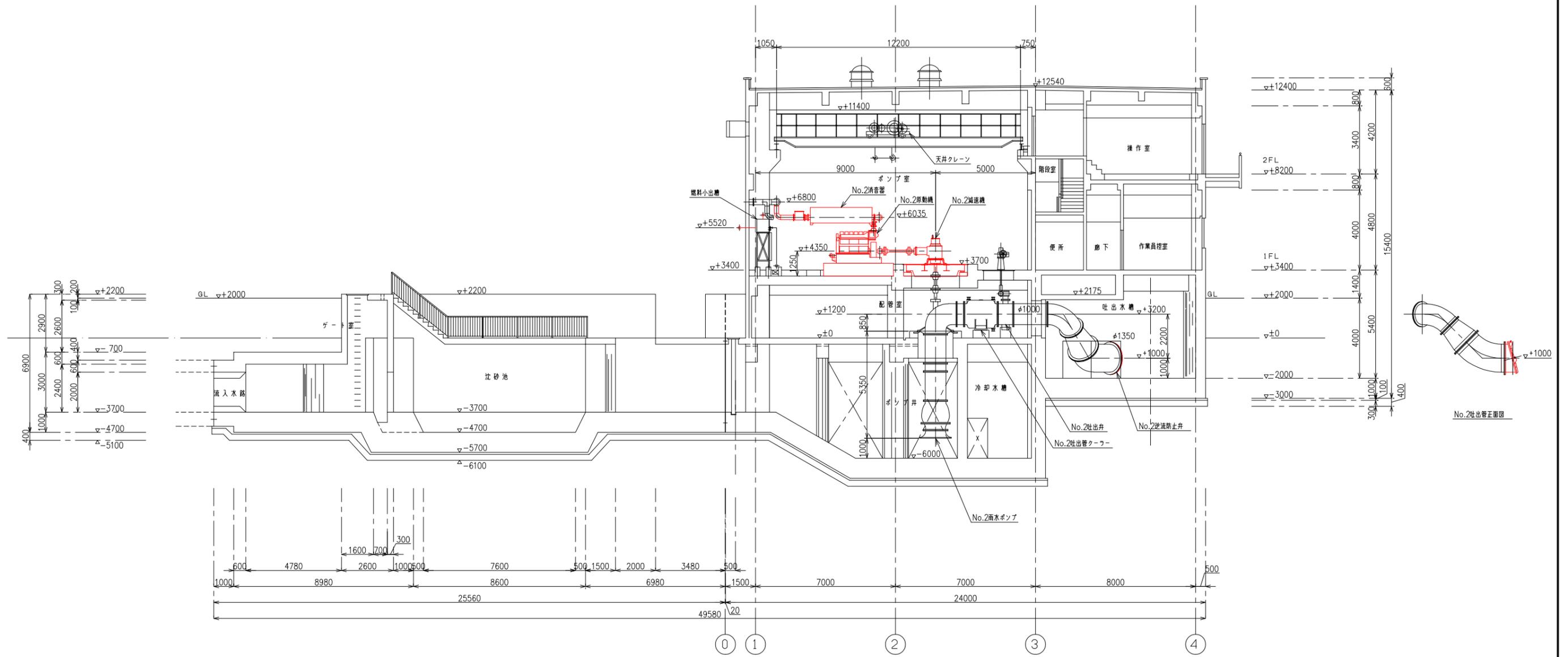
参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	地下1階平面図(撤去)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-8



参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	1階平面図(撤去)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-9



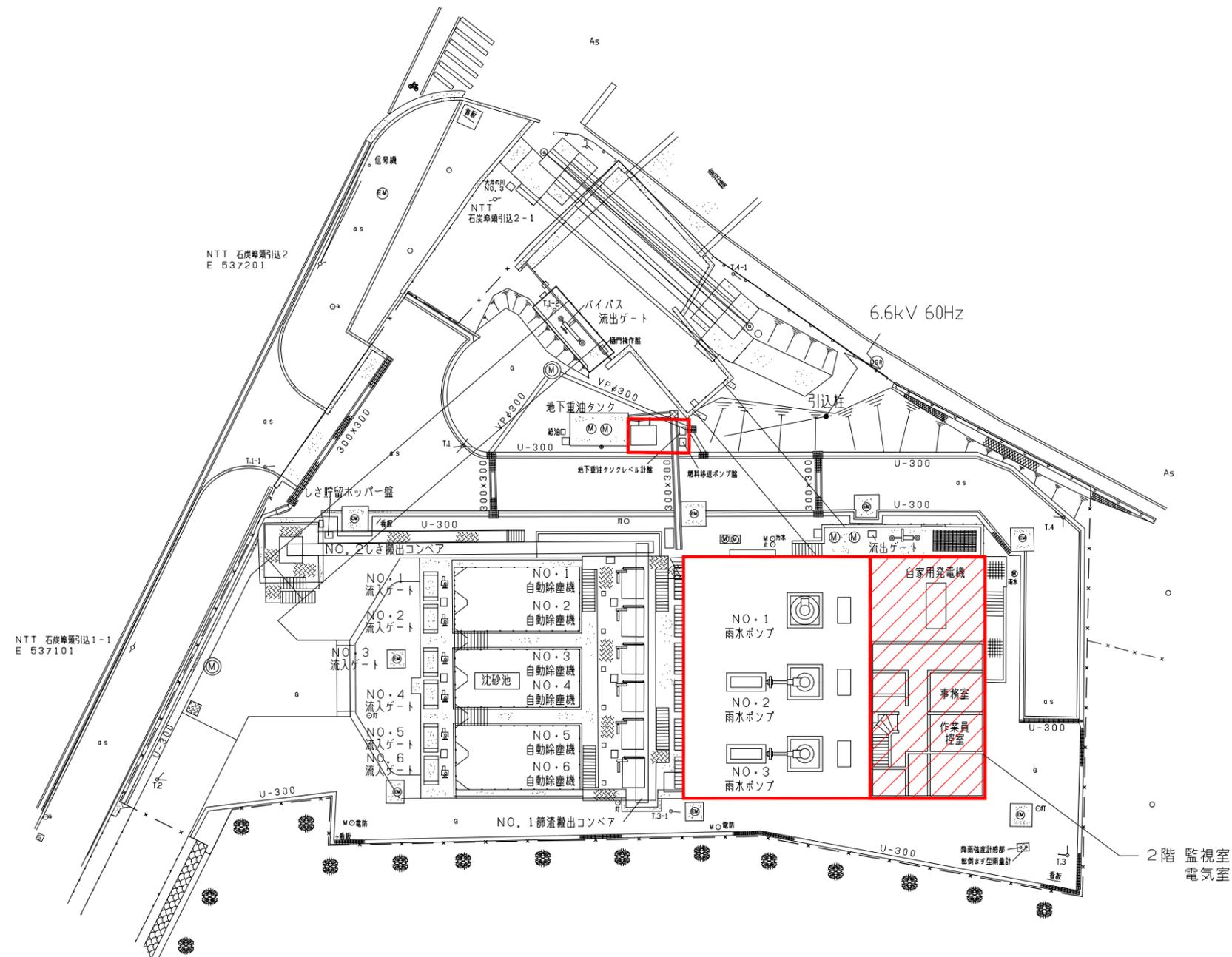
参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	A-A断面図(撤去)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PM-10

大井の川ポンプ場一般平面図

S=1:100

四日市市 大浜町 地内



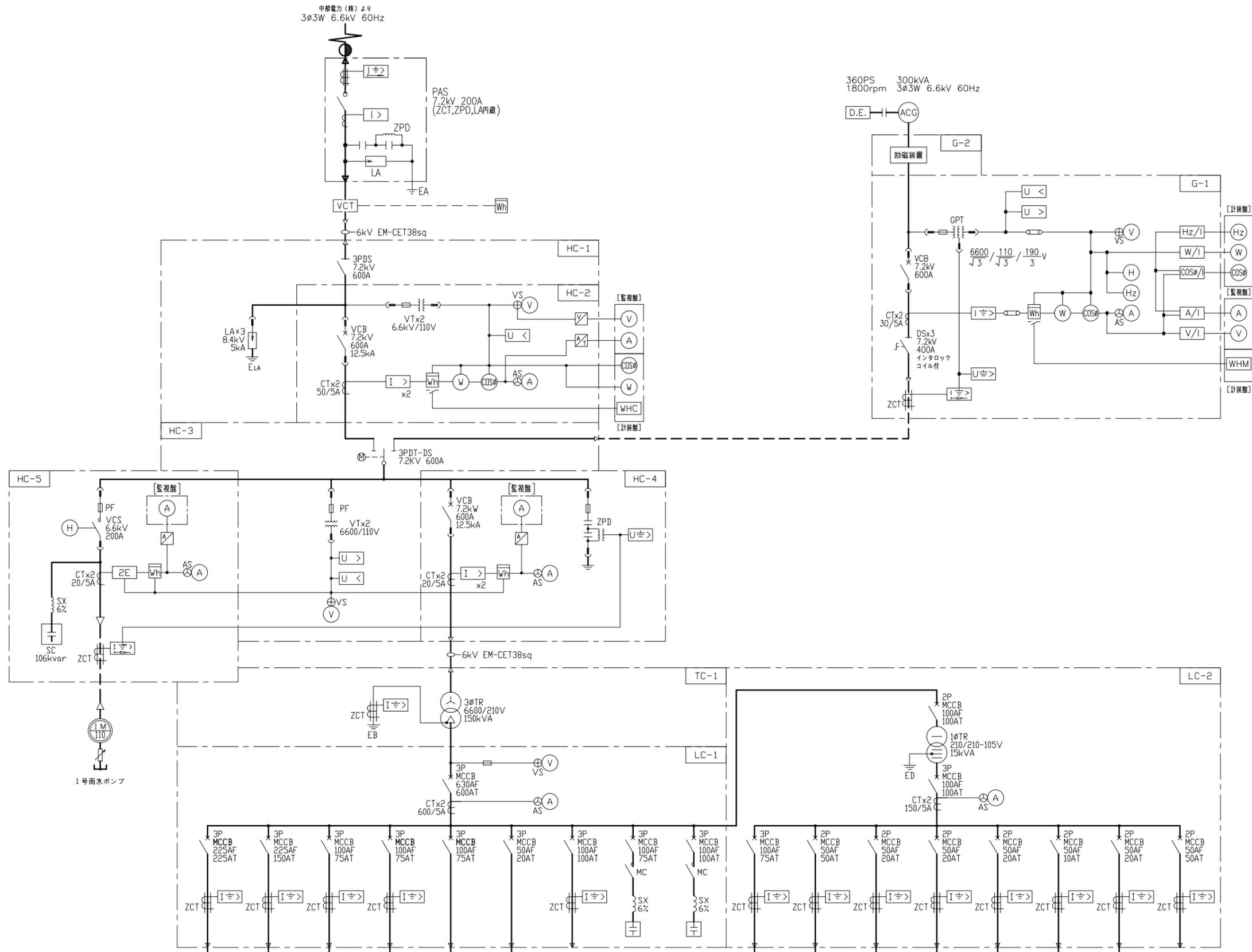
凡例

◎	マンホール
⊙	照明灯
⊕	止水弁
⊖	1m電気マニホック
⊗	マンホール(カバー)
○	地
○	地

- 注記
1. は今回対象範囲を示す。
 2. は電気室を示す。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	大井の川ポンプ場 No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	一般平面図		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種	設計者		
事業主体	四日市市	図面番号	PE-01



記号	名称
VCB	真空遮断器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
PAS	気中開閉器
LA	避雷器
PF	電力ヒューズ
F	ヒューズ
SC	進相コンデンサ
SX	直列リアクトル
3φT	3相変圧器
1φT	単相変圧器
VT	計器用変圧器
CT	計器用変流器
ZPD	コンデンサ形計器用変圧器
ZCT	零相変流器
AS	電流計切替スイッチ
VS	電圧計切替スイッチ
AVR	自動電圧調整器
ACEX	交流励磁器
I ≧	地絡継電器
U <	不足電圧継電器
I >	過電流継電器
U >	過電圧継電器
U ≧	地絡過電圧継電器
I ≧	地絡方向継電器
U	電圧継電器
2E	2要素継電器
9DR	電圧調整器
A	電流計
V	電圧計
W	電力計
Wh	電力量計
COSφ	力率計
Hz	周波数計
W/C	電力量カウンター
△	交換器

記号	名称	備考
HC-1	引込盤	既設
HC-2	受電盤	既設
HC-3	買戻切替・VT盤	既設
HC-4	動力変圧器一次/ZPD盤	既設
HC-5	1号雨水ポンプ盤	既設
TC-1	動力変圧器盤	既設
LC-1	低圧主幹盤	既設
LC-2	照明変圧器盤	既設
G-1	発電機盤	既設
G-2	自動始動盤	既設

注記

1. I ≧ は、今回を示す。
2. 特記なきは、既設を示す。

名称	沈砂池・放流渠設備 C/C	主ポンプ補機設備 C/C	建築附帯動力電源	空調機電源	直流電源設備	自家発充電器・補機電源	予備	SC	SC	建築付帯照明	CVCVFバイパス電源	盤内雑電源(電気室・監視室)	盤内雑電源(沈砂池)	盤内雑電源(ポンプ室)	水銀灯電源	除塵機照明(投光器)	予備
容量(kW)	既設 48.1	30.6	10.5	6.82	15kVA	2.5	-	12.8kvar	19.1kvar	13.2kVA	3kVA	2kVA	2kVA	2kVA	1.2kVA	2kVA	-
	今回 -	30.95	11.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全体 48.1	31.3	11.12	6.82	15kVA	2.5	-	12.8kvar	19.1kvar	13.2kVA	3kVA	2kVA	2kVA	2kVA	1.2kVA	2kVA	-
記号	CC-S	CC-P	備考参照	P-2	DC-1	G-2	-	-	-	PL-M	CVCVF-1	-	-	-	P1,P2	-	-
備考			PL-M ↓ P-1														

事業名	大井の川ポンプ場	
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事	
工事場所	大井の川ポンプ場	
名称	単線結線図 (今回)	
縮尺	NON	設計年月日
工種	設計者	
事業主体	四日市市	図面番号 PE-02

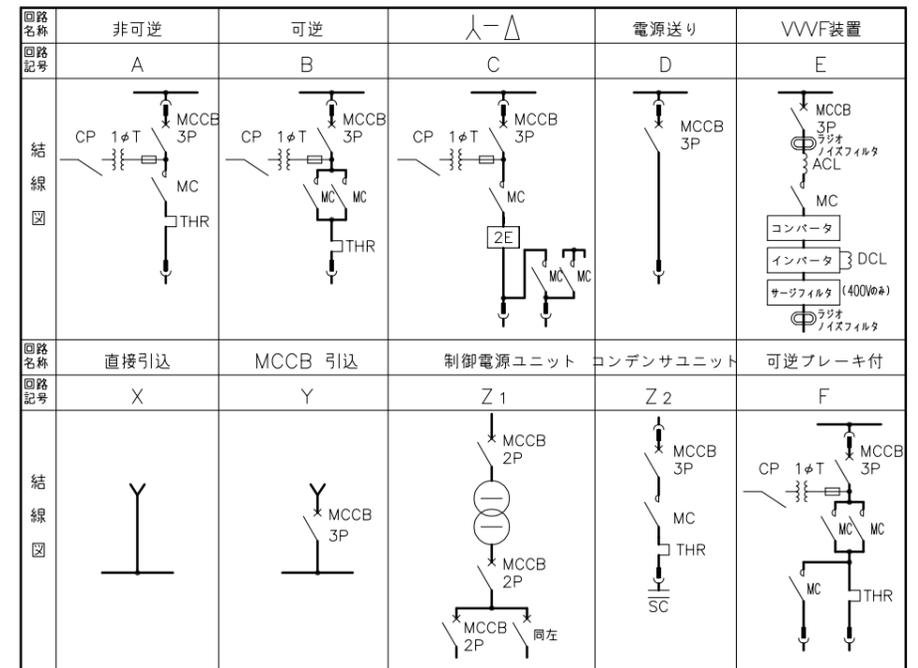
参考図

低圧主幹盤より
3φ3W210V 60Hz

回路記号	X
MCCB(AF)	-
計器	(V)(A)

回路記号	B	B	D	B	A	A	A	A	A	A	C	Z1	D	A	
負荷名称	1号 雨水ポンプ 吐出弁	1号 雨水ポンプ 刷子揚機	1号 雨水ポンプ カムコン	2,3号 雨水ポンプ 吐出弁	2,3号 減速機 潤滑油ポンプ	2,3号 エンジン ブライミング ポンプ	1,2号 空気圧縮機	1,2号 冷却水ポンプ	1,2号 燃料移送 ポンプ	床排水ポンプ	雑排水ポンプ	制御電源	予備	2,3号 エンジン 冷却水ヒータ	
負荷番号	P-201	P-202	P-203	P-204A,B	P-205A,B	P-206A~B	P-207A~B	P-208A,B	P-209A,B	P-210	P-211			P-212A,B	
容量(KW)	0.75	0.75	0.2	1.5	1.5	0.4→0.75	3.7	1.5	0.4	1.5	15	3kVA		5	
MCCB(AF)	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	100	50	50	50	
台数	既設	1	1	1	2	2	2(1)	2(1)	2(1)	1	1	1	1	-	
	今回	-	-	-	-	1	2(1)	2(1)	2(1)	-	-	-	-	1	
	全体	1	1	1	2	2	2(1)	2(1)	2(1)	1	1	1	1	2	
計器							(A) H	(A) H	(A) H	H	(A)			(A) H	
保護								ELR	ELR	ELR	ELR 2E			ELR	
コンデンサ															
備考					機器更新に伴い トップランナー モーターに変更 TH設定変更 (2号のみ)	機器更新に伴い 電動機容量変更 (2号のみ)	機器更新に伴い トップランナー モーターに変更 TH設定変更	機器更新に伴い トップランナー モーターに変更 TH設定変更	機器更新						今回増設 (2号のみ)

主ポンプ補機設備コントロールセンタ
(CC-P)

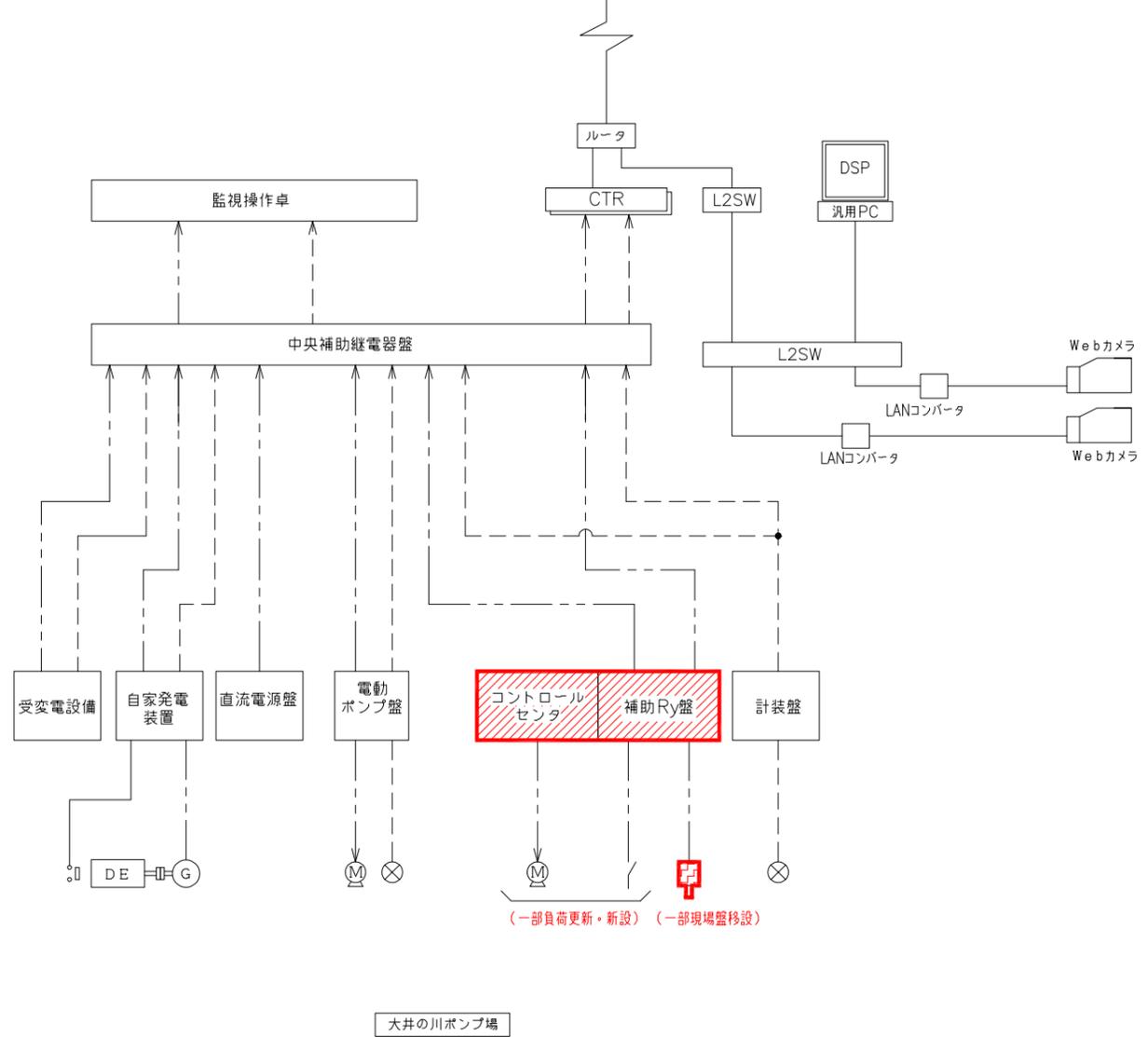
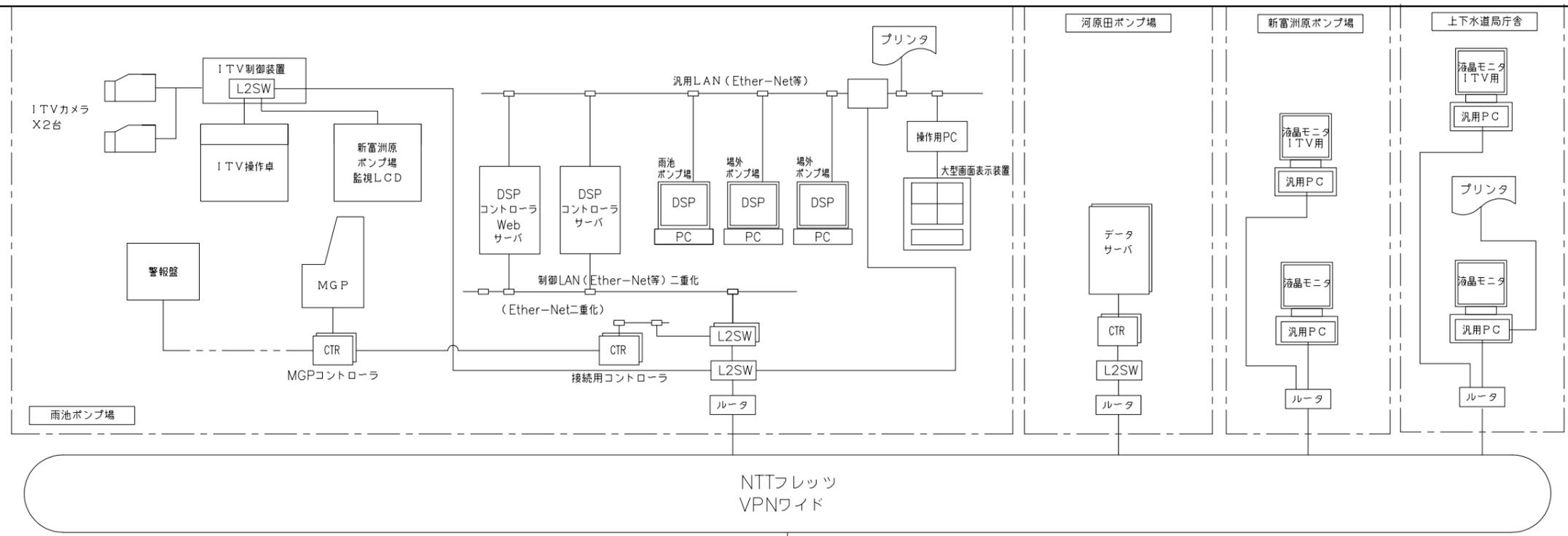


- 注)
- (A) : 電流計は、現場操作盤取付とする。
 - A : 電流計は、C/Cユニットに取付とする。
 - H : 運転時間計は、C/Cユニットに取付とする。
 - 「ELR」は、MCCB2次側に接続し、ZCT+ELRとする。

- 注記
- は、今回を示す。
 - は、機能増設を示す。
 - 特記なきは、既設を示す。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	C/C単線結線図		
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-03



(一部負荷更新・新設) (一部現場盤移設)

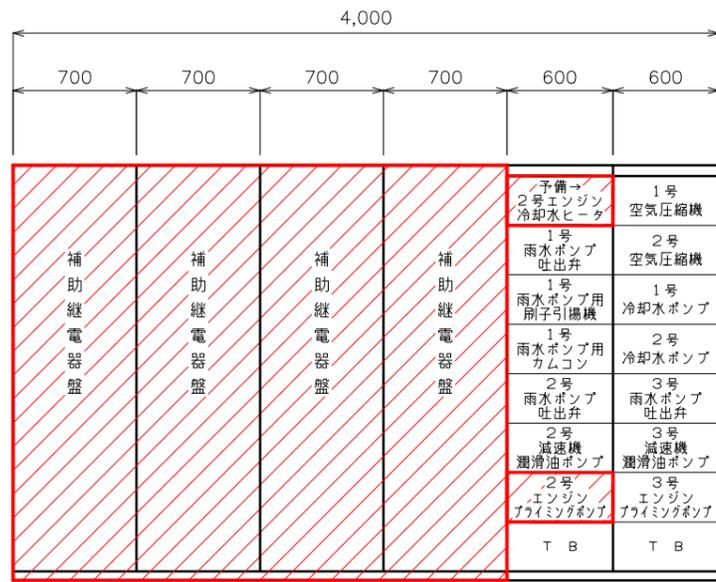
- 注記
1. は、移設を示す。
 2. は、機能増設を示す。
 3. 特記なきは、既設を示す。

凡例

線種	用途
-----	制御ケーブル
-----	計装ケーブル
-----	通信ケーブル

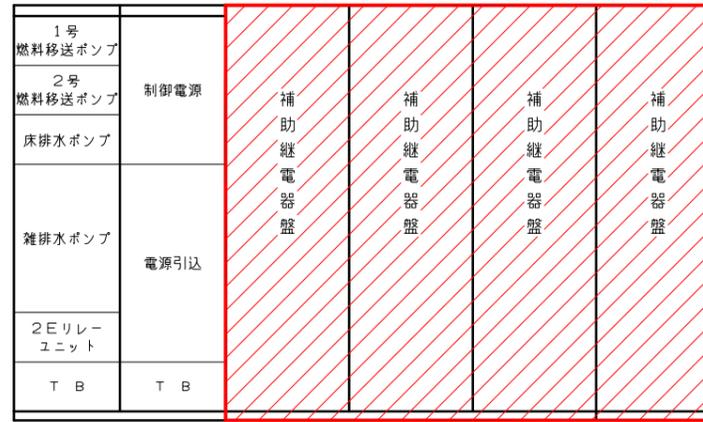
事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	システム構成図		
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-04

参考図

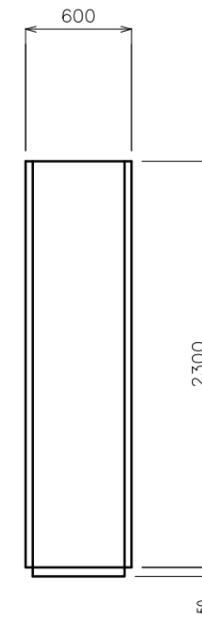


正面図

主ポンプ補機設備コントロールセンタ (CC-P)



裏面図

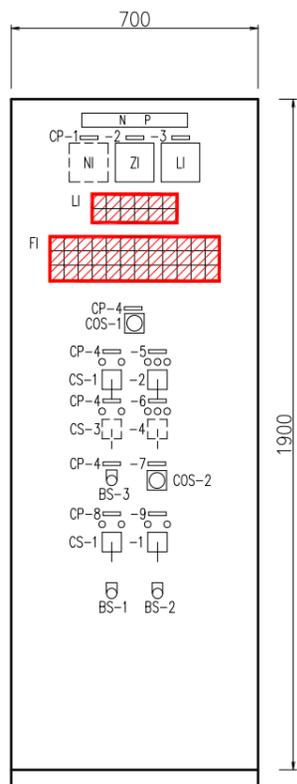


注記

1.  は機能増設を示す。
2. 特記なきは、既設を示す。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	CC構成図		
縮尺	1/20	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-05



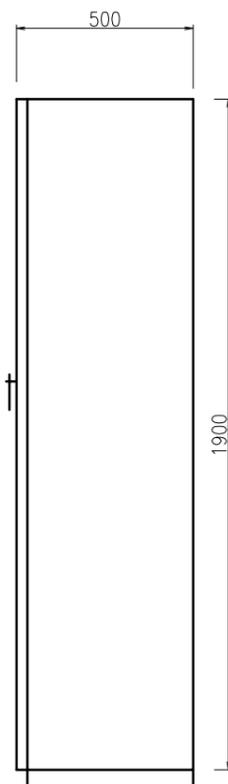
盤名称	2号雨水ポンプ
盤記号	LCB-P201B
CP-1	エンジン回転数(将来)
CP-2	吐出弁開度
CP-3	ポンプ井水位
CP-4	雨水ポンプ
CP-5	吐出弁
CP-6	ガバナ
CP-7	雨水ポンプ補機
CP-8	減速機潤滑油ポンプ
CP-9	エンジンブライミングポンプ
屋内自立形	

LI

準備完了	規定速度	停止中	減速機 油圧正常	封水	減速機 冷却水通水 →予備	吐出弁 全開	予備→ ヒータ 常用
始動中	排水	予備	エンジン 油圧正常	減速機 クラッチ 油圧確立	エンジン 冷却水 通水	吐出弁 全閉	予備→ ヒータ 入

FI

DC制御 電源断	エンジン 過速度	減速機 潤滑油 圧力低	減速機 スラスト軸受 温度上昇	ポンプ 起動 渋滞	冷却水槽 液面低下	燃料 小出槽 油面低下	エンジン タイミング 過負荷	吐出弁 過負荷	ポンプ井 水位 偏差異常	予備	予備
AC制御 電源断	エンジン 潤滑油 圧力低	減速機 冷却水断水 →予備	減速機 クラッチ 圧力低	エンジン 起動 渋滞	予備→ ヒータ 過負荷	空気槽 圧力低下	減速機 潤滑油ポンプ 過負荷	吐出弁 過トルク	ポンプ井 水位 異常高	予備	予備
予備	エンジン 冷却水 断水	エンジン 冷却水 温度上昇	非常停止	停止 渋滞	予備→ ヒータ 地路	減圧 水槽 水位低	減速機 潤滑油 温度上昇	吐出管 クレー異常 温度上昇	ポンプ井 水位 異常低	予備	予備



凡例

記号	名称
COS-1	現場 - 中央
COS-2	手動 - 連動 - 自動
CS-1	停止 - 運転
CS-2	閉 - 停止 - 開
CS-3	可変速 - 固定速(将来)
CS-4	減速 - 停止 - 増速(将来)
BS-1	故障復帰
BS-2	ランプテスト
BS-3	非常停止

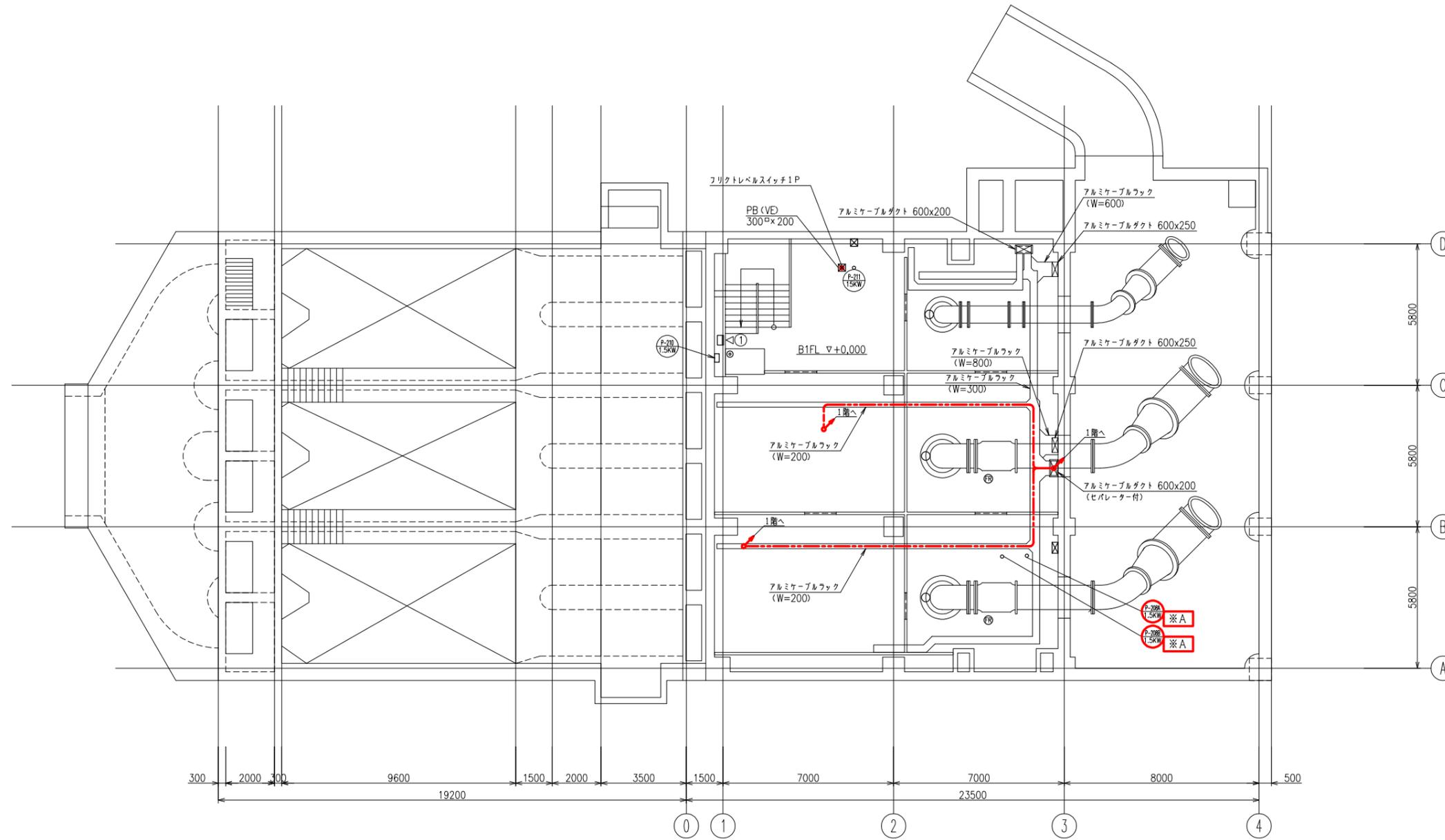
注記

1. は機能増設を示す。
2. 特記なきは、既設を示す。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	現場盤外形図		
縮尺	1/10	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-06

凡例			
番号	記号	名称	備考
①	LCB-P205	床排水ポンプ盤	既設



平面図 S=1:100

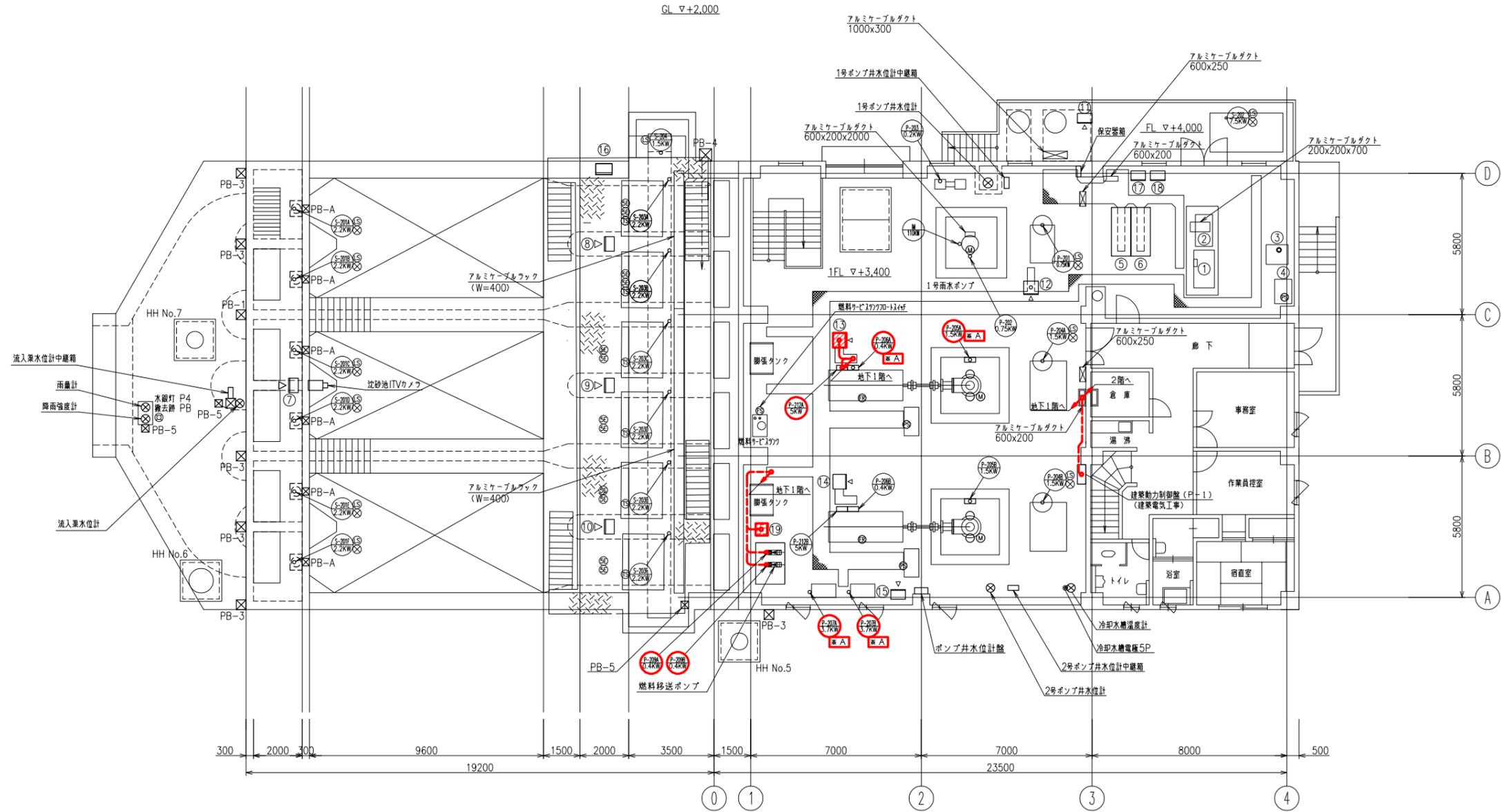
注記

- 特記なきは、既設を示す。
- 特記なき配線は、下記による。
 - 露出配線
 - - - 埋設配線
 - · - · - びつ・アクト・ラック配線

※埋設配線はケーブルのみ新設し、電線管は既設を流用する。
露出配線はケーブル・電線管ともに新設とする。
- ※A は、撤去工事で取り外したケーブル・電線管類の機械設備への再取り付けを示す。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	地下1階配線図(今回)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-07



平面図 S=1:100

凡例

番号	記号	名称	備考
①		ディーゼルエンジン	既設
②		発電機	"
③		減圧水槽	"
④		空気槽	"
⑤	G-1	発電機盤	"
⑥	G-2	自動始動盤	"
⑦	LCB-S101	1~6号流入ゲート盤	"
⑧	LCB-S102A	1,2号自動除塵機盤	"
⑨	LCB-S102B	3,4号自動除塵機盤	"
⑩	LCB-S102C	5,6号自動除塵機盤	"
⑪	LCB-S105	流出ゲート盤	"
⑫	LCB-P201A	1号雨水ポンプ盤	"
⑬	LCB-P201B	2号雨水ポンプ盤	機能増設
⑭	LCB-P201C	3号雨水ポンプ盤	"
⑮	LCB-P202	空気圧縮機盤	"
⑯	LCB-S103	しきり出しコンベア盤	"
⑰	LCB-P203	冷却水ポンプ盤	"
⑱	LCB-P206	雑排水ポンプ盤	"
⑲	LCB-P204	燃料移送ポンプ盤	機移設

凡例

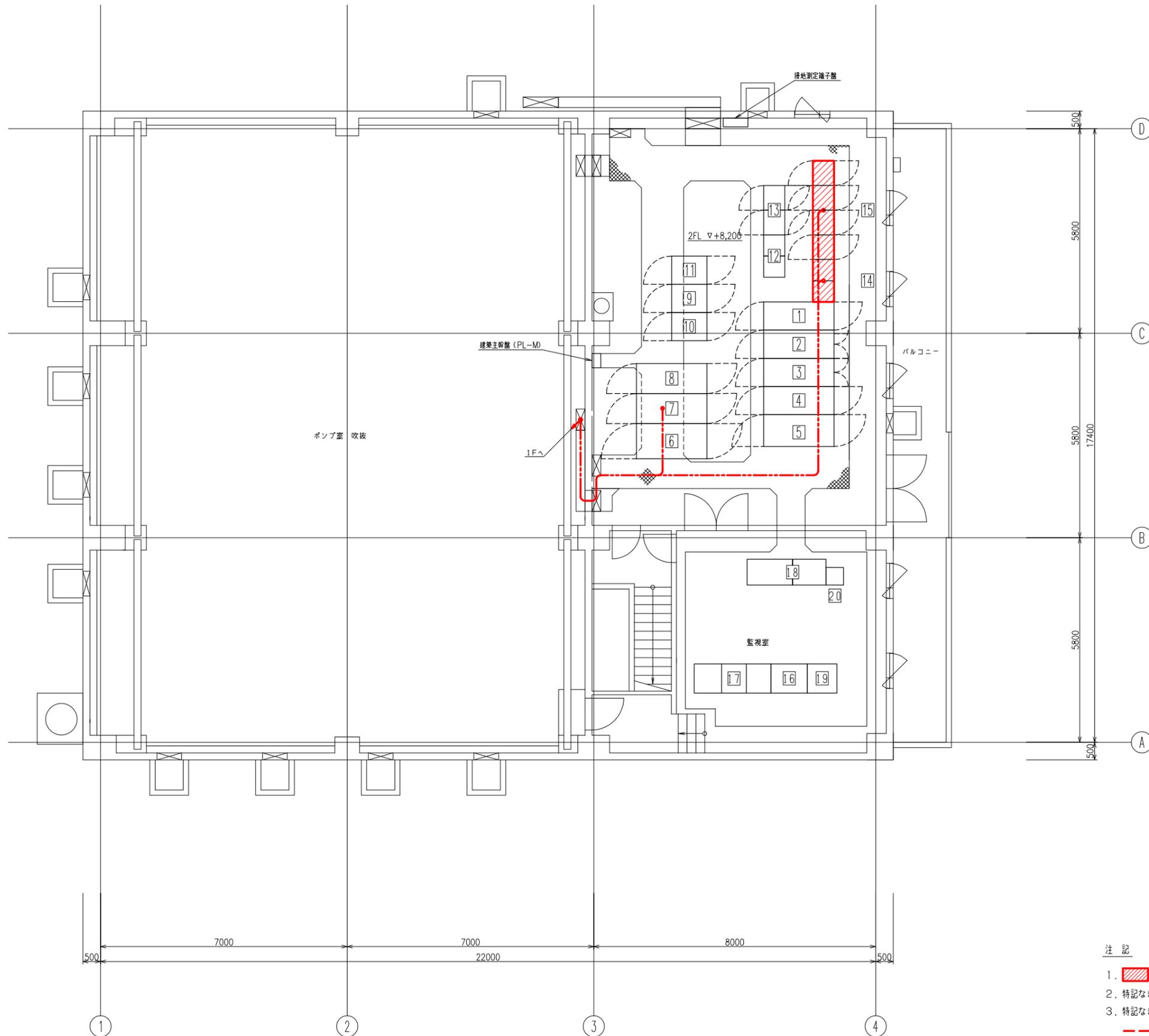
記号	サイズ	種別	備考
PB-1	500φ x 200	SUS-WP	既設
PB-2	400φ x 200	SUS-WP	"
PB-3	300φ x 200	SUS-WP	"
PB-4	500φ x 300	SUS-WP	"
PB-5	200φ x 200	SUS-WP	"
PB-A	250φ x 100	SUS-WP (L字形)	"

注記

- ① は、今回を示す。
- ② は、機能増設を示す。
- ③ は、移設を示す。
- ※A は、撤去工事にて取り外したケーブル・電線管類の機械設備への再取り付けを示す。
- 特記なきは、既設を示す。
- 特記なき配線は、下記による。
 - - - 露出配線
 - - - 埋設配線
 - - - ビット・ダクト・ラック配線
 ※埋設配線はケーブルのみ新設し、電線管は既設を流用する。
 露出配線はケーブル・電線管ともに新設とする。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	1階配線図 (今回)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-08



電気室 凡例

番号	名称	盤記号	備考
1	引込盤	HC-1	既設
2	受電盤	HC-2	"
3	買電切換・VT盤	HC-3	"
4	動力変圧器一次/ZPD盤	HC-4	"
5	1号雨水ポンプ盤	HC-5	"
6	動力変圧器盤	TC-1	"
7	低圧主幹盤	LC-1	"
8	照明変圧器盤	LC-2	"
9	直流電源盤	DC-1	"
10	インバータ盤	CVCF-1	"
11	蓄電池盤	BAT-1	"
12	沈砂池/放流渠設備コントロールセンタ	CC-S	"
13	沈砂池/放流渠設備補助継電器盤	RY-S	"
14	主ポンプ補機設備コントロールセンタ	CC-P	機能増設
15	主ポンプ補助設備補助継電器盤	RY-P	"
16	計装盤	KP	既設
17	中央継電器盤	RY-DK	"
18	中央監視操作卓	DK	"
19	遠方監視制御装置(子局)	TM/TC	"
20	ITVカメラ用モニタ	ITVDSP	"

注記

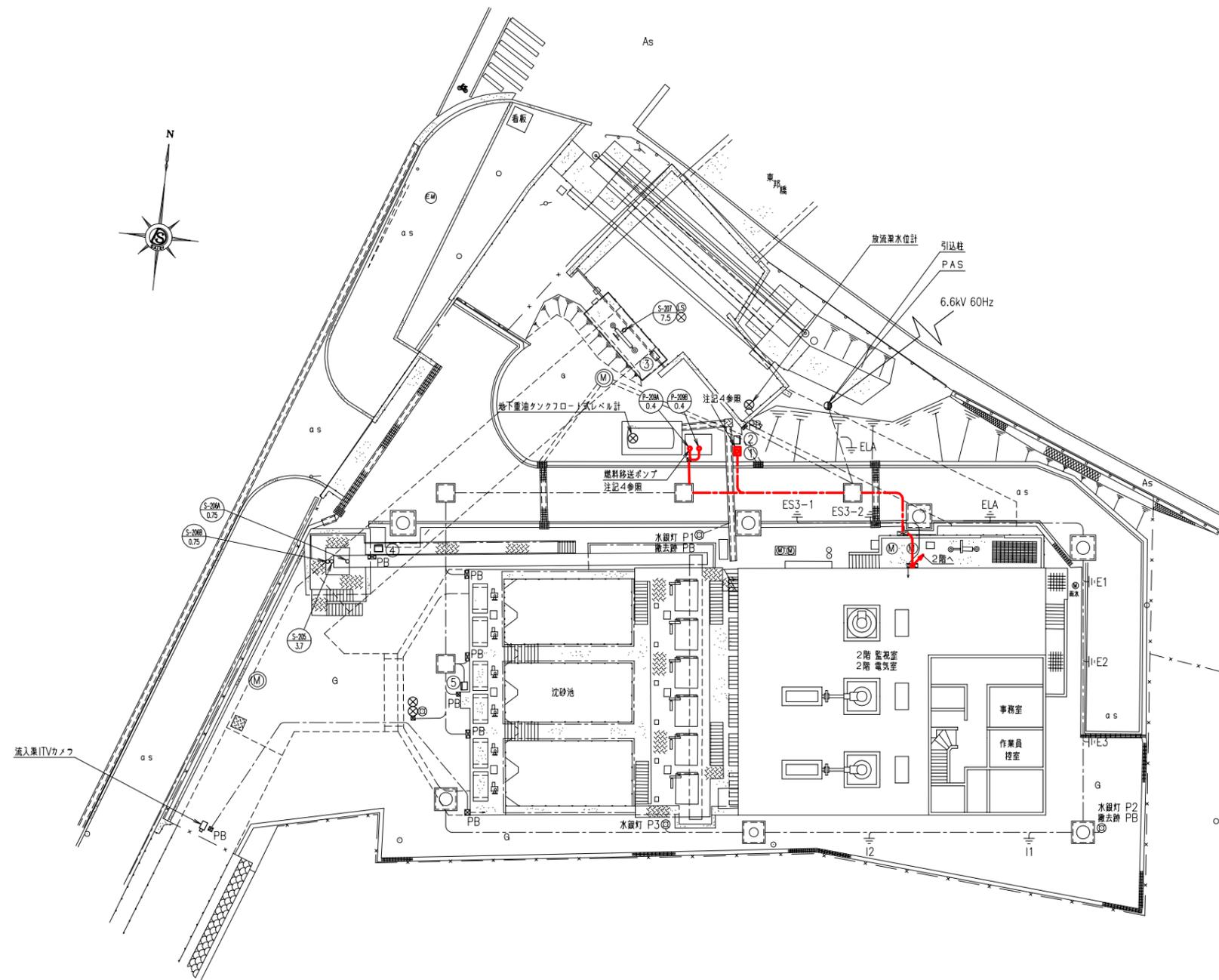
1. は、機能増設を示す。
2. 特記なきは、既設を示す。
3. 特記なき配線は、下記による。

- 露出配線
- 埋設配線
- ビット・アフト・ラック配線

※埋設配線はケーブルのみ新設し、電線管は既設を流用する。
露出配線はケーブル・電線管ともに新設とする。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	2階配線図(今回)		
縮尺	1/60	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-09



場内配線図 S=1:200

接地種別表

記号	種別	用途	接地極	接地線	備考
E A	A種	PAS用	鋼板 900 ^φ x 1.5 ^t	60 ^φ	既設
E L A	A種	アレスタ用	"	"	"
E A	A種	高圧機器用	"	"	"
E B	B種	変圧器中性点用	"	"	"
E D	D種	低圧機器用	"	"	"
E C K	C種	計装機器用	"	"	"
E C S	C種	中央設備機器用	"	"	"
e 1	—	測定用	接地棒 14 ^φ x1500L	14 ^φ	"
e 2	—	"	"	"	"

凡例

番号	記号	名称	備考
①	LCB-P204	燃料移送ポンプ盤	移設
②	LKP-1	重油タンクレベル計	既設
③	LCB-S106	バイパスゲート盤	"
④	LCB-S104	し漏貯留ポンプ盤	"
⑤	LCB-S101	1~6号流入ゲート盤	"

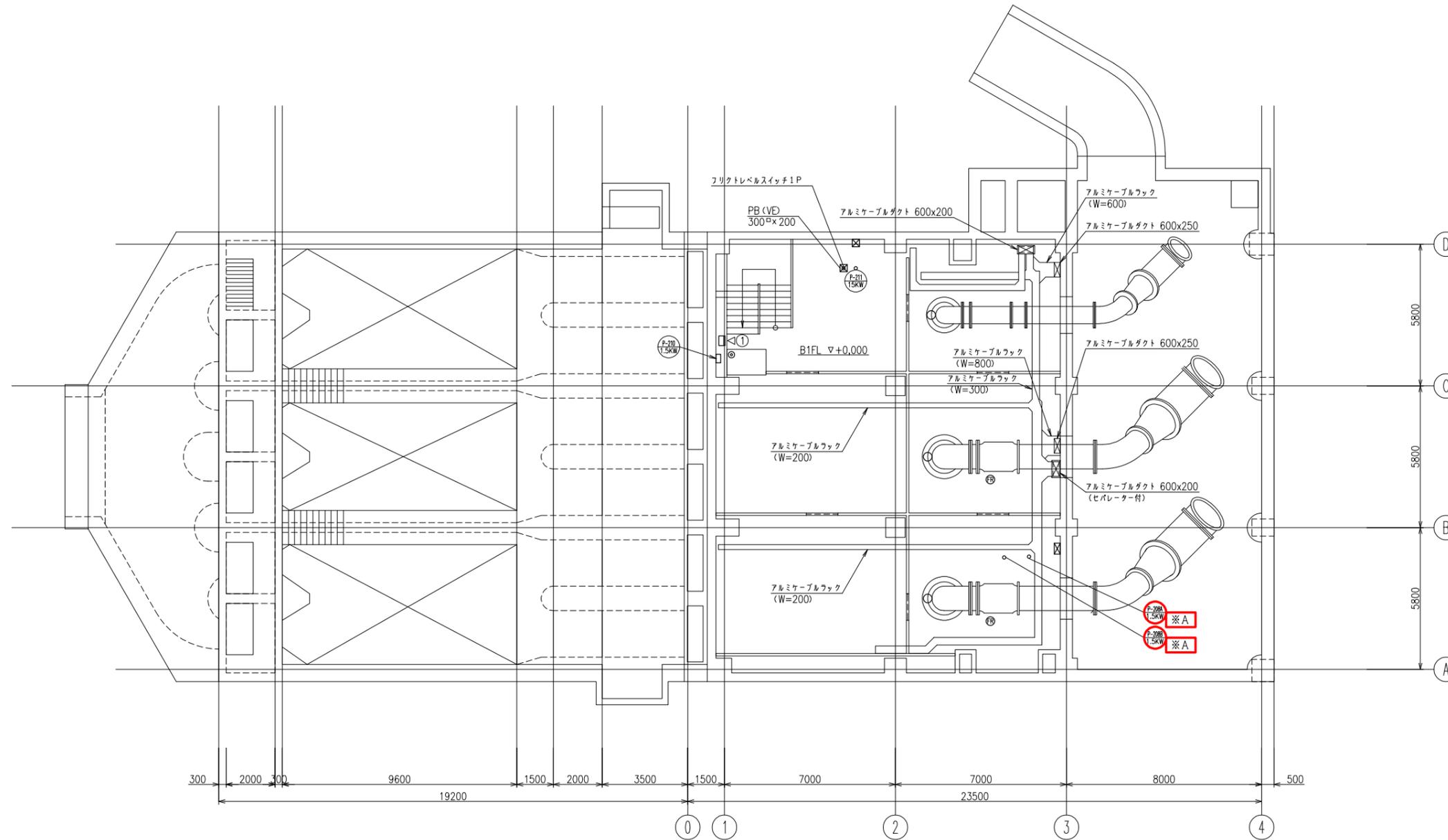
注記

1. は、移設を示す。
2. 特記なきは、既設を示す。
3. 特記なき配線は、下記による。
 露出配線
 埋設配線
 ビット・アクト・ラフ配線
 ※埋設配線はケーブルのみ撤去とし、電線管は撤去対象外とする。
 露出配線はケーブル・電線管ともに撤去とする。
4. 燃料移送ポンプ（機械工事）・燃料移送ポンプ盤（移設）の配線撤去時、発生する配線開口部は閉塞すること。

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	場内配線図（撤去）		
縮尺	1/200	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-10

参考図

凡例			
番号	記号	名称	備考
①	LCB-P205	床排水ポンプ盤	既設



平面図 S=1:100

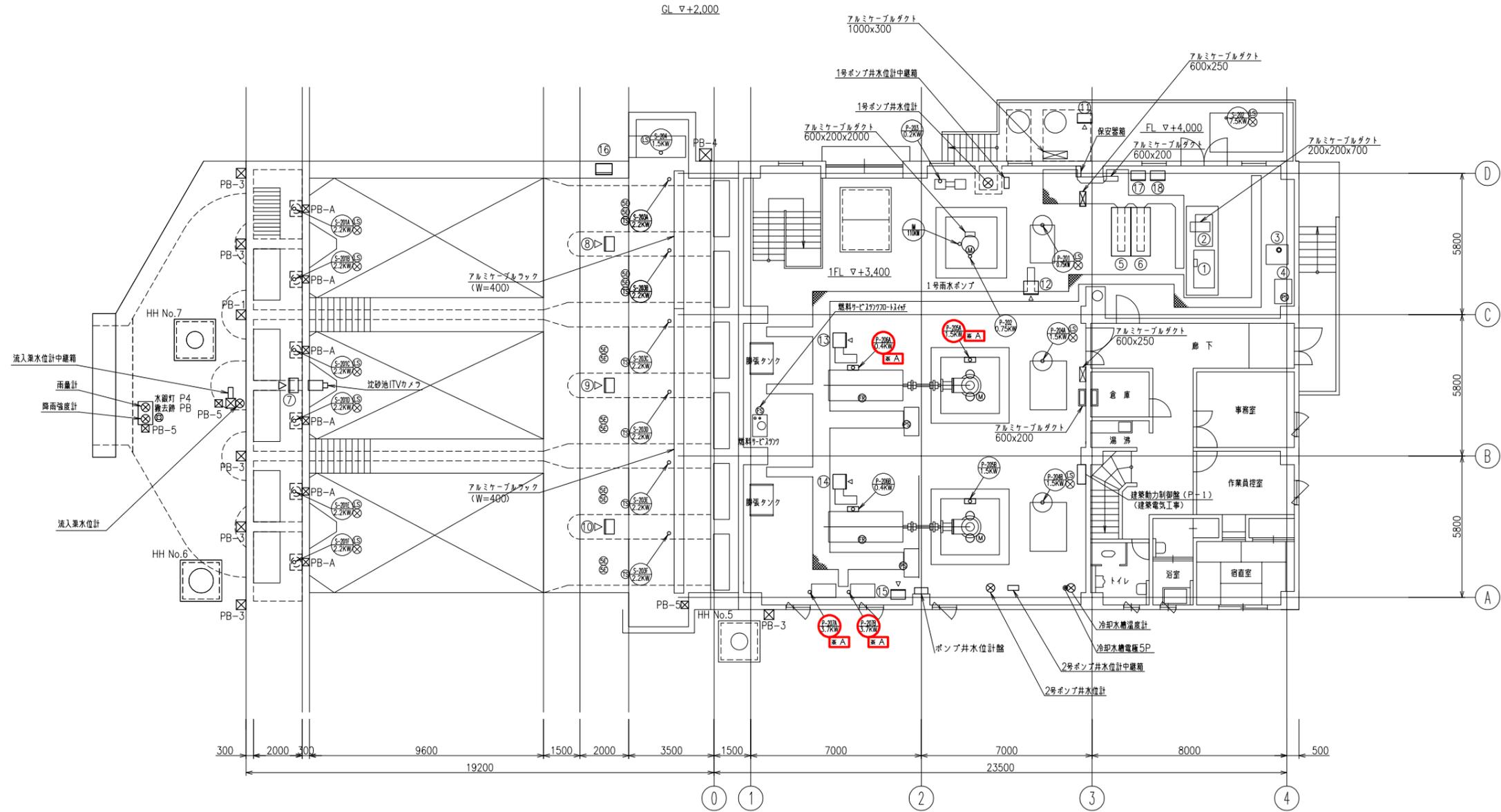
注記

- 特記なきは、既設を示す。
- 特記なき配線は、下記による。
 - 露出配線
 - 埋設配線
 - ビット・テクト・ラック配線

※埋設配線はケーブルのみ撤去とし、電線管は撤去対象外とする。
露出配線はケーブル・電線管ともに撤去とする。
- ※A は、機械設備更新工事のための機械設備からのケーブル・電線管類取り外しを示す。取り外したケーブル・電線管類は機械設備更新工事に影響ない範囲で仮留め・保管する。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	地下1階配線図 (撤去)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-11



平面図 S=1:100

凡例

番号	記号	名称	備考
①		ディーゼルエンジン	既設
②		発電機	"
③		減圧水槽	"
④		空気槽	"
⑤	G-1	発電機盤	"
⑥	G-2	自動始動盤	"
⑦	LCB-S101	1~6号流入ゲート盤	"
⑧	LCB-S102A	1,2号自動除塵機盤	"
⑨	LCB-S102B	3,4号自動除塵機盤	"
⑩	LCB-S102C	5,6号自動除塵機盤	"
⑪	LCB-S105	流出ゲート盤	"
⑫	LCB-P201A	1号雨水ポンプ盤	"
⑬	LCB-P201B	2号雨水ポンプ盤	"
⑭	LCB-P201C	3号雨水ポンプ盤	"
⑮	LCB-P202	空気圧縮機盤	"
⑯	LCB-S103	シヤ露出コンベア盤	"
⑰	LCB-P203	冷却水ポンプ盤	"
⑱	LCB-P206	雑排水ポンプ盤	"

凡例

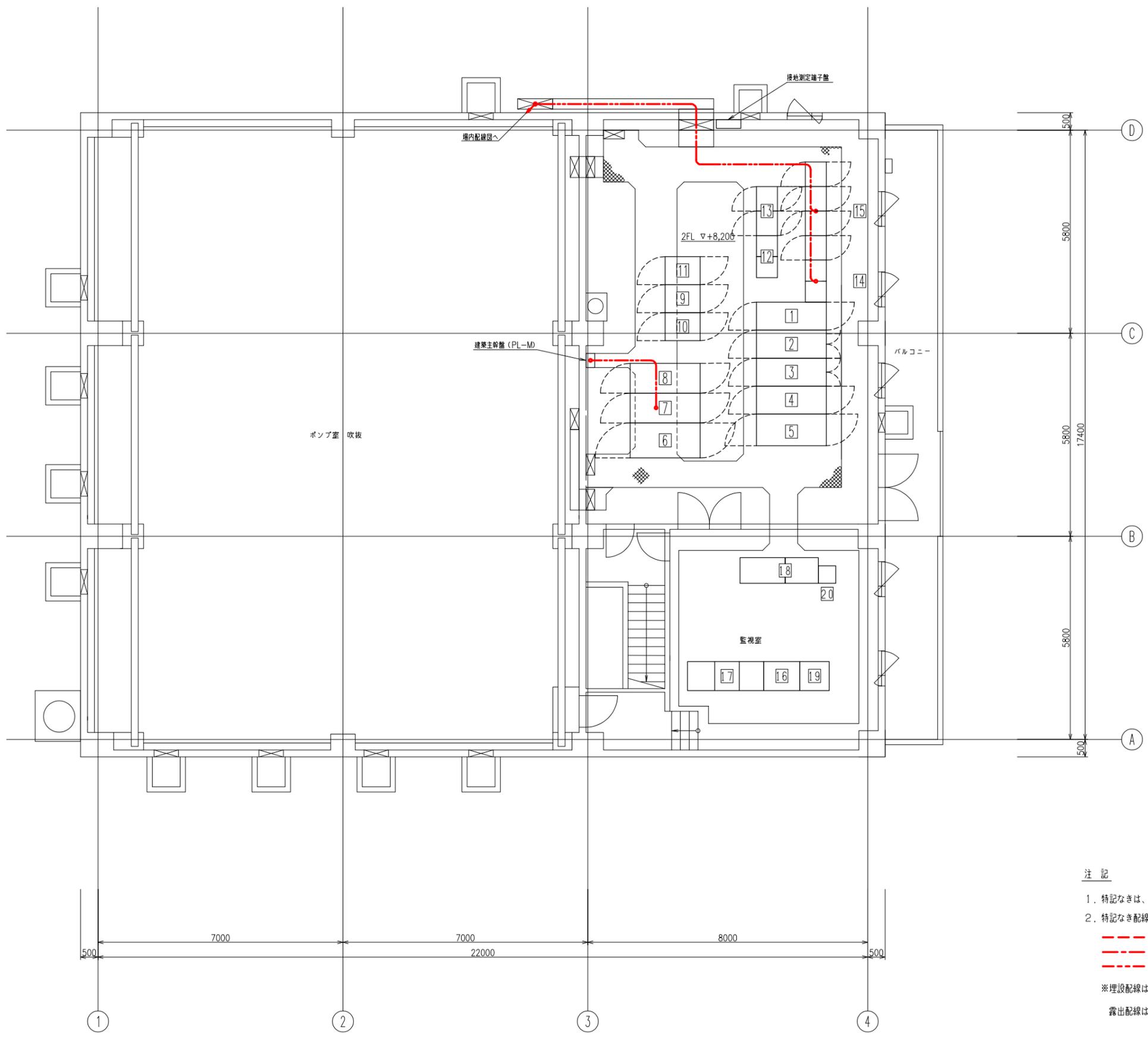
記号	サイズ	種別	備考
PB-1	500φ×200	SUS-WP	既設
PB-2	400φ×200	SUS-WP	"
PB-3	300φ×200	SUS-WP	"
PB-4	500φ×300	SUS-WP	"
PB-5	200φ×200	SUS-WP	"
PB-A	250φ×100	SUS-WP (L字形)	"

注記

- 特記なきは、既設を示す。
- 特記なき配線は、下記による。
 - - - 露出配線
 - - - 埋設配線
 - - - ビット・グット・ラック配線
 ※埋設配線はケーブルのみ撤去とし、電線管は撤去対象とする。
 露出配線はケーブル・電線管ともに撤去とする。
- ※A は、機械設備更新工事のための機械設備からのケーブル・電線管類取り外しを示す。取り外したケーブル・電線管類は機械設備更新工事に影響ない範囲で仮留め・保管する。

参考図

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	1階配線図(撤去)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-12



電気室 凡例

番号	名称	盤記号	備考
1	引込盤	HC-1	既設
2	受電盤	HC-2	"
3	買電切換・VT盤	HC-3	"
4	動力変圧器一次/ZPD盤	HC-4	"
5	1号雨水ポンプ盤	HC-5	"
6	動力変圧器盤	TC-1	"
7	低圧主幹盤	LC-1	"
8	照明変圧器盤	LC-2	"
9	直流電源盤	DC-1	"
10	インバータ盤	CVCF-1	"
11	蓄電池盤	BAT-1	"
12	沈砂池/放流渠設備コントロールセンタ	CC-S	"
13	沈砂池/放流渠設備補助継電器盤	RY-S	"
14	主ポンプ補機設備コントロールセンタ	CC-P	"
15	主ポンプ補助設備補助継電器盤	RY-P	"
16	計装盤	KP	"
17	中央継電器盤	RY-DK	"
18	中央監視操作卓	DK	"
19	遠方監視制御装置(子局)	TM/TC	"
20	ITVカメラ用モニタ	ITVDSP	"

注記

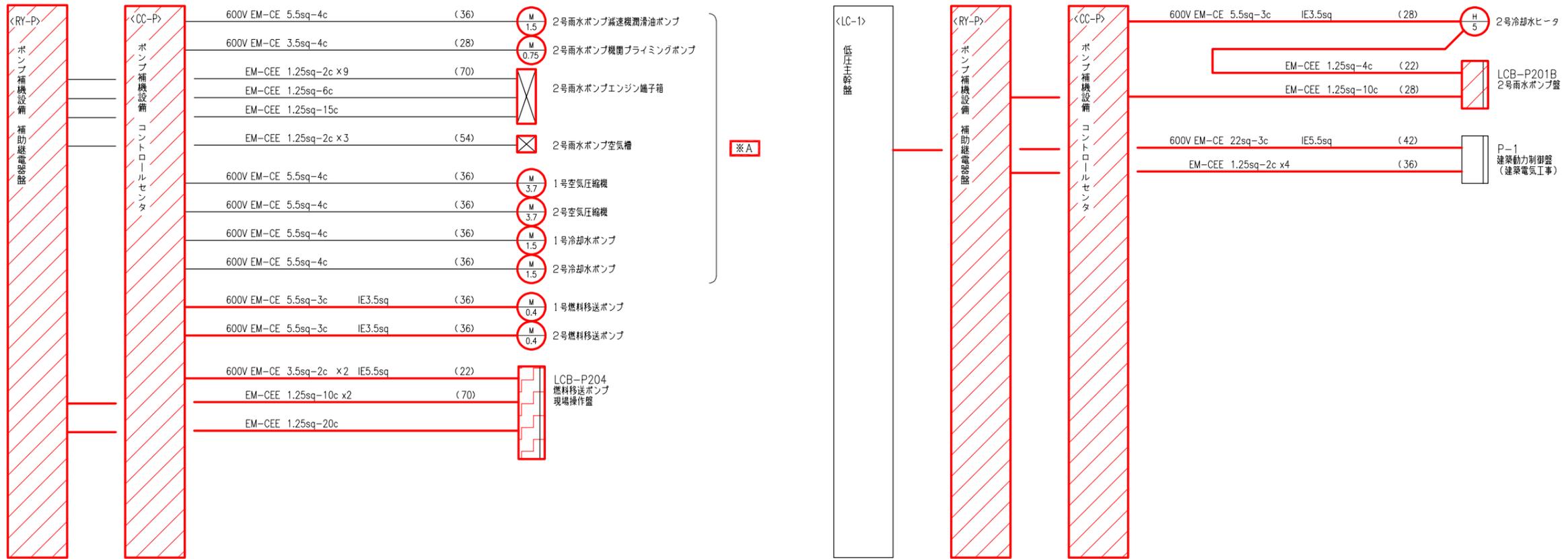
- 特記なきは、既設を示す。
- 特記なき配線は、下記による。

- 露出配線
- - - 埋設配線
- · - · - ビット・ダクト・ラック配線

※埋設配線はケーブルのみ撤去とし、電線管は撤去対象外とする。
露出配線はケーブル・電線管ともに撤去とする。

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	2階配線図(撤去)		
縮尺	1/60	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-13

参考図

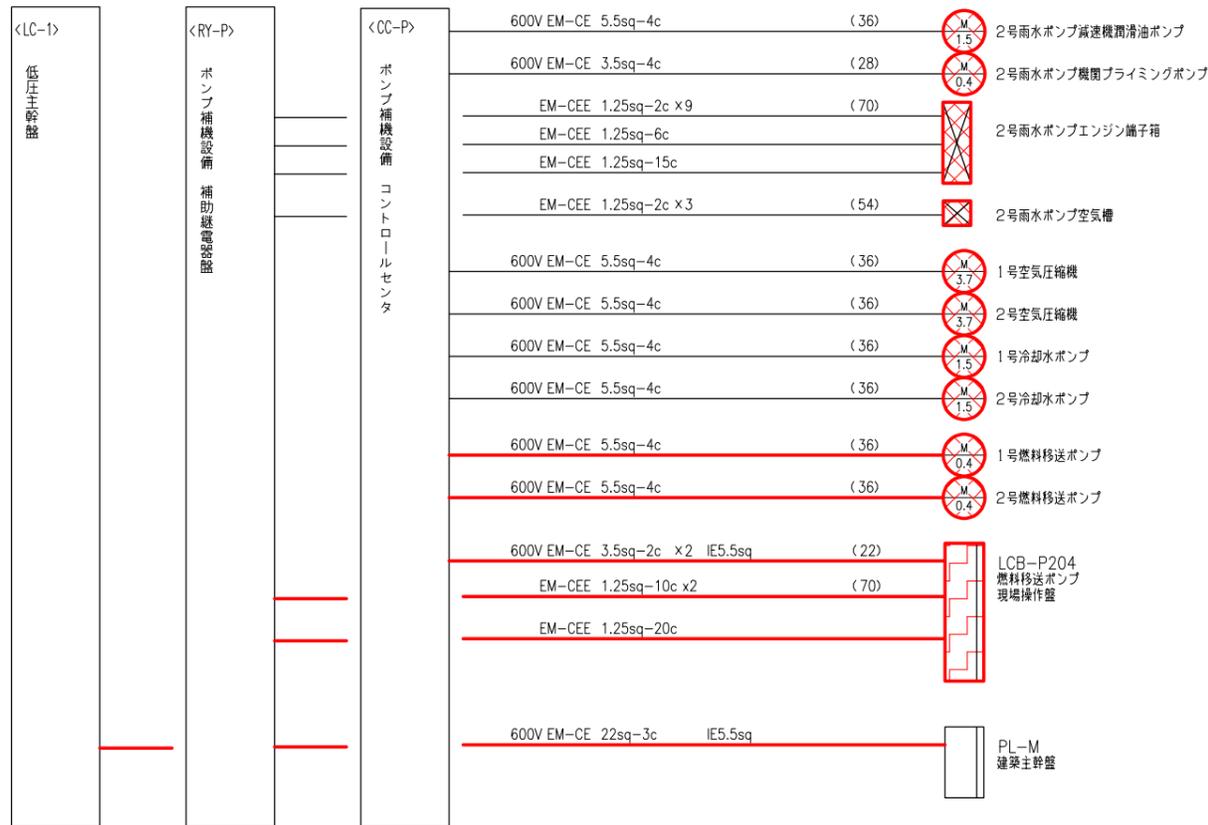


注記

1. は、今回を示す。
2. は、機能増設を示す。
3. は、移設を示す。
4. ※A は、機械設備更新工事の為に、
機械設備からのケーブル・電線管取り外し、
機械設備への再取り付けを示す。

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	配線系統図（今回）		
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-14

参考図



※A

注記

1. は、撤去を示す。
2. は、移設を示す。
3. ※A は、機械設備更新工事の為の
機械設備からのケーブル・電線管取り外し、
機械設備への再取り付けを示す。

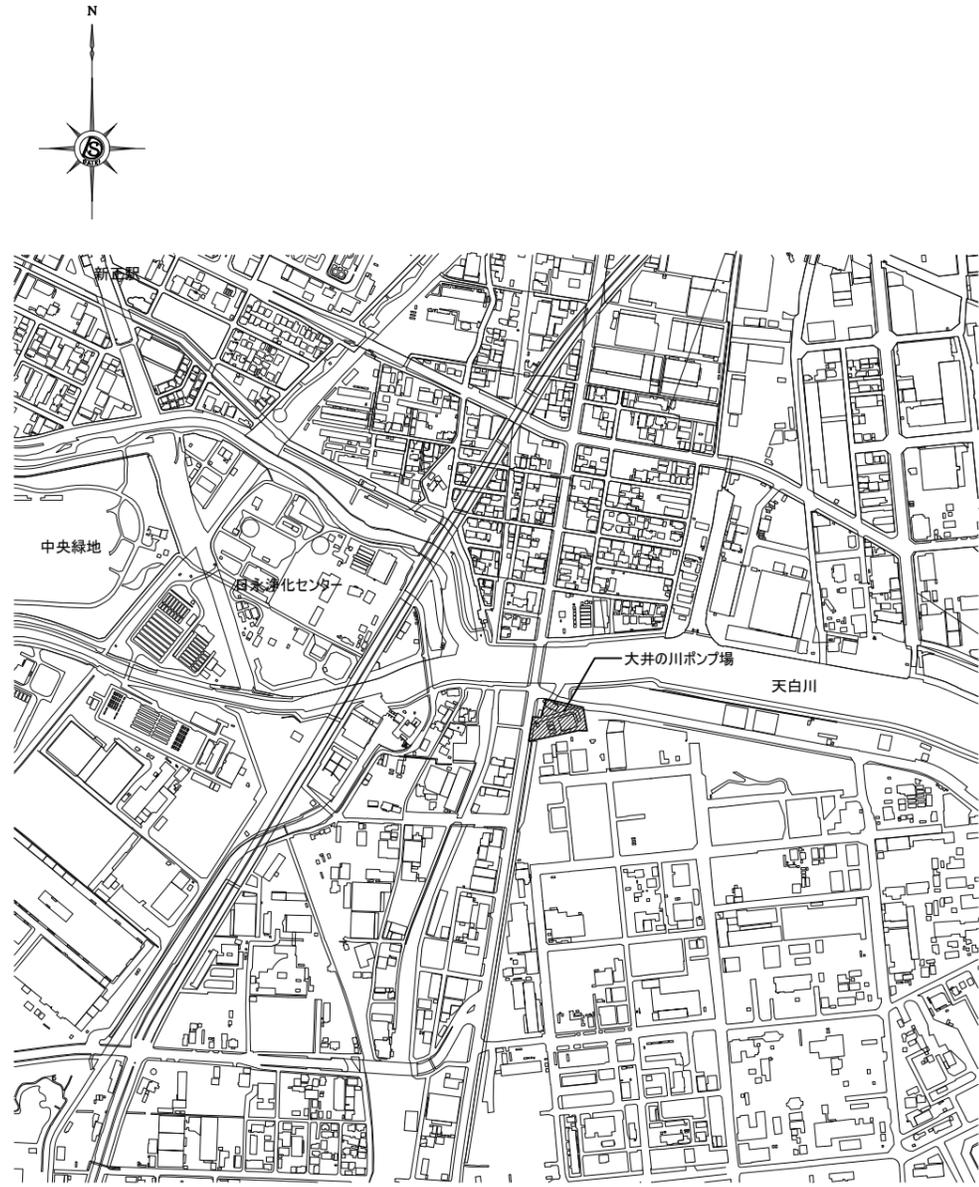
事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	大井の川ポンプ場		
名称	配線系統図 (撤去)		
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	PE-15

参考図

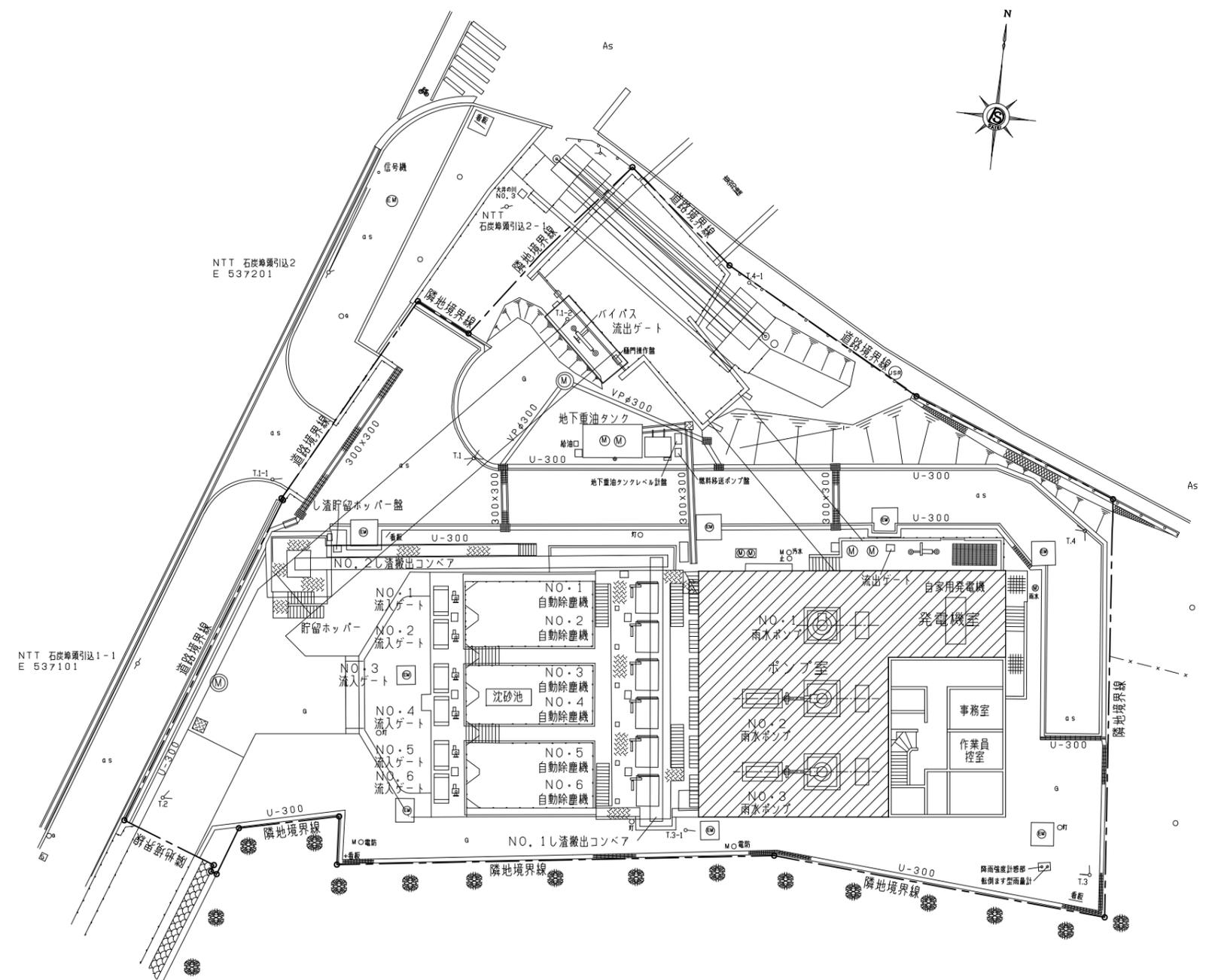
大井の川ポンプ場一般平面図

S=1:200

四日市市 大浜町 地内



付近見取図 S:1/5000



今回工事対象施設

凡例

⊕	マンホール
⊙	照明灯
⊚	上水弁
⊛	電気マンホール
⊜	マンホール(ガス)
○	瓦地
○	芝地

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(Ⅰ-2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町地内		
工事場所	付近見取図・一般平面図		
名称	縮尺 1/5000 設計年月日		
縮尺	1/200	工種 設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-1

大井の川ポンプ場No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新		工事特記仕様書	
総 則			
工 事 概 要	1. 工事場所	四日市市大浜町地内	
	2. 工事種目	改修工事	
1. 共通仕様	<p>(1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標仕」という。)による。</p>		
2. 特記仕様	<p>(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の[. . .] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(標 . . .) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p>		
部分完成	○無 ・有 ()		
部分引渡し	○無 ・有 ()		
1) 保険及び保証	○建設工事保険 (保険証の写しを提出) ○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (・管理財物担保特約に加入のこと) ・任意にて加入		
2) 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ○法定外労災補償制度 (加入証明書書の写しを提出) ○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ・任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。		

章	項 目	特 記 事 項
①章 一般共通事項	① 適用基準等	○建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 28 年版) ※工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 (国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 30 年版)
	② 工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合、登録を行う。 [1.1.4]
	③ 品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速 (Vo)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ (Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ (Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm ・40 cm
	4 電気保安技術者	・適用する。 ・適用しない。 [1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
	⑤ 条件明示項目	・週休2日制工事 試行工事 [1.3.5] ・対象工事(※受注者希望型) 四日市市週休2日制工事試行要領に従うこととし、「月2回土日完全週休2日制試行工事(受注者希望型)」に係る特記仕様書を適用する。 【令和4年10月を適用(四日市市HP 入札情報参照)】 尚、発注者の指示又は承諾により週休2日制に係る休日に施工する場合は、休日を振り替えることができる。 ・対象外工事

⑥ 発生材の処理	○振動、騒音、ほこりでの作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ○音の発生する工事は昼間の作業とし、早期、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ○同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。 ・2023/ / ~ / は工事を行わないこと。 ・工事期間は、 / ~ / とする。尚、 / ~工事担当確認後事前使用を行うこととする。 ○高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。 ・引渡しを要するもの () [1.3.12] ・特別管理産業廃棄物 ※無 ・有 () 処理方法 () ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減) ○特定建設資材以外の搬出 ○構外搬出適正処理 ※廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。 交通安全管理 ※配置しない [1.3.9] ※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5] () 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 5) 1)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧J I SのEo規格品 ④旧J A SのFco規格品 改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。 ※適用する ・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、ステレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置 [1.8.1~3]
⑦ 交通安全管理	
⑧ 建築材料等	
⑨ 化学物質を発生する建築材料等	
10 特別な材料の工法	
11 技能士	
12 化学物質の濃度測定	
⑩ 完成図	○提出する ※提出しない [1.8.1~3] 種類 ※改修標仕 表1.8.1による ・ ○配置図及び案内図 ○各階平面図 ○各立面図 ○断面図 ・仕上表 ○施工図 ・施工計画書 ・ ※C A Dデータの提出 ※提出する ・提出しない

②章 仮設工事	⑭ 記録	○保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・ ○製本図面 提出部数 ※1版 ・2部 ・3部 工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ※内部、外部 2部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。 施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ※図示のベンチマーク(B.M) TP+2.00 mm (現状地盤はB.M mm) かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ○工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。 予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、営繕業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。 ※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合(下記内容該当工事)は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上 3. 加熱アスファルト200t以上 2. 碎石500t以上																																
	15 設備工事との取合い																																	
	⑯ 設計G L																																	
	⑰ 完成引渡し後の点検																																	
	⑱ 随時検査																																	
	⑲ 施工体制台帳の提出																																	
	20 資源有効利用促進																																	
	① 足場その他	内部足場 種別 ※きゃたつ、足場板等 ○ 図示による [2.2.1] 外部足場 種別 ※くさび緊結式(手すり先行工法) ○ 図示による [2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ○行う(・防音パネル ○防音シート) [2.1.3] 騒音・粉じん等の対策 ・行わない 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種 ・C種 ○D種 ・E種 [2.2.1][表2.2.1] 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ・ [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示) (a) 設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1]																																
	② 養生その他																																	
	3 仮設間仕切り																																	
4 監督職員事務所	種別 下地 仕上材(厚さ mm) 充てん材 塗装 ・A種 ※軽量鉄骨 ・合板(※9.0 ・) ・B種 ・木下地 ※せつこうボード(※9.5 ・) 厚さ mm ・C種 単管下地 防炎シート 仮設扉 ※木製扉 ・合板張り程度 ※無し ・鋼製扉 ・片面フラッシュ程度 ・有り ・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けけない [2.4.1] (・規模 m程度 ・仕上げ:床、壁、天井 程度)																																	
5 工事用水	構内既存の施設 ※利用できる (○有償 ※無償) ・利用できない																																	
6 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できる (○有償 ※無償) ・利用できない																																	
③章 防水改修工事	1 既存下地の補修及び処置 ※図示による [3.2.6] 2 アスファルト防水 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない [3.3.2~3][表3.1.1][表3.3.3~10]																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施工箇所</th> <th>新規防水層の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトの種類 ※3種 ・</td> <td>押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱気装置 ・製造所の指定する製品</td> <td>・ステンレス製 設置数量 ()箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改修用ドレン ※設ける (箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けけない [3.2.5]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ(mm) ※35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材質 ※JIS A 9521Iに基づき発泡プラスチック断熱材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>厚さ(mm) ※35</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類	アスファルトの種類 ※3種 ・	押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)		脱気装置 ・製造所の指定する製品	・ステンレス製 設置数量 ()箇所		改修用ドレン ※設ける (箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けけない [3.2.5]			屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材			材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き)			厚さ(mm) ※35			屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材			材質 ※JIS A 9521Iに基づき発泡プラスチック断熱材			・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号			厚さ(mm) ※35		
防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種類																																
アスファルトの種類 ※3種 ・	押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)																																	
脱気装置 ・製造所の指定する製品	・ステンレス製 設置数量 ()箇所																																	
改修用ドレン ※設ける (箇所) ※鋼製 ・鉛製 ・設けけない [3.2.5]																																		
屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材																																		
材質 ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き)																																		
厚さ(mm) ※35																																		
屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材																																		
材質 ※JIS A 9521Iに基づき発泡プラスチック断熱材																																		
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号																																		
厚さ(mm) ※35																																		
	※産業廃棄物税 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物相当分を請求することができる。																																	
	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>大井の川ポンプ場No.2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>四日市市大浜町地内</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>特記仕様書(改修1) (令和4年版)</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>- 設計年月</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>設計者</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>四日市市 図面番号 D-2</td> </tr> </table>	事業名		工事名	大井の川ポンプ場No.2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事	工事場所	四日市市大浜町地内	名称	特記仕様書(改修1) (令和4年版)	縮尺	- 設計年月	工種	設計者	事業主体	四日市市 図面番号 D-2																			
事業名																																		
工事名	大井の川ポンプ場No.2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事																																	
工事場所	四日市市大浜町地内																																	
名称	特記仕様書(改修1) (令和4年版)																																	
縮尺	- 設計年月																																	
工種	設計者																																	
事業主体	四日市市 図面番号 D-2																																	
	株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所 一級愛知県知事登録(い-2) 第7016号 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊																																	

③章 防水改修工事

3 改質アスファルトシート防水
乾式保護材 製造所の仕様による
防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック

防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別(厚さmm) 仕上げ塗料等

4 合成高分子系ルーフィングシート防水
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による
脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()箇所

防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別(厚さmm) 仕上げ塗料等

5 塗膜防水
仕上げ塗料の使用量 ※製造所の仕様による
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート

防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別(厚さmm) 仕上げ塗料等

6 保証期間
防水の保証期間は原則、表面仕上塗料等なしで10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

防水改修工法の種類 施工箇所 新規防水層の種別(厚さmm) 仕上げ塗料等

7 シーリング
シーリングの種類、施工箇所
※下表以外は、改修標準表 3.7.1を標準とする

施工箇所 シーリング材の種類(記号)

8 とい
シーリングの試験 ※行わない ・行う(※簡易接着性試験 ・引張接着性試験)

9 アルミニウム製笠木
表面処理 ・AB-1種 ※BB-1種

4章 外壁改修工事

1 施工数量調査
調査範囲 ・既存モルタル面 ・躯体コンクリート面 ・図示の範囲

調査報告書の部数 ※1部

外壁の種類 種類 改修工法
・コンクリート ・ひび割れ部 ・樹脂注入工法・Uカットシール材充填工法・シール工法

3 ひび割れ部改修工法
・樹脂注入工法 (・モルタル面 ・躯体コンクリート面) [4.1.4][4.2.5]

注入工法の種類 ひび割れ幅(mm) 注入口間隔(mm) 注入量(cc/m) 備考

4 欠損部改修工法
・シール工法 [4.1.4][4.2.4][4.2.7]

5 浮き部改修工法
改修工法の種類 アンカーピンの本数(本/m2) 注入口の箇所数(箇所/m2) 充てん量

アンカーピンの本数(本/m2) 注入口の箇所数(箇所/m2) 充てん量

6 既存塗膜等の除去及び地下処理
工法 処理範囲 下地面の補修

工法 処理範囲 下地面の補修

7 仕上塗料仕上げ
種類、仕上げの形状、工法 [4.5.1][4.5.2][表4.5.1~2]

種類 呼び名 仕上げの形状

・薄付け仕上塗料
・外装薄塗材E
・可とう形外装薄塗材E

種類 呼び名 仕上げの形状

・複層仕上塗料
・複層塗材CE
・可とう形複層塗材CE

種類 呼び名 仕上げの形状

・可とう形改修用仕上塗料
※可とう形改修塗材E
・可とう形改修塗材RE

8 設計数量
外壁部位 種類 工法 数量 備考

外壁部位 種類 工法 数量 備考

⑤章 建具改修工事
①改修工法
②見本の製作等

③アルミニウム製建具
外部に面する建具(フロントサッシは除く) [5.2.2][表5.2.1]

種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所

4 網戸
防虫網
網の種類 ※ステンレス(SUS316)製 ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製

5 樹脂製建具
外部に面する建具(フロントサッシは製造所の仕様による) [5.3.2][表5.3.1]

種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所

6 鋼製建具
7 鋼製軽量建具
品質規格 ※改修標準表5.5.1による

8 ステンレス製建具
簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない

9 木製建具
簡易気密型ドア ・使用する ※使用しない

種別 加工及び組み立て時の含水率

⑩ 建具用金物
マスターキー ・製作する ○製作しない(既存マスターキーに合わせる) [5.8.4]

11 自動ドア開閉装置
開閉方法 ※引き戸 ・多機能トイレ用引き戸

12 自閉式上吊り引戸装置
品質規格 ※改修標準表5.10.3による

事業名 工事名 工事場所 名称

縮尺 工種 事業主体

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(いー2)第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

13 重量シャッター	種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・屋内用防煙シャッター 開閉機能 ※上部電動式(手動併用) ・上部手動式 スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・溶融亜鉛めっき鋼板 形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 シャッターケース(防火・防煙以外のもの) ・股ける ・股けない 危害防止機構 ・障害物感知装置(自動閉鎖型) ・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの 耐風圧性能 () N/m ² (一般重量・外壁用防火のもの)	[5. 11. 2][表5. 11. 1] [5. 11. 2] [5. 11. 3] [5. 11. 2]
14 軽量シャッター	開閉形式 ※手動式 ・上部電動式(手動併用) スラット 材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板 形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 耐風圧性能 () N/m ²	[5. 12. 2][表5. 12. 1] [5. 12. 3] [5. 12. 4]
15 その他のシャッター	・オーバーヘッドドア ・リンググリルシャッター	
16 ガラス	種類・厚さ ※ 建具表による	[5. 14. 2]
17 ガラスの留め材	種別(区分は図示による) ※シーリング材(SR-1, シロン系, 9030G) ・ガasket	[5. 14. 2]
18 ガラス用フィルム	品質は、JIS A5759による ※ガラス飛散防止フィルム 種類(・第2種 ・) 張り面(※内張 ・ 外張) 性能値 ※層間変位試験に適合するもの(B法)	

1 改修範囲	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示による範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示による範囲 天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲 ※既存のまま ・ 図示による範囲	[6. 1. 3]
2 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の撤去 ※仕上げ材のみ(接着剤とも) 下地モルタルとも(※図示の範囲 ・ 除去範囲全て) 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・ 図示 合成樹脂塗床の除去 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒工法	[6. 2. 2]
3 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※図示 ・ モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強 ・ 行う ・ 行わない)	[4. 3. 10][6. 3. 2]
4 木下地等	表面仕上げ 仕上げの程度 ・ プレーン仕上げ ※ツグー仕上げ ・ 超かな仕上げ 加工の種類 ※機械加工 ・ 手加工 ・ プレーン加工 ※ツグー加工 ・ かな加工 木材の含水率 ※A種 ・ B種 木材の品質 ※改修標仕6. 5. 2による ・ 市販品 樹種 構造材 ※杉 ・ 松 ・ ひのき 造作材 ※杉 ・ 松 ・ ひのき 防腐防蟻処理 ※行わない ・ 行う(箇所) 木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。 ※9. 0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。	[6. 5. 1] [6. 5. 2][表6. 5. 3] [6. 5. 2][表6. 5. 4]
5 集材等	集材材又は単板積層材の材質 ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 品名 規格・品質 芯材の種類 施工箇所 ・ 造作用集材材 ※1等 ・ 2等 ・ たも ・ なら ・ しおじ ・ 化粧ばり造作用集材材 ※1等 ・ 2等 ・ 単一針葉樹 ・ 化粧ばり構造用集材材 ・ 造作用単板積層材 ・ 直交集材材	[6. 5. 2]
6 接着剤	※木工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 ※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種	[6. 5. 3] [6. 8. 2][6. 14. 2]
7 床板張り	フローリング及び縁甲板張り床 下張り用床板 ※無し ・ 有り ※合板張り ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 床板 ※単層フローリング(標仕19. 5. 2による) ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 ・ 縁甲板 ※ひのき	[表6. 5. 10]

8 軽量鉄骨天井下地	野縁等の種類 屋内(※19形 ・ 25形) 屋外(※25形 ・ 19形) 既存の埋込みインサート ・ 使用する ・ 使用しない あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う ・ 行わない 耐震補強 ・ 行う(図示) 屋外軒天井及びピロティ天井補強 ※図示	[6. 6. 2][表6. 6. 1] [6. 6. 4]
9 軽量鉄骨壁下地	スタッドの高さが5mを超える場合 ※図示	
10 ビニル床シート	工法 ※熱溶接工法 ・ 突付け(施工箇所) 種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) 備考 ※発泡層のないもの ※FS ・ 無地 ※マーブル柄 ・ 2.5 ※2.0 ・ 発泡層のあるもの ※柄物 ・ 無地 ・ 接着材 ※改修標仕表6. 8. 1による ・ エポキシ樹脂系	[6. 8. 2~3] [6. 8. 2]
11 ビニル床タイル	種類 JISの記号 厚さ(mm) 備考 ※単層ビニル床タイル T T ※2.0 ・ 複層ビニル床タイル F T ・ ・ コンポジションビニル床タイル K T ・ 接着材 ※改修標仕表6. 8. 1による ・ エポキシ樹脂系	[6. 8. 2]
12 帯電防止ビニル床タイル	種類 厚さ(mm) 性能 ※単層ビニル床タイル ※2.0 体積抵抗値 1.0x10 ⁹ Ω以下又は ・ 複層ビニル床タイル ・ 漏えい抵抗値 1.0x10 ¹⁰ Ω以下 ・ コンポジションビニル床タイル ・	[6. 8. 2]
13 誘導用及び注意喚起用床材	視覚障害者用床タイル 種類 寸法(mm) 施工箇所 ・ 塩化ビニル製 ※300×300 ・ レジンコンクリート製 ・ ・ 磁器又はせつ器質タイル	[6. 8. 2]
14 ビニル幅木	高さ(mm) ※60 ・ 75 ・ 100	
15 カーペット敷き	・ 織じゅうたん 種別 バイル形状 色柄等 備考 ・ A種 ・ カットバイル ※無地 ・ B種 ・ ループバイル ・ 柄物(標準品) ・ C種 ・ カット、ループバイル併用 ・ 耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・ タフテッドカーペット バイル形状 バイル長(mm) 工法 帯電性 ・ カットバイル ※5~7 ※全面接着工法 人体帯電圧 ・ ループバイル ※4~6 ・ グリッパー工法 ※3kV以下 ・ カット、ループバイル併用 ・ 耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・ タイルカーペット バイル形状 種類 寸法(mm) 総厚さ(mm) 施工箇所 ・ ループバイル ※第一種 ※500×500 ※6.5 ・ 第二種 ・ ・ カットバイル ・ カット、ループ併用 ・ 下敷き材 種類 ※第二種二号 厚さ 8.0mm	[6. 9. 2~3][表6. 9. 1~2] [6. 9. 2~3][表6. 9. 2] [6. 9. 2~3][表6. 9. 2] [6. 9. 2~3][表6. 9. 2] [6. 10. 3][表6. 10. 4~8]
16 合成樹脂塗床	・ 弾性ウレタン塗床材 ※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ ・ エポキシ樹脂塗床材 ※薄膜流しのべ仕上げ(※平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流しのべ仕上げ(※平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ(※平滑 ・ 防滑) ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種	[6. 10. 3][表6. 10. 4~8]
17 フローリング張り	種別 樹種 工法 塗装 ※天然木化粧複合フローリング ※なら ※釘止め工法 ※塗装品 ・ 単層フローリング ・ ひのき (・ A種・ B種・ C種) ・ 接着剤併用釘留め ・ 無塗装品 ・ モザイクパーケット張り ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種	[6. 11. 2~7][表6. 11. 1~4]

18 畳敷き	種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ※D種(KT-Ⅲ)	[6. 12. 2][表6. 12. 1]	
19 せっこうボード その他ボード張り	種類 JISの記号 厚さ(mm)、規格等 ・ 硬質木毛セメント板 HW ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通木毛セメント板 NW ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ けい酸カルシウム板 0.8FK 無石綿 ※6 ・ 8 ・ ・ ロックウール化粧吸音板 DR ※フットパッド(※9(不燃) ・ 12 ・) ・ 凹凸パッド(※12(不燃) ・ 15 ・ 19 ・) ・ せっこうボード GB-R ※12.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ 不燃積層せっこうボード GB-NC 9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) 化粧有(トラフ・フチ模様) ・ 強化せっこうボード GB-F ・ 12.5(不燃) ・ 15.0(不燃) ・ シーディング石こうボード GB-S ・ 12.5(不燃) ・ 化粧せっこうボード GB-D ・ 12.5(不燃) ・ 9.5(準不燃) ・ せっこうラスボード GB-L ・ 9.5 ・ メラミン樹脂化粧板 JIS K 6903による 厚さ1.2 ・ パーティクルボード ・ 化粧けい酸カルシウム板 0.8FK ※6	[6. 13. 2][表6. 13. 1]	
20 せっこうボードの目地処理	目地処理の種類等 [6. 13. 3][表6. 13. 5] ・ 継目処理工法 施工場所() ・ 突付け工法 施工場所() ・ 目透し工法 施工場所()		
21 壁紙張り	施工箇所 壁紙の種類 防火性能 備考 ※量産加工 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃 ・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃	[6. 14. 3]	
22 化粧タイル張り	モルタル及びプaster面の下地調整 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 [表7. 3. 4] 石こうボード及びその他ボード面の下地調整 ・ RA種 ※RB種 ・ RC種 [表7. 3. 7] ホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種 タイルの種類 [6. 16. 3] 施工箇所 形状寸法(mm) 用途による区分 耐凍害性 色調 うわぐすり 役物 無 有 標準 特注 無釉 施釉 無 有 ・ 屋内 ・ 床 ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ 屋外 ・ 壁 ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ 屋内 ・ 床 ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ 屋外 ・ 壁 ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ 屋内 ・ 床 ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ 屋外 ・ 壁 ※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ タイルの見本焼き ※行わない ・ 行う(※外装タイル ・) 内装タイル ・ 改良積上げ張り [6. 16. 3][表6. 16. 4] ※壁タイル接着剤張り [6. 16. 4][表6. 16. 6]	[6. 16. 3][表6. 16. 4] [6. 16. 4][表6. 16. 6]	
23 セルフレベリング	セルフレベリング材の種類 ・ せっこう系 ※セメント系 [6. 17. 2][表6. 17. 1] ※厚み(mm程度)	[6. 17. 2][表6. 17. 1]	
24 断熱材	種類 施工箇所 厚さ(mm) 品質等 ・ 押出法 ※2種b ※一般部 ※25 ※ノンフロンもの ポリスチレン ※3種b ・ 接地部分 ※25 ・ 特定フロンを使用しないもの フォーム 保温板 ・ 現場発泡断熱材 ※断熱材補修部分 ノンフロンタイプ ・ 一般部 ※15 ・ HFCタイプ 難燃性・3級 ・ 2級 ・ 難燃材料相当品	(標19. 9. 2~3)	
ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種			
事業名	大井の川ポンプ場No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町内		
工事場所	特記仕様書(改修3) (令和4年版)		
名称	縮尺	-	設計年月
工種	設計者	株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所 一級愛知県知事登録(いー2)第7016号	
事業主体	四日市市 図面番号	D-4	
管理建築士	秋田豊	一級建築士登録 第247519号	

6章 内装改修工事

25 フリーアクセスフロア (標20.2.2)
26 可動間仕切り (標20.2.3)
27 移動間仕切り (標20.2.4)
28 トイレブース (標20.2.5)
29 階段滑り止め (標20.2.6)
30 黒板及びホワイトボード (標20.2.8)
31 ブラインド [2.3.1][5.1.6]
32 ロールスクリーン (標20.2.13)
33 カーテン [2.3.1][5.1.6]
34 点検口 (標20.2.14)
35 流し台ユニット

7章 塗装改修工事

1 材料一般 [7.1.3]
2 下地調整 [7.2.1]
既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4~6]

3 素地ごしらえ
4 錆止め塗料塗り [7.4.2]
5 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) [7.5.1~4]
6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) [7.2.5~6]
7 耐候性塗料塗り(DP) [7.2.2]
8 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G) [7.9.2~5]
9 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) [7.10.2]
10 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) [7.11.2]
11 オイルステイン塗り(OS) [7.12.2]
12 木材保護塗料塗り(WP) [7.13.2]

素地ごしらえ [7.3.1~7]
素地面の種類 種別 備考
木部 A種・B種
鉄鋼面 A種・B種 ※C種
亜鉛めっき面 A種・B種
モルタル、せっこうプラスター面 A種 ※B種
コンクリート及びALCパネル面 A種 ※B種
コンクリート及び押出成型モルタル版面 A種・B種
せっこうボード、その他ボード面 A種・B種
塗料の種類 [7.4.2]
塗り工法 [7.5.1~4]
下地の種類 塗料種類 塗り工法
木部 ※1種・2種
鉄鋼面 ※1種・2種
亜鉛めっき面 ※1種・2種
塗替えの場合の下地調整 RA種 ※RB種 RC種
塗り工法の種別 A種 ※B種
耐候性塗料塗り(DP) RA種 ※RB種 RC種
鉄鋼面 工法は、表7.8.1
亜鉛めっき面 工法は、表7.8.2
上塗種別
JISK5659 (1級) ふっ素系樹脂塗料
JISK5659 (2級) シリコン系樹脂塗料
JISK5659 (3級) ポリウレタン系樹脂塗料
コンクリート面、押出成型セメント版面 [7.8.4]
工法は、表7.8.3 種別は(A-1種・A-2種・B-1種・B-2種・C-1種・C-2種)
上塗種別
JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級)
JISK5658 主要原料 シリコン樹脂(2級)
JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)
[7.9.2~5]
下地の種類 塗り工法
コンクリート、モルタル、せっこうプラスター、その他ボード面 新規(A種・B種) 塗替え(※B種・C種)
木部 新規(※A種・B種) 塗替え(※B種・C種)
鉄鋼面 新規(A種・B種) 塗替え(※B種・C種)
亜鉛めっき鋼面 新規(※A種・B種) 塗替え(※B種・C種)
塗替えの場合のシーラー ※改修標仕7.9.2による 行わない
塗り工法の種別 A種 ※B種 C種 [7.10.2]
塗り工法の種別 A種 ※B種 [7.11.2]
塗料の種類 ※1液形 2液形
着色剤の種類 油性顔料着色剤 溶剤形顔料着色剤
木部 工法は改修標仕表7.12.1による [7.12.2]
工法 A種 ※B種 [7.13.2]

8章 耐震改修工事

1 鉄筋の種類 [8.2.1][表8.2.1]
2 溶接金網 [8.2.2]
3 鉄筋の材料試験 [8.2.3]
4 継手及び定着 [8.3.4][表8.3.3]
5 帯筋組立の形 [8.3.4]
6 壁の配筋及び補強 [8.3.7]
7 ガス圧接 [8.3.8]
8 コンクリートの種類及び強度 [8.1.3]
9 コンクリートの材料 [8.2.5][表8.2.3]
10 モルタル及びグラウト材 [8.2.6][8.2.12]
11 無筋コンクリート [8.11.1~3]
事業名
工事名
工事場所
名称
縮尺
工種
事業主体

15 鉄骨製作工場	・監督職員の承諾する工場 ・(社)全国鉄構工業協会、(株)日本鉄骨評価センター認定工場(下記認定グレード以上) (・S・H・M・R・J) [8.1.5]														
16 鉄骨工作場	施工管理技術者 配置する 配置しない ※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの繰端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、 国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による。 [8.1.6]														
17 溶接管理技術者	・配置する 配置しない [8.15.2]														
18 鋼材	鋼材の材質、規格は下表による。 [8.2.8]														
	<table border="1"> <tr> <th>材 質</th> <th>品名又は使用箇所</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※JISの規格品</td> </tr> </table>	材 質	品名又は使用箇所	規 格			※JISの規格品			※JISの規格品			※JISの規格品		
材 質	品名又は使用箇所	規 格													
		※JISの規格品													
		※JISの規格品													
		※JISの規格品													
19 高力ボルト	※トルシア形高力ボルト・JIS形高力ボルト・溶融亜鉛めっき高力ボルト 径() すべり係数試験 実施する ※実施しない 試験方法()、試験片の摩擦面の状態() [8.2.9] [8.14.2]														
20 鋼材の材料試験	※JIS規格品については種類の異なるごとに1t未満の場合は規格証明書 の提出を省略することができる。 [8.2.13]														
21 溶接施工	エンドタブの種類 ※鋼製タブ 代替タブを使用する場合は、セラミックスタブとし、以下の書類を提出し、監督職員の承諾 を得ること。 ・セラミックスタブの使用実績 ・AW検定協議会の代替エンドタブ技量認定資格者または日本エンドタブ協会によるエンド タブ施工講習(溶接技能者・固形タブ・A級)修了者の資格証 ・鉄骨製作工場における施工実績 エンドタブの切断 行う() 行わない スカラップ ※改良型スカラップ [8.15.7]														
22 溶接部の試験	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う(9mm以上) 行わない 試験箇所数 耐震ブレース ※改修欄仕8.15.12による その他 ※欄仕7.6.12(イ)による [8.15.12]														
23 錆止め塗料	・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種類は、下記とする。 ・JIS K 5625 ・JIS K 5674 ・DP塗装の場合 JIS K 5552 + JIS K 5551(2回) 耐火被覆材の接着する面の塗装 行う ※行わない [8.17.3]														
24 耐火被覆材	[8.18.2~7]														
	<table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>所要性能及び適用構造部位</th> </tr> <tr> <td>耐火材</td> <td>・乾式吹付けロックウール</td> </tr> <tr> <td>吹付け</td> <td>・半乾式吹付けロックウール</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・湿式ロックウール</td> </tr> <tr> <td>耐火板張り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ラス張りモルタル塗り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐火塗料</td> <td></td> </tr> </table>	種 別	所要性能及び適用構造部位	耐火材	・乾式吹付けロックウール	吹付け	・半乾式吹付けロックウール		・湿式ロックウール	耐火板張り		・ラス張りモルタル塗り		耐火塗料	
種 別	所要性能及び適用構造部位														
耐火材	・乾式吹付けロックウール														
吹付け	・半乾式吹付けロックウール														
	・湿式ロックウール														
耐火板張り															
・ラス張りモルタル塗り															
耐火塗料															
25 既存コンクリート面の目荒し	適用範囲 [8.21.3][8.22.3] ※既存コンクリートとの打継ぎ面 ※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材充填部の接合面 目荒らしの範囲 ※柱、梁面 打継ぎ面又は接合面全体の3/4以上 ※壁面 打継ぎ面又は接合面全面の1/3程度 目荒らしの程度 ※平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹部を施す														

9章 環境配慮改修工事

26 あと施工アンカーの材料	・金属拡張アンカー [8.2.4] ※接着系アンカー 接着剤の材質及びカプセルの種類 (ガラス管タイプ) 日本デコラックス(株) ケミカルアンカーR、RSタイプ 旭化成ジオテック(株) ARケミカルセッターSUPER LLL AP 日本ヒルティ(株) HVU-G/E A もしくは同等品以上 接合筋の種類 ※鉄筋コンクリート用棒鋼(D16以上SD345) ・全ねじボルト																																									
27 あと施工アンカーの施工	施工管理技術者 ※置く 置かない [8.12.2]																																									
28 あと施工アンカーの穿孔	穿孔前の埋込み配管等の探査 [8.12.4] 範囲 あと施工アンカー施工部分全て 図示 方法 探査機により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。 ・はつり出しによる 穿孔方法 低騒音、低振動工法とする(工法については、監督員の承諾を得ること)																																									
29 あと施工アンカーの確認試験	施工確認試験 [8.12.5][8.12.7] ※全数打音試験を行う。 ・引張試験は増設壁又は鉄骨ブレス1箇所あたり1本とし、引張荷重は設計強度の2/3以上とする。場所については監督職員の指示による。																																									
30 既存構造体との取り合い	グラウト材の品質管理 [8.21.9][8.22.7] ※圧縮強度試験を行う(3日、28日、封かん養生) ※コンシステンシー試験を行う。																																									
1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針(建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。 ・石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ・事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。 ・アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。																																									
2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 行う 行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 行う 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行う 行わない 施工箇所及び工法 ※図示																																									
3 アスベストの含有調査	分析による確認 行う(下表による) 行わない <table border="1"> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> </table>	材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																													
材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数																																								
	※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																								
	※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																								
	※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)																																								
4 アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 有 無 [9.1.3] 除去吹付け材()含有場所() 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 <table border="1"> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>排気装置の排出口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> <td></td> </tr> </table> (注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認	測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	排気装置の排出口	1点	空気の流れを確認	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気	
測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																						
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																						
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																						
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																						
	測定4	排気装置の排出口	1点	空気の流れを確認																																						
	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																						
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—																																						
	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																						
測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																							

表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																																					
	<table border="1"> <tr> <th>測定3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定5</th> </tr> <tr> <td colspan="3">位相差顕微鏡</td> </tr> <tr> <td>計数機器</td> <td colspan="2">25mm</td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td colspan="2">47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td colspan="2">210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="2">アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td colspan="2">総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野</td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td colspan="2">直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3:1以上</td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> </tr> <tr> <td>0.3 f/l</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5	位相差顕微鏡			計数機器	25mm		メンブレンフィルタの直径	47mm		試料の吸引流量	1l/min	5l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	試料の吸引時間	210 min		試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野		計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3:1以上		定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l		
測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5																																			
位相差顕微鏡																																					
計数機器	25mm																																				
メンブレンフィルタの直径	47mm																																				
試料の吸引流量	1l/min	5l/min																																			
試料の吸引時間	5 min	120 min																																			
試料の吸引時間	210 min																																				
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																																				
計数条件	総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野																																				
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ×直径比3:1以上																																				
定量限界	50 f/l	0.5 f/l																																			
0.3 f/l																																					
5 アスベスト含有仕上塗材の除去	作業場の責任隔離養生 ※行う 除去工法 ※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。																																				
6 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 有 無 除去仕上塗材()含有場所() 撤去の範囲 全面撤去 図示による 除去工法(原則湿潤化し、下記工法とする) ・水洗い工法 手工具ケレン工法 ・集じん装置付高圧水洗工法 集じん装置付超高压水洗工法 超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 剥離材併用超高压水洗工法 剥離材併用手工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験施工 行う 行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 ・隔離養生不要 隔離養生必要(責任不要) 其他() 処分方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う																																				
7 アスベスト含有成形板の除去	アスベスト含有成形板の有無 有 無 [9.1.5] 除去成形板()含有場所() 作業場の養生 行う 行わない ※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生(責任不要)を行う 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。																																				
8 特記事項	※本工事に配置管理させる者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)																																				
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td>四日市市大浜町地内</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>特記仕様書(改修5) (令和4年版)</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>- 設計年月</td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td>設計者</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>四日市市 図面番号 D-6</td> </tr> </table>		事業名		工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事	工事場所	四日市市大浜町地内	名称	特記仕様書(改修5) (令和4年版)	縮尺	- 設計年月	工種	設計者	事業主体	四日市市 図面番号 D-6																						
事業名																																					
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事																																				
工事場所	四日市市大浜町地内																																				
名称	特記仕様書(改修5) (令和4年版)																																				
縮尺	- 設計年月																																				
工種	設計者																																				
事業主体	四日市市 図面番号 D-6																																				
<p>株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所 一級愛知県知事登録(い-2)第7016号 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊</p>																																					

個人情報の取り扱いに関する事項

(基本事項)

- 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
(施工者の義務)
- 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第67号。以下「法」という。）67条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
(秘密の保持)
- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(適正な管理)
- 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
- 4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
(収集の制限)
- 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
(再提供の禁止)
- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
(複写、複製の禁止)
- 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。
(持ち出しの禁止)
- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
(資料等の返還)
- 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。
- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
- (1) 紙媒体 シュレッダーによる切断
(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
(研修・教育の実施)
- 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
(苦情の処理)
- 第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
(定期報告及び事故発生時における報告)
- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(監査及び検査)
- 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
(契約解除及び損害賠償)
- 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	特記仕様書（改修6） (令和4年版)		
縮尺	-	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-7

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録（いー2）第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

大井の川ポンプ場No.2エンジン及び逆流防止弁、補機類更新工事 工事区分一覧表

階	符号		場所(室名)	工事項目	適用図面	工事内容		関連設備工事(A.M)	関連設備工事(A.E)	関連設備工事(P.M)	関連設備工事(P.E)	備考
	改修前	改修後				建築	土木	適用図面	適用図面	適用図面	適用図面	
1階 ~ R階 吹抜 部分			D通り、1-2通り間 ポンプ室外壁面ガバリ1箇所	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設	D-10、11、13、15、16	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設						
			D通り、2-3通り間 ポンプ室外壁面ガバリ2箇所	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設 既設ガバリ部アルミフード:取外し、保管	D-10、11、13、15、16	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設 既設ガバリ部アルミフード:取外し、保管						
			D通り、3-4通り間 ポンプ室外壁面ガバリ2箇所	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設 既設ガバリ部アルミフード:取外し、保管	D-10、11、13、15、16	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設 既設ガバリ部アルミフード:取外し、保管						
			A通り、1-3通り間 ポンプ室外壁面7mm製ガバリ2箇所	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設	D-10、11、13、15、16	既設7mm製ガバリ撤去(枠・水切残し)・ガバリ新設(カバー工法) 改修に伴う、ソーラア:撤去・新設						
屋根			2-3通り、B-D通り間 屋根トップライト4箇所	既設トップライト撤去(建築工事はトップライト撤去まで)	D-12、15	既設トップライト撤去(建築工事はトップライト撤去まで)						トップライト撤去部分は、防水養生を監督員へ相談の上実施すること。

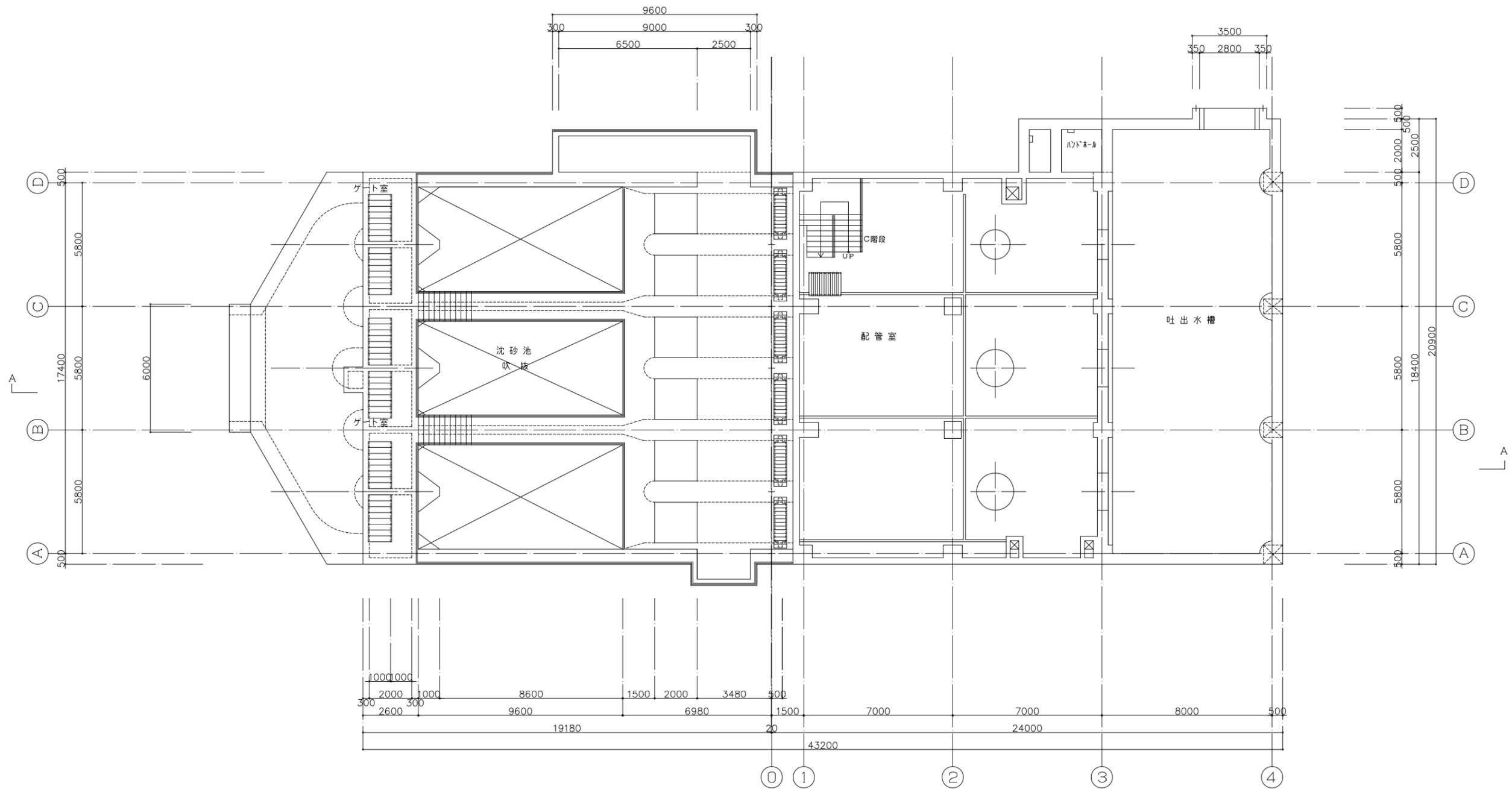
注記) 1.設備工事は、「公共建築工事改修仕様書(機械設備工事編)及び(電気設備工事編)」に準拠する。

2.用語の定義

- ・ 新 設:形状が変わり、新しく設けるもの
補強して新しく設けるもの
- ・ 撤 去:取壊し、処分するもの
- ・ 取外し:取外し、保管するもの
- ・ 再取付:取外し、保管していたものを取付けること
- ・ 移 設:取外し、他の場所に取り付けるもの
既設の状態に戻すもの

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	工事区分表(改修前・後)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-8

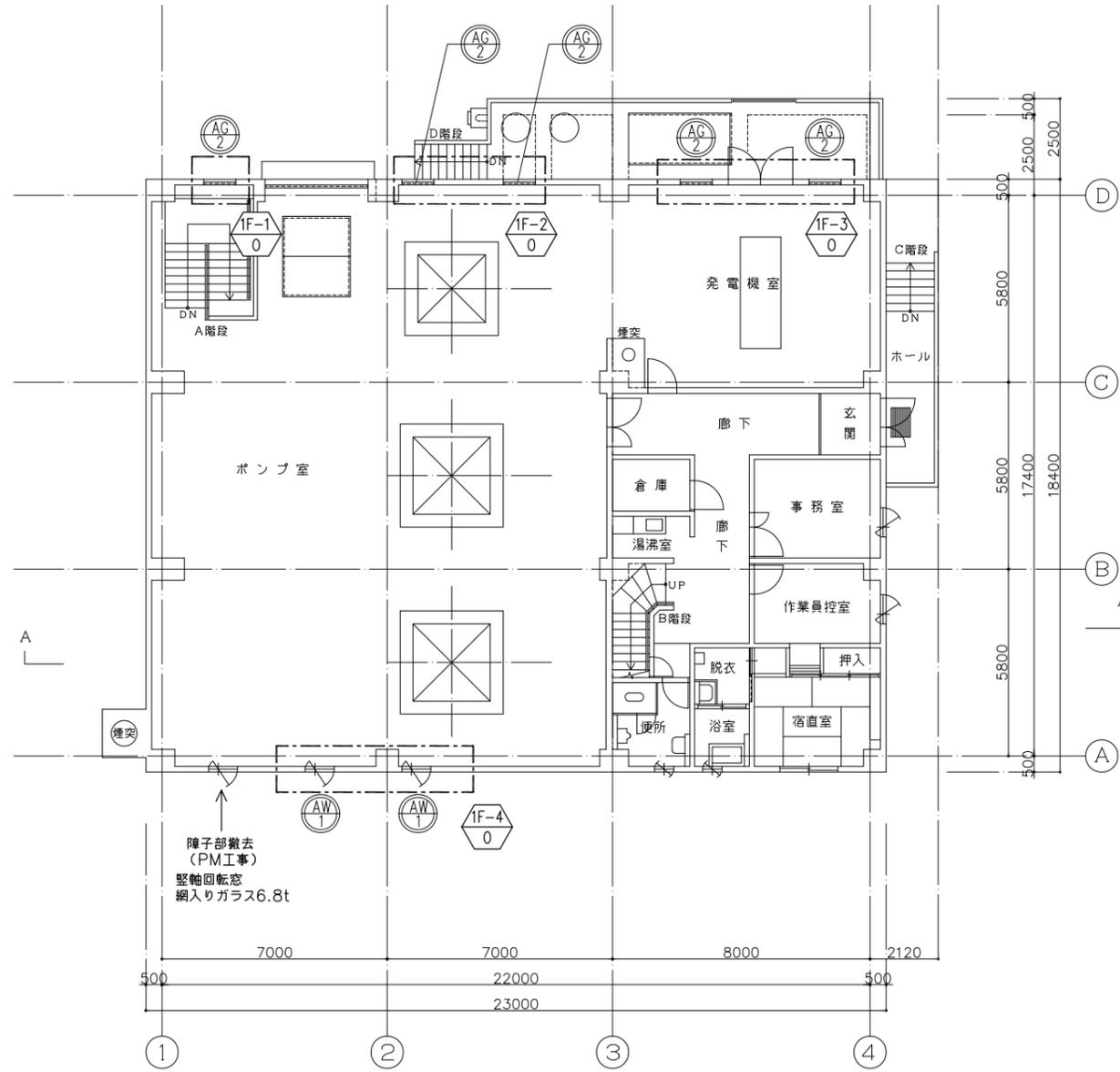
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



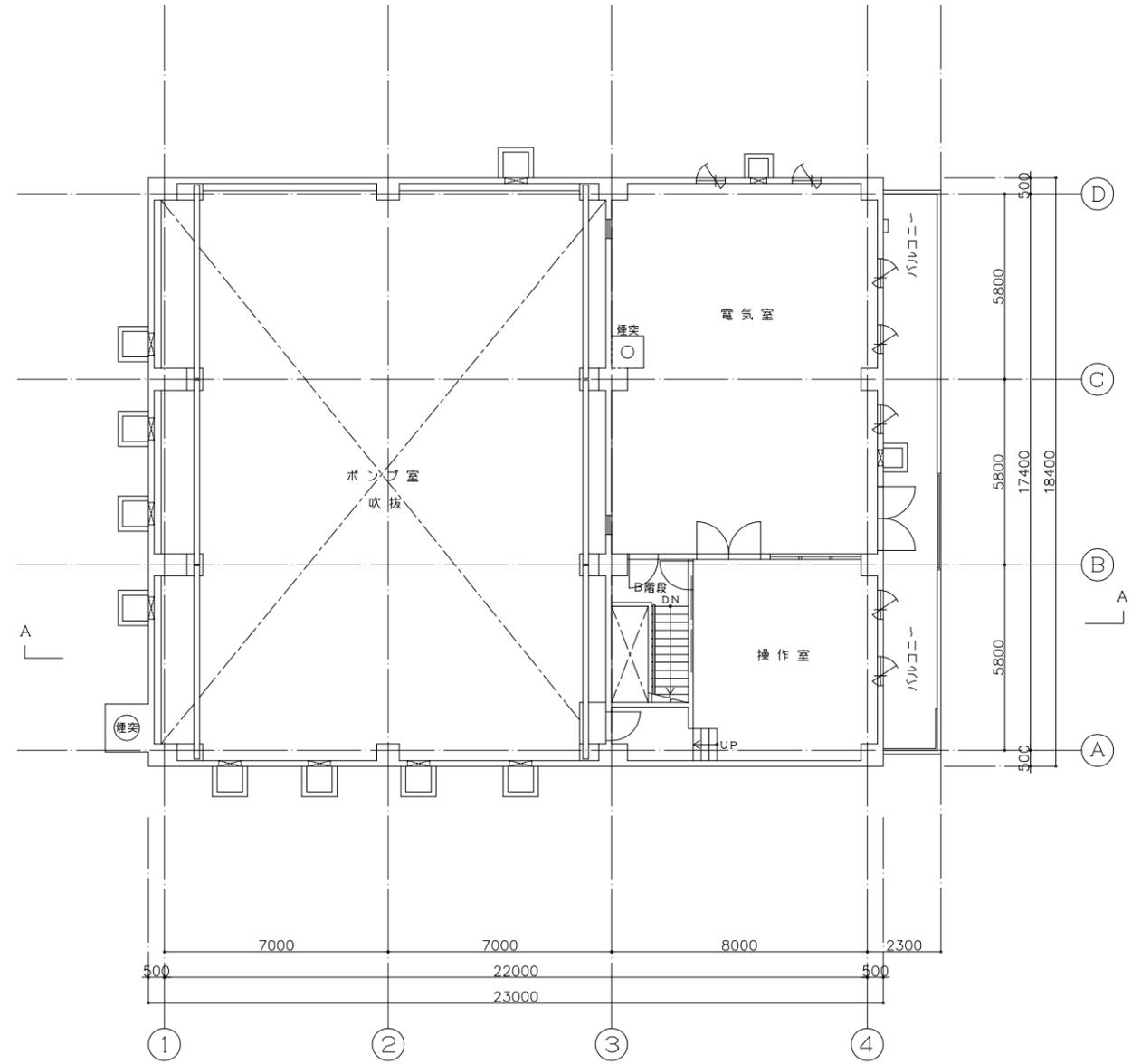
B1F平面図 S=1/100

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	B1階平面図(参考図)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-9

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



1F平面図 S=1/100



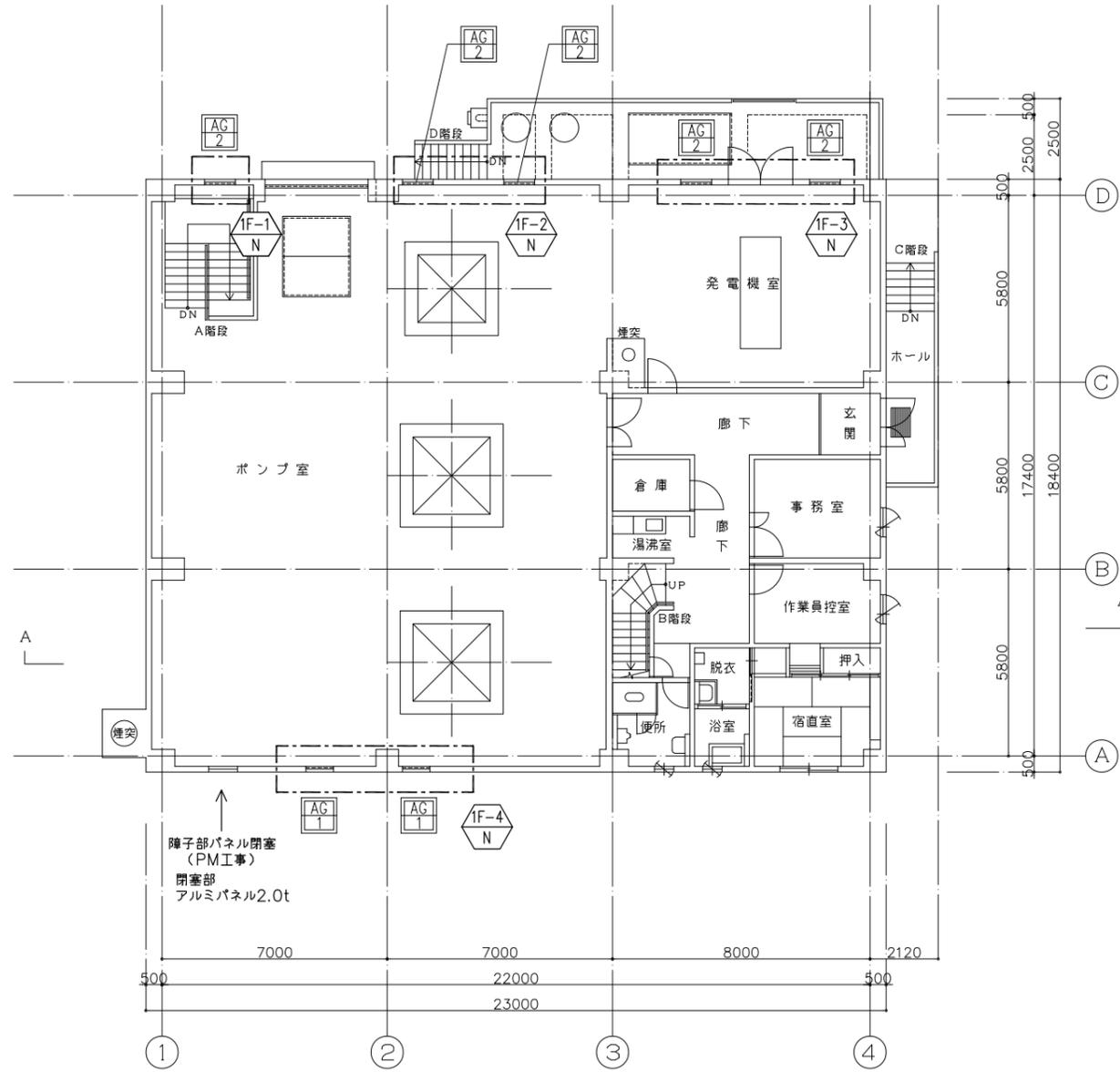
2F平面図 S=1/100

凡例

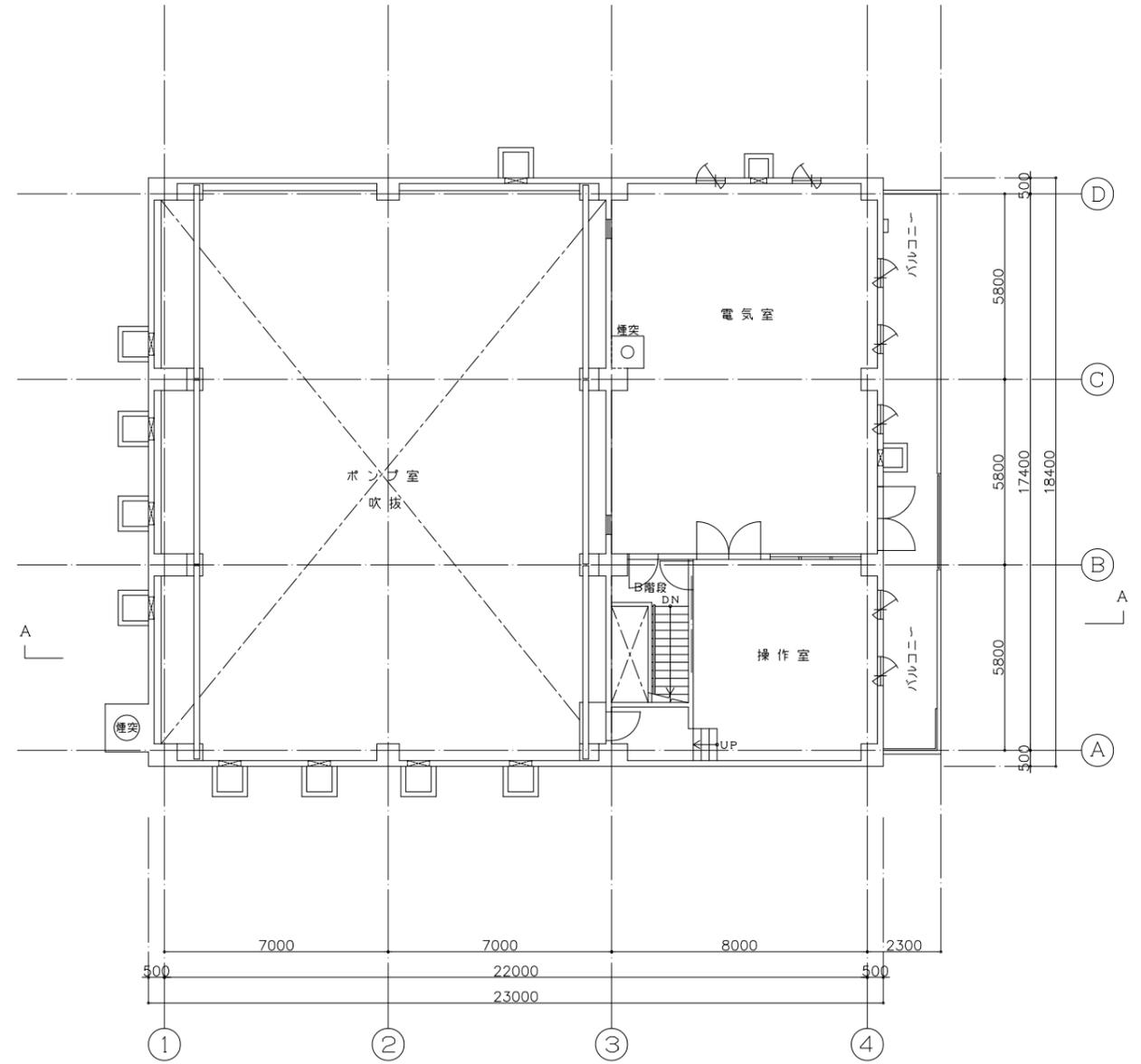
- 既設建具枠・水切残置、障子撤去建具を示す。
* 外部改修部分の建具廻り既設シーリングは全て撤去後新設すること。
- 既設建具枠利用、障子及び本体新設建具を示す。
* 外部改修部分の(加工-工法)建具廻りシーリング(カッリリアタイプ以外)は既設部共、新設すること。

事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町地内		
工事場所	1・2階平面図(改修前)		
名称	縮尺	1/100	設計年月日
	工種		設計者
事業主体	四日市市	図面番号	D-10

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



1F平面図 S=1/100



2F平面図 S=1/100

凡例

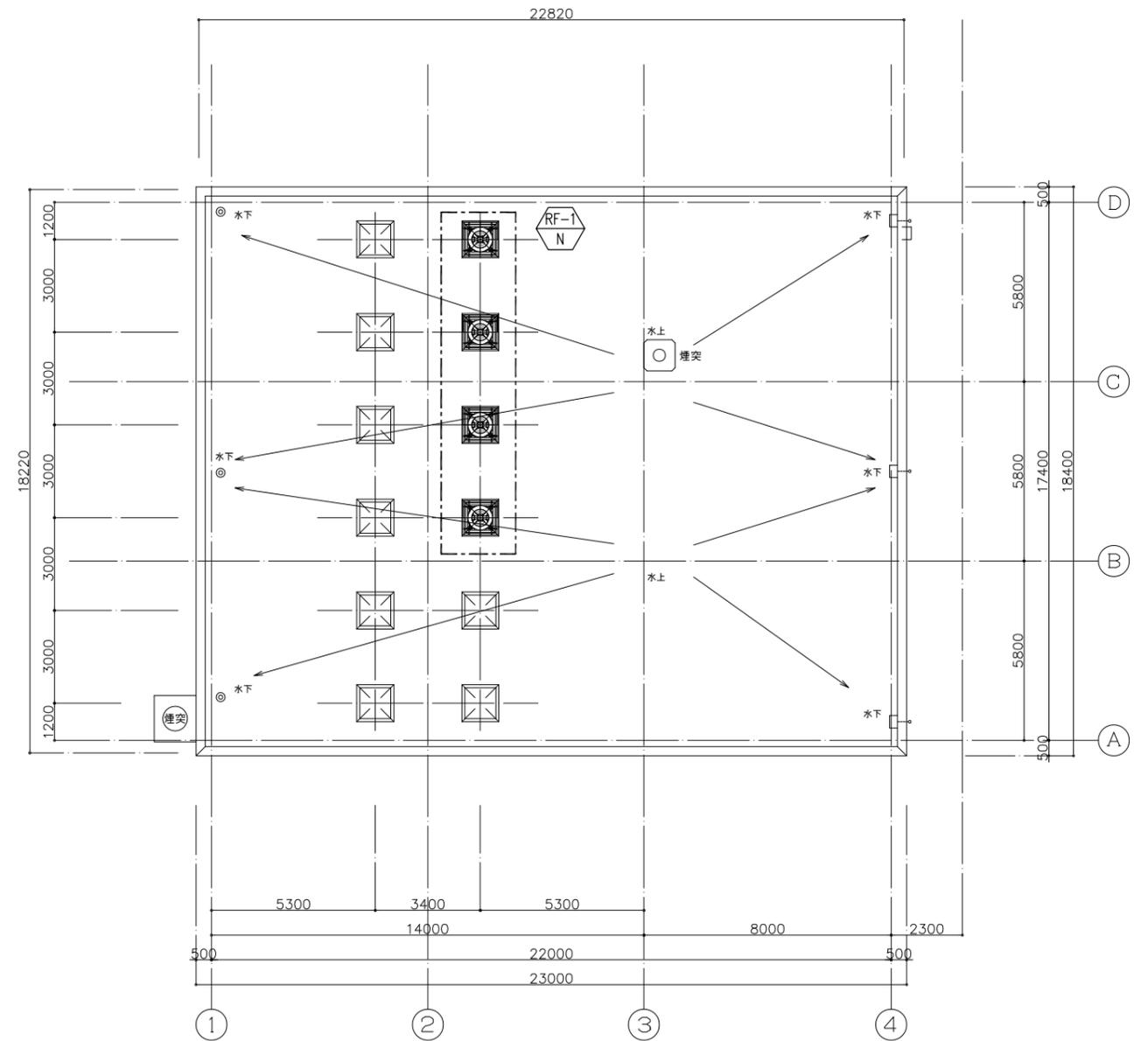
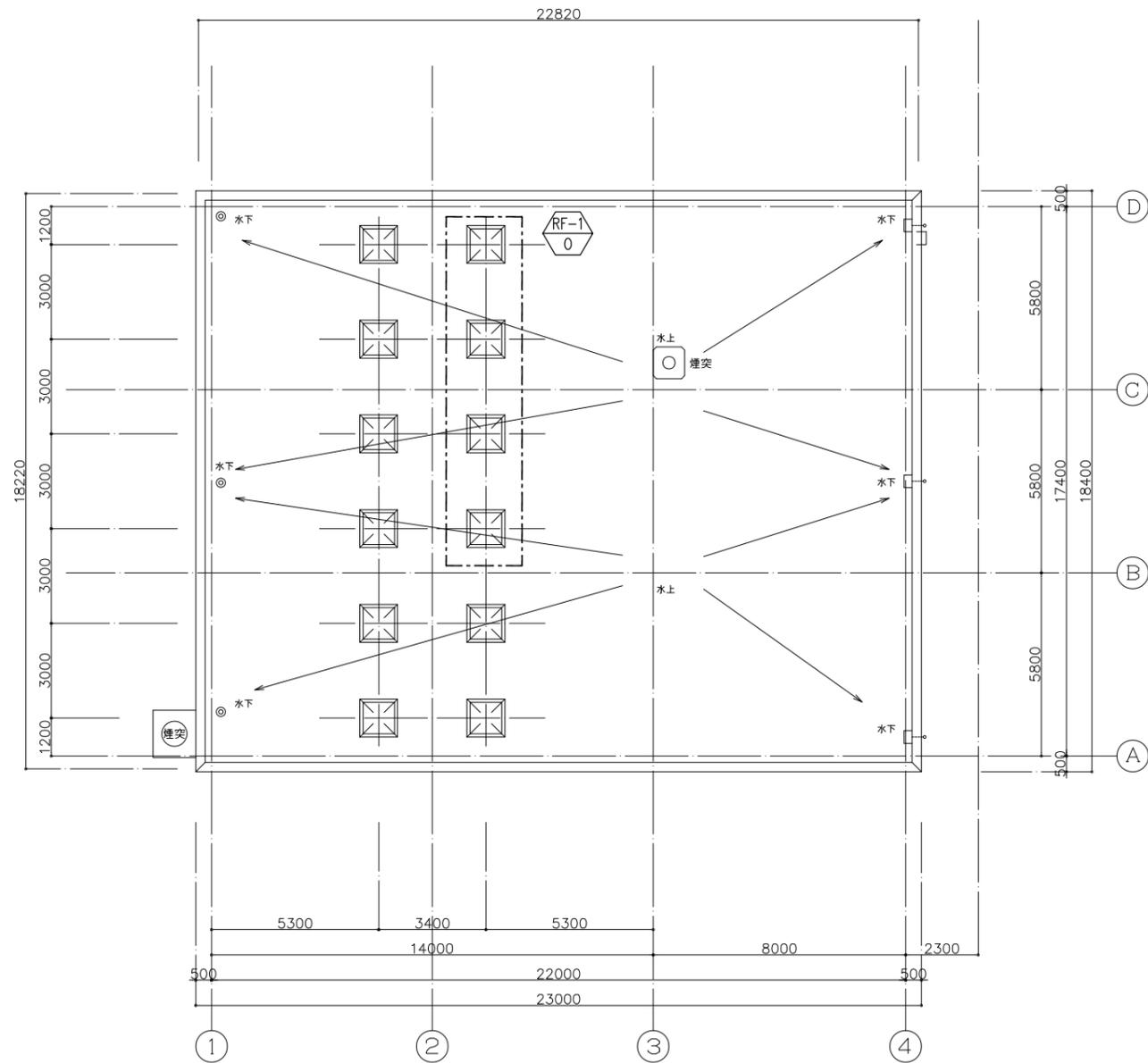
- 既設建具枠・水切残置、障子撤去建具を示す。
*外部改修部分の建具廻り既設シーリングは全て撤去後新設すること。
- 既設建具枠利用、障子及び本体新設建具を示す。
*外部改修部分の(加工)建具廻りシーリング(カッリリアタイプ以外)は既設部共、新設すること。

事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町地内		
工事場所	1・2階平面図(改修後)		
名称	縮尺	1/100	設計年月日
	工種		設計者
事業主体	四日市市	図面番号	D-11

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

改修前

改修後



屋根平面図 S=1/100

屋根平面図 S=1/100

・ルーファン設置は全てAM工事

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	屋根平面図(改修前・後)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-12

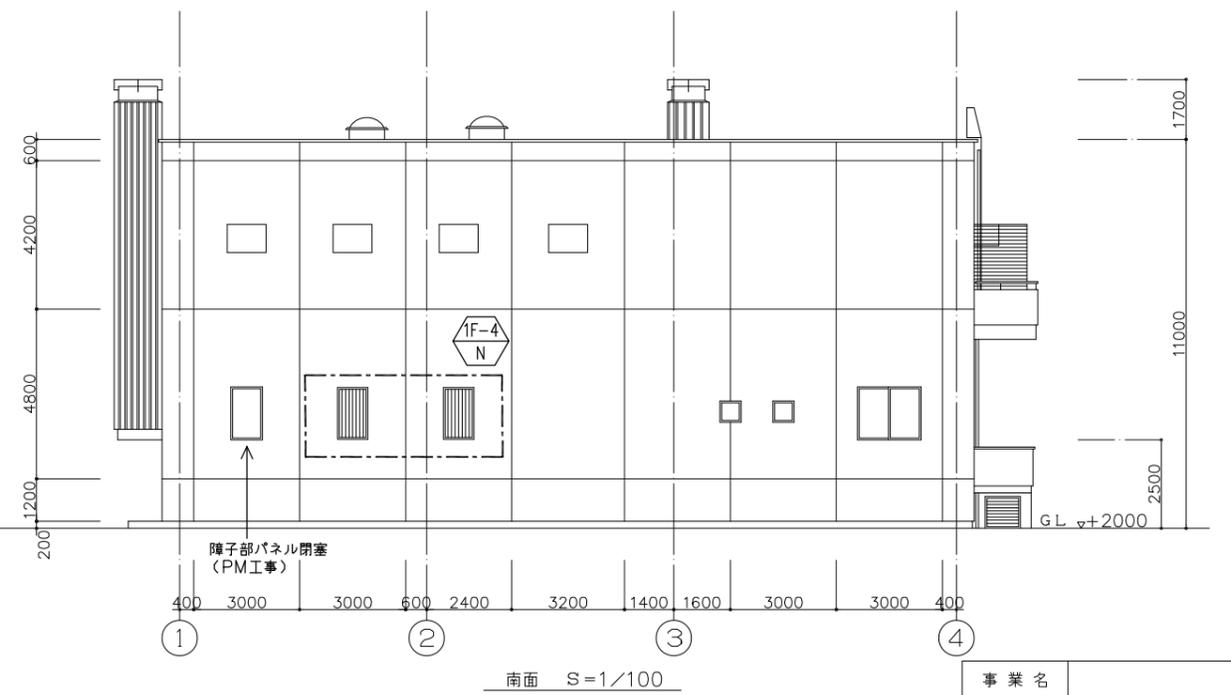
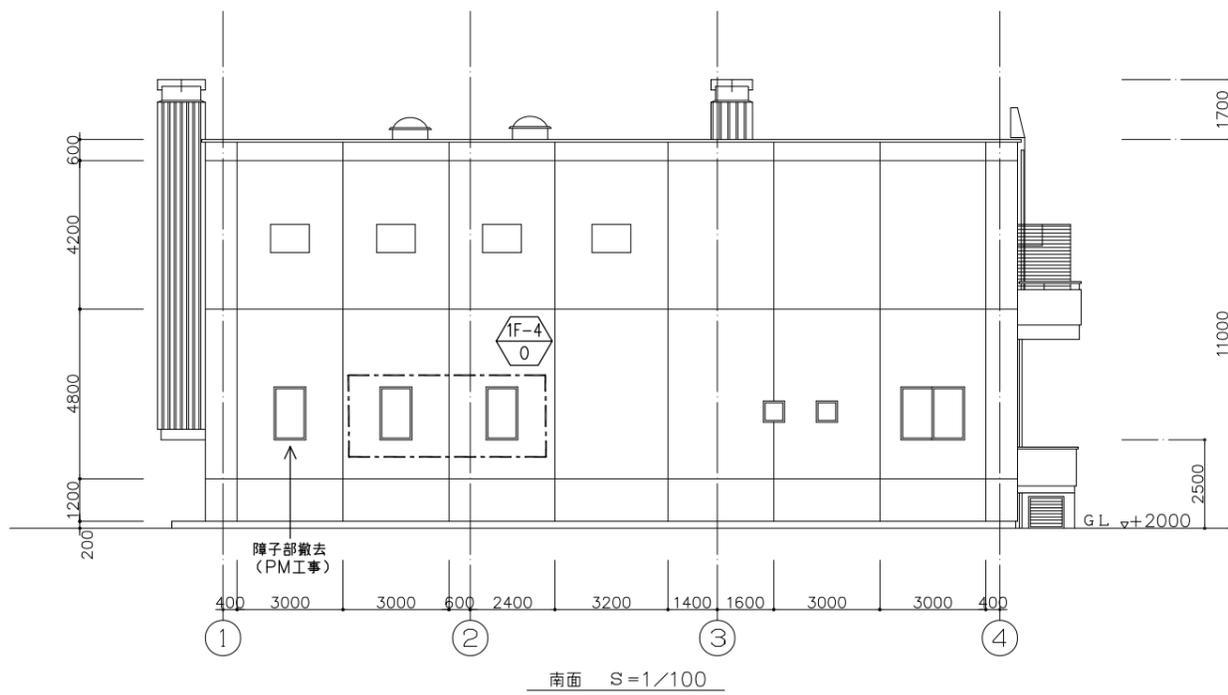
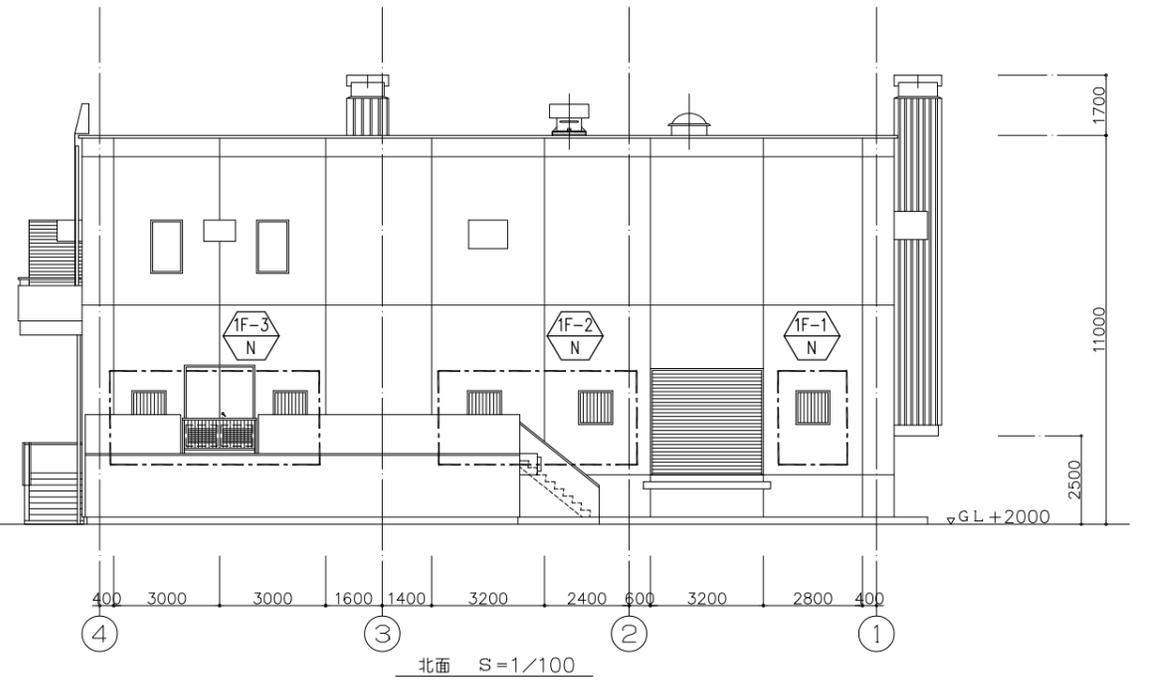
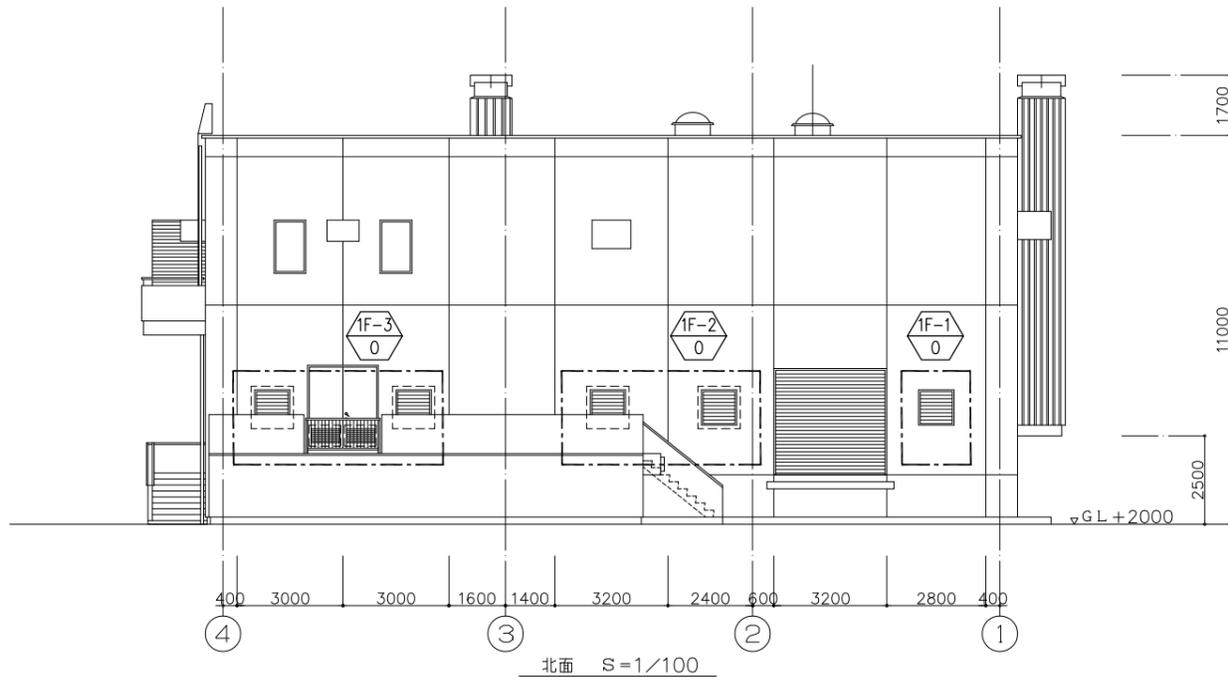
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(しー2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

改修前

改修後

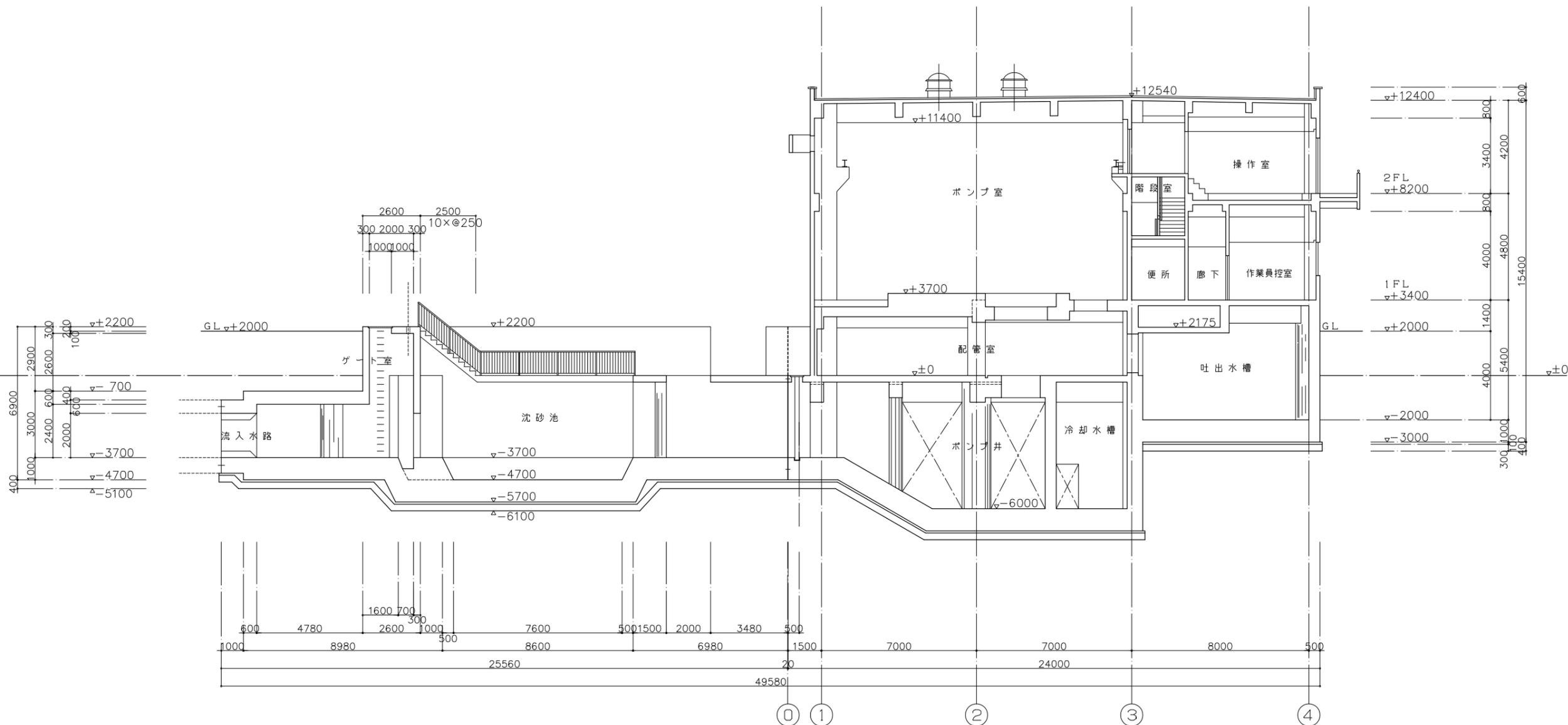
はアルミ製フードを示す

はアルミ製フードを示す



事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町地内		
工事場所	立立面図(改修前・後)		
名称	縮尺	1/100	設計年月日
	工種	設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-13

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

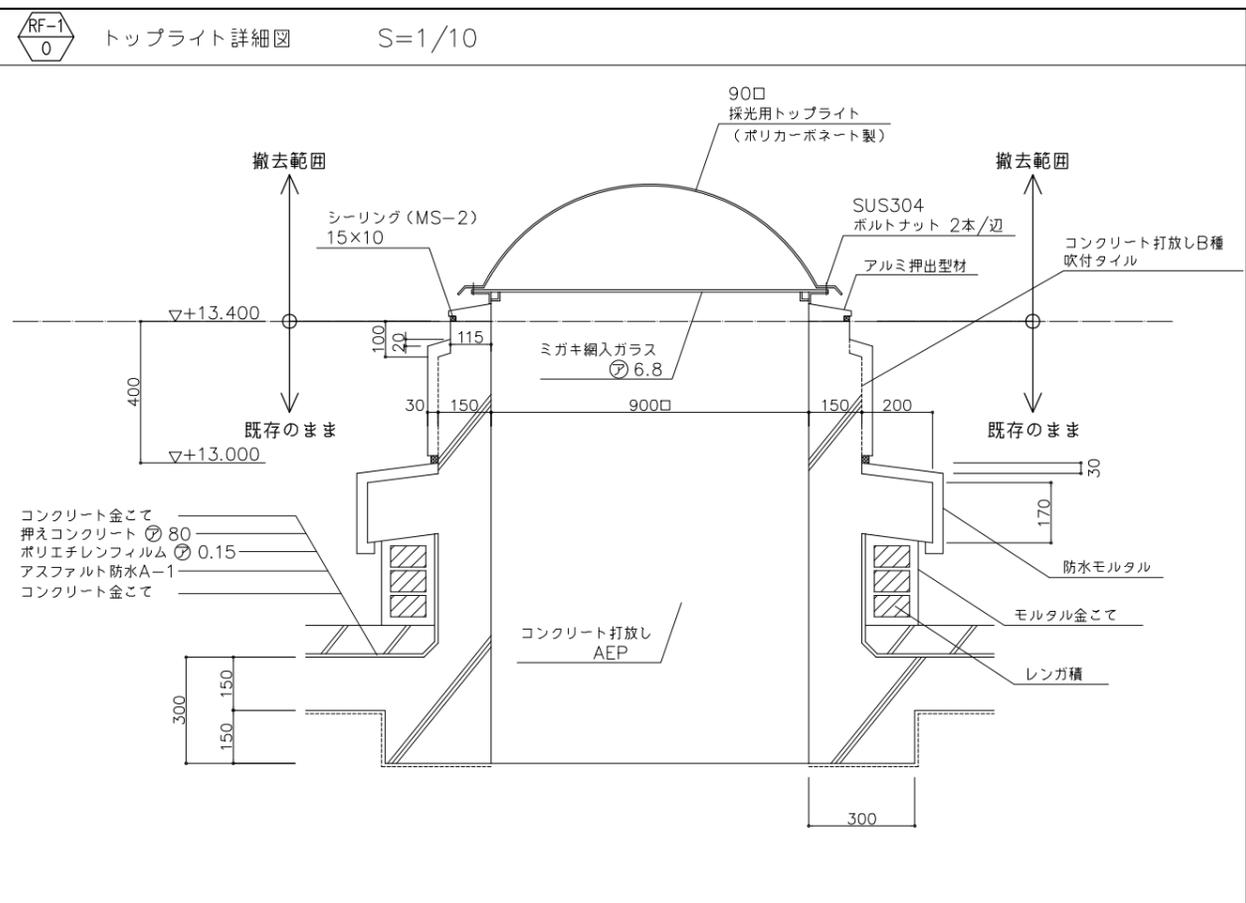


A-A断面図 S=1/100

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	断面図(参考図)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-14

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(イ-2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

[既設・撤去]建具 リスト		[新設]建具 リスト	
符号・名称・個数	AW 1 堅軸回転アルミサッシ 2	AG 2 1 FIXアルミガラリ 5	AG 2 1 FIXアルミガラリ 2
場所	1階：ポンプ室	1階：ポンプ室、発電機室	1階：ポンプ室
仕上(枠共)	B-1	B-1	BB-1
見込(ランマ)	60	-	-
硝子(ランマ)	網入型板硝子 ⑦6.8	-	-
ガラリ	-	0-1 AG (開口率: 30%)	タテ型 (開口率: 70%)
建具枠	見込取合 查摺	70	100
枠記号	A-2準用 a-1	A-2準用 a-1	A-2準用 a-1
建具金物	付属金物一式	付属金物一式	付属金物一式
その他		防虫金網張り	[カバー工法]
形状・寸法			

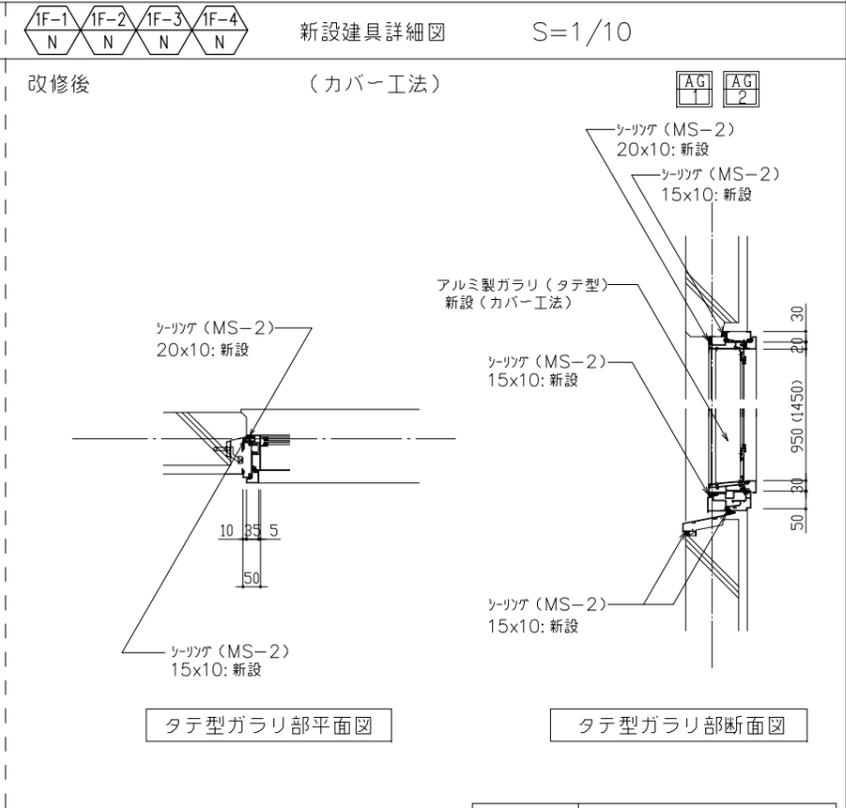
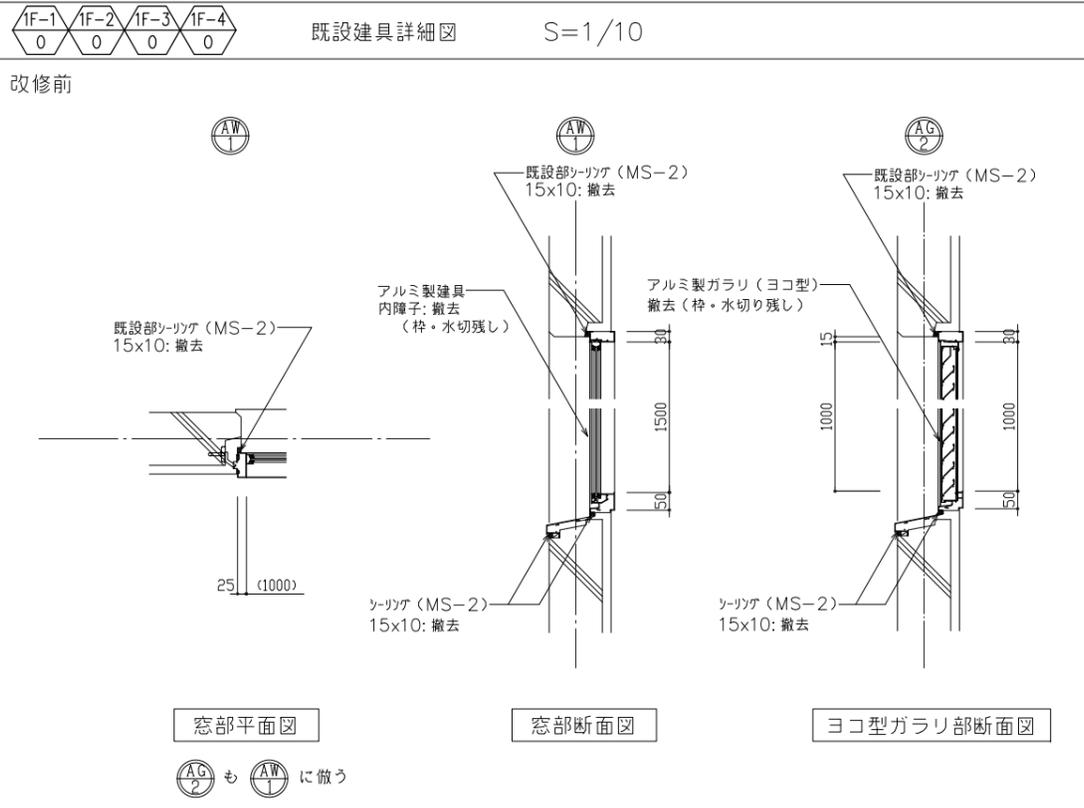
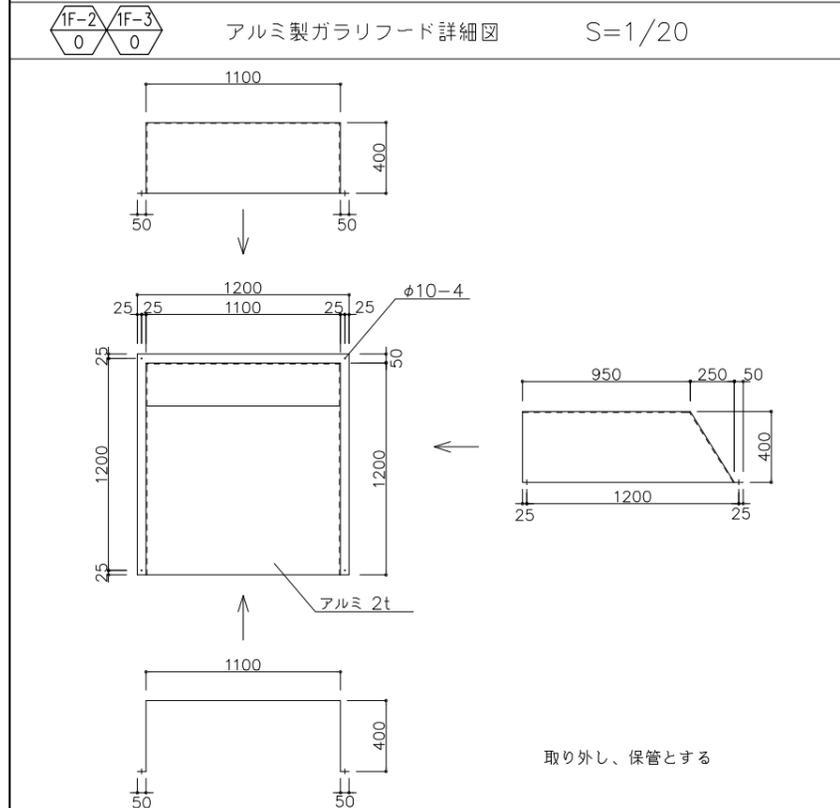


消防法による無窓階の判定

1F
 $22.82 \times 18.22 = 415.780 \times 1/30 = 13.86 < 24.47$ (有窓階)

SS-1 3.2 x 3.0 = 9.60
SD-1 2.0 x 2.5 = 5.00
AD-1 1.5 x 2.5 = 3.75
AW-1 0.9 x 1.5 x 2 = 2.70
AW-3 0.6 x 0.6 x 2 = 0.72
AW-6 1.8 x 1.5 = 2.70

24.47



- 特記なき限り外部はシリンドラ錠 (内部サムターン) とし内部は本締り付きモノロックとする。但し、押板、押棒の場合は、シリンドラ錠とする。
- パイプベース、ダクトベースの点検扉の鍵はシリンドラ錠 (特記なき限り同一キー) とする。(内部サムターン付)
- 便所等の施錠を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
- AH、FHを除きDCの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止め (防火戸を除く) をつける。壁仕上げボード類等の場合は床付とする。(但し、通行に支障のあるものは除く。)
- 特記なき限り外部に面するガラリは防鳥網付きとする。
- アルミニウム製の締り金物、排煙口操作レバーの位置は床から1,500以内とする。
- 大型、気密鋼製建具はシリンドラ錠付きとする。
- 特記なき限り内部建具ガラリはI型とする。
- 特記なき限り鋼製戸の見込みは40mmとする。
- 防火戸の位置は建具配置図による。
- 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行わないものとする。
- 階段室の施錠を必要としない箇所は空錠とする。
- 特記なき限り両開きの防火戸は順位調整器付とする。
- 特記なき限り扉の取手はレバーハンドルとする。

建具略号	種別	戸	窓	ガラリ	オートクローザー	紙障子	ふすま	シャッター	網戸
AW	アルミニウム製	AD	AW	AG	AOD			AS	aW
SD	鋼製	SD	SW	SG	SOD			SS	
LD	鋼製車室量	LD						LS	
SSD	ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS	
WD	木製	WD	WW	WG		P	H		
F	F型板ガラス				D	C	D	ア	ク
P	フロート板ガラス				A	H		オ	ト
NF	網入型板ガラス				F	H		フ	ロ
NP	網入みがき板ガラス				P	H		ピ	ボ

凡例

既設建具枠・水切残置、障子撤去建具を示す。
※ 外部改修部分の建具廻り既設シーリングは全て撤去後新設すること。

既設建具枠・障子及び本体新設建具を示す。
※ 外部改修部分の (MF-工法) 建具廻りシーリング (カカガワ17以外) は既設併用、新設すること。

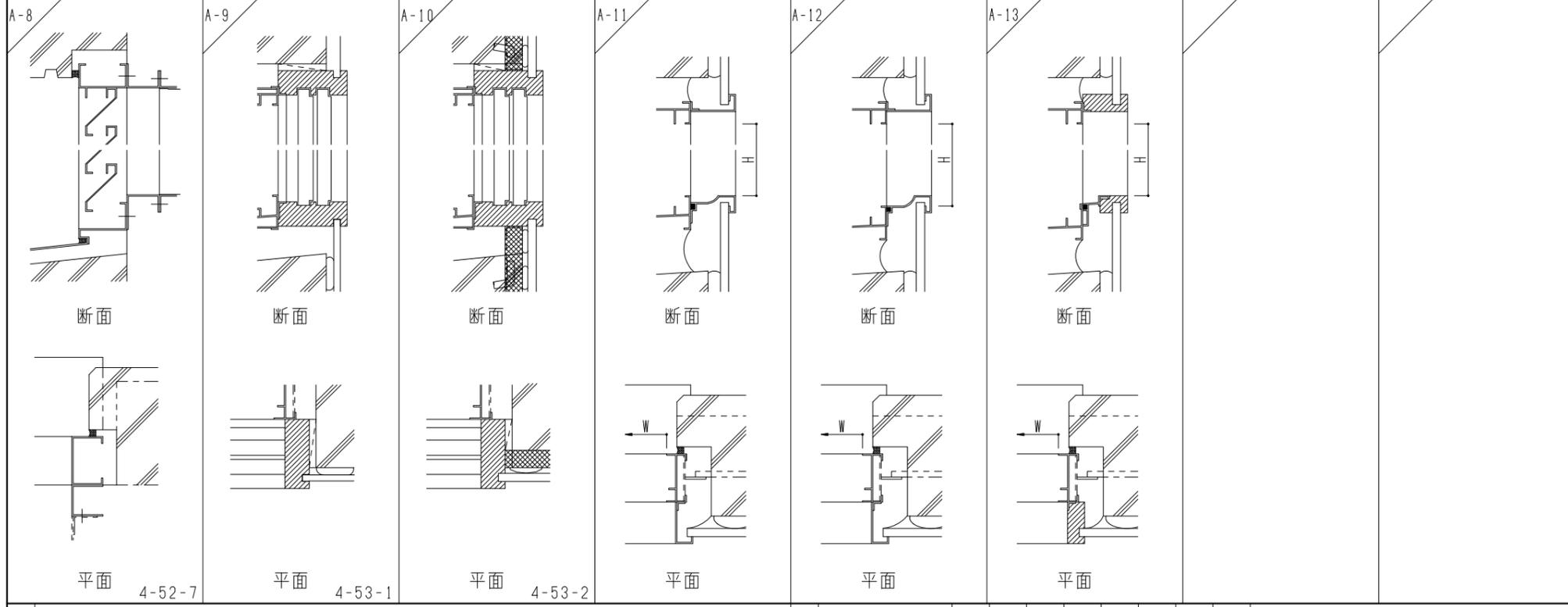
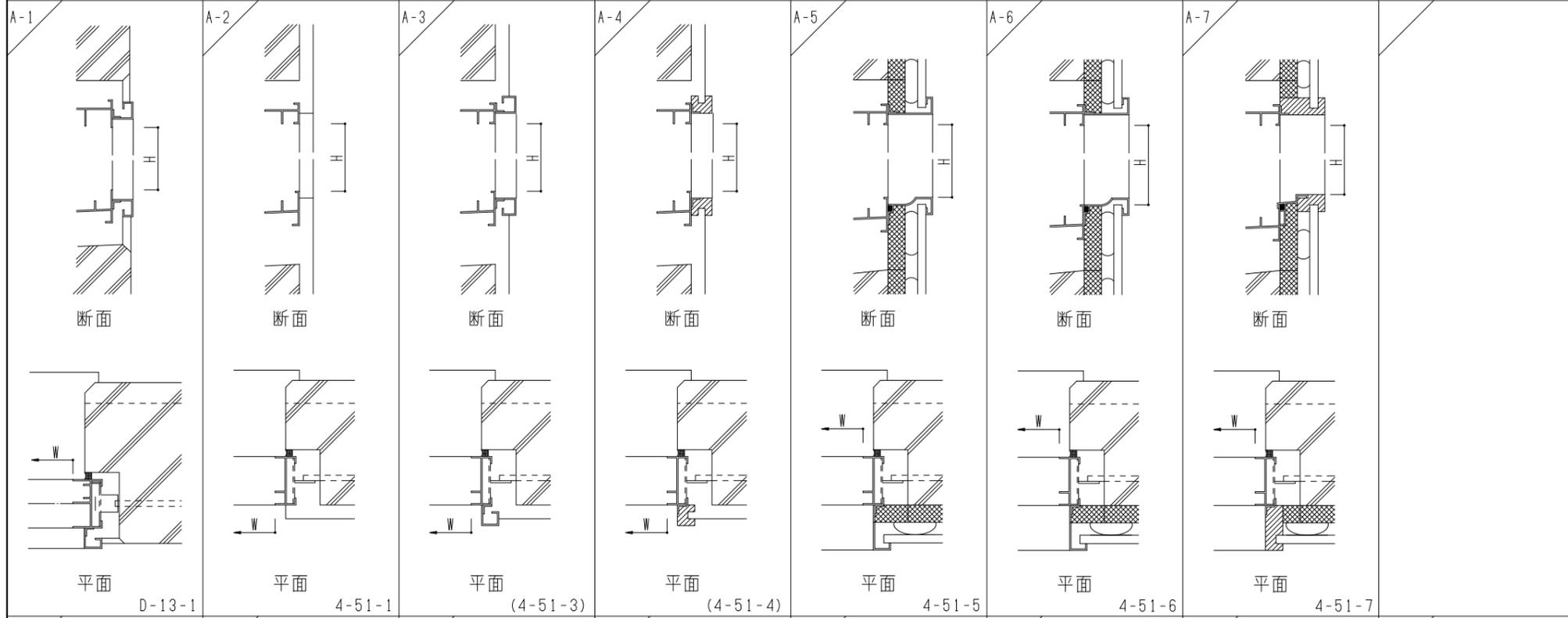
事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町地内		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	建具表 (改修前・後)・部分詳細図		
縮尺	1/50, 20, 10	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-15

株式会社NUS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

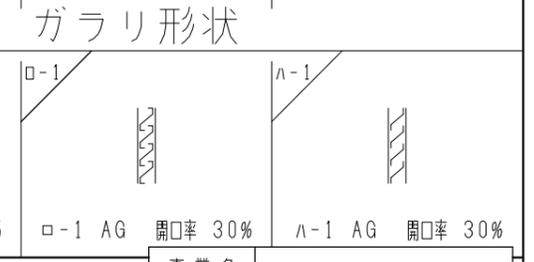
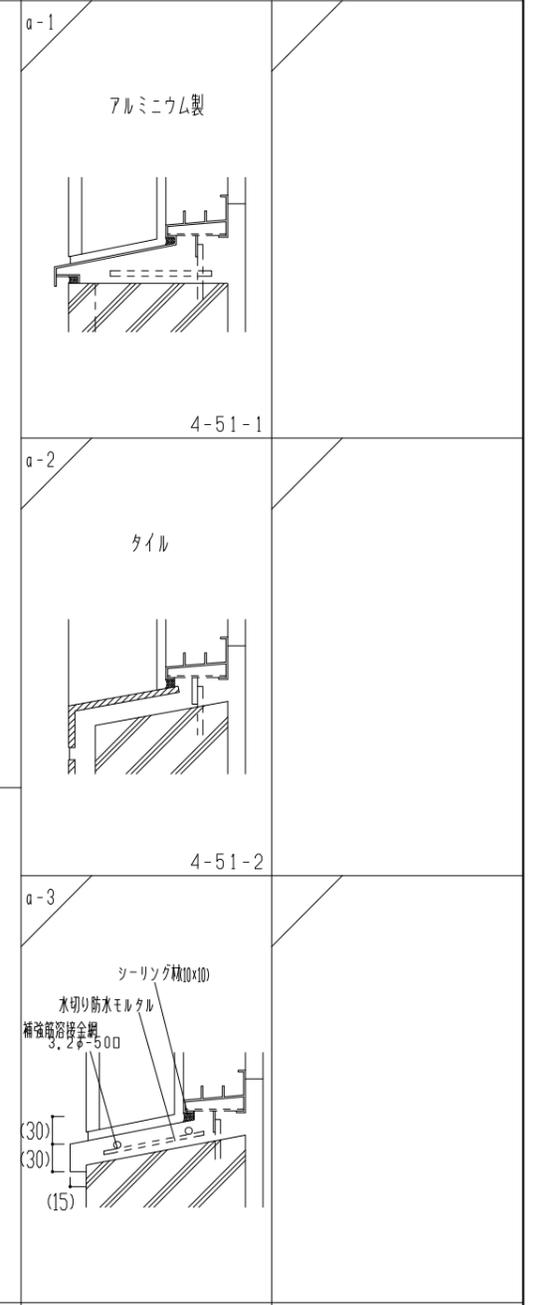
建具枠廻り詳細及び記号 (アルミ製建具)

アルミ製建具

(- -)は詳細図番号に準ずる



水切り

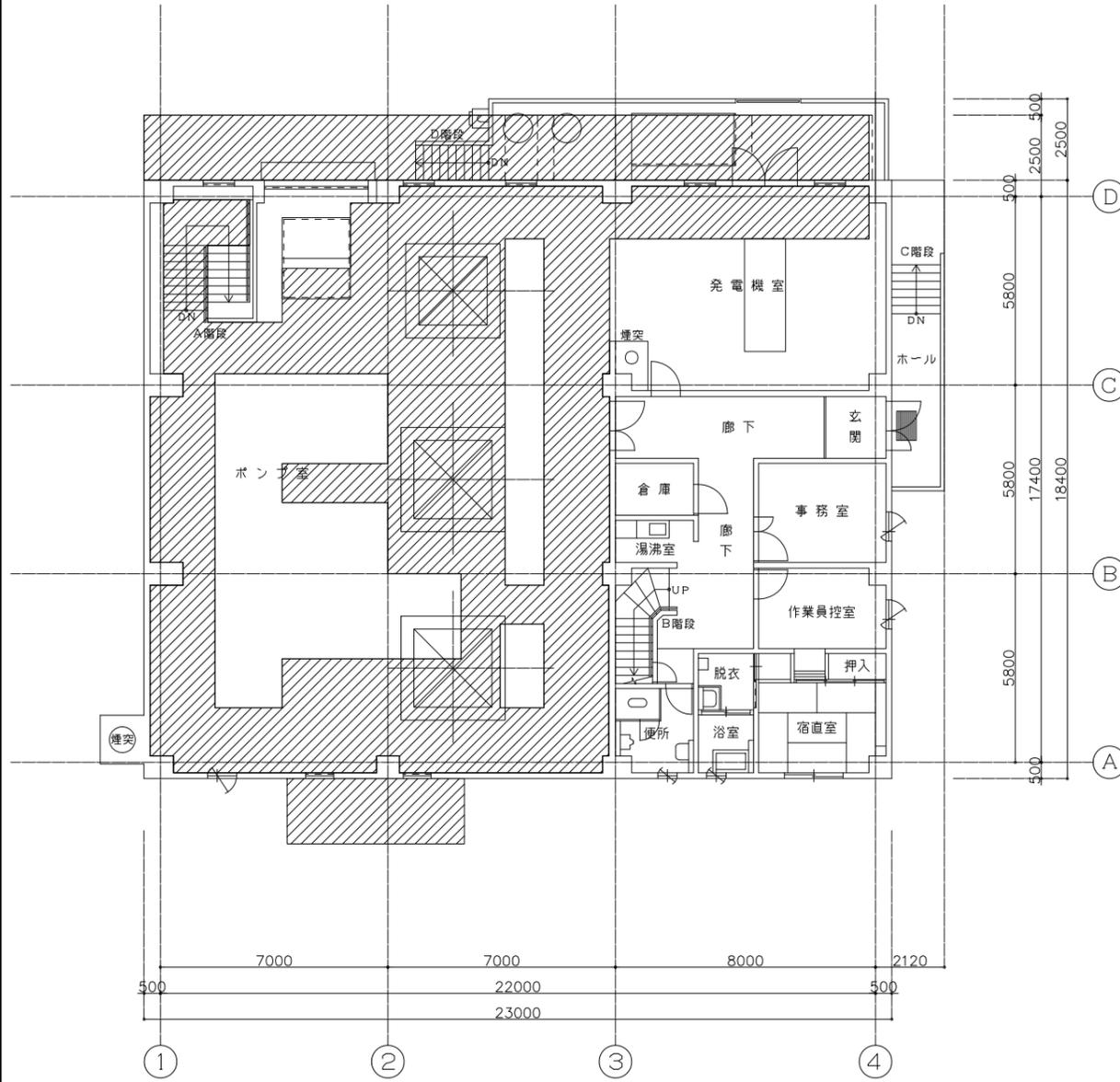


- 共通事項
1. 特記なき限り外部はソリダ箱錠(内部サムターン)とし内部は本締り付きモノロックとする。但し、押板、押棒の場合は、ソリダ本締り錠とする。
 2. パイプベース、ダクトベースの点検扉の鍵はソリダ本締り錠(特記なき限り同一キー)とする。(内部サムターン付)
 3. 便所等の施錠を必要としない箇所は空錠とし、押板、押棒の場合は錠不要とする。
 4. A.H.、F.Hを除きD.Cの有無にかかわらず出入口には戸当り、あおり止め(防火戸を除く)をつける。壁仕上げボード類等の場合は床付とする。(但し、通行に支障のあるものは除く。)
 5. 特記なき限り外部に面するガラリは防鳥網付きとする。
 6. アルミニウム製の締り金物、排煙口操作レバーの位置は床から1,500以内とする。
 7. 大型、気密鎖製建具はソリダ本締り錠付きとする。
 8. 特記なき限り内部建具ガラリはI型とする。
 9. 特記なき限り鋼製戸の見込みは40mmとする。
 10. 防火戸の位置は建具配置図による。
 11. 特記なき限り気密扉・簡易気密扉の吸音材の充填は行わないものとする。
 12. 階段室の施錠を必要としない箇所は空錠とする。
 13. 特記なき限り両開きの防火戸は順位調整器付とする。
 14. 特記なき限り扉の取手はレバーハンドルとする。

建具略号	種別	戸	窓	ガフリ	ステップ	紙障子	ふすま	シャッター	網戸
	アルミニウム製	AD	AW	AG	AOD			AS	aW
	鋼製	SD	SW	SG	SOD			SS	
	鋼製(軽量)	LD						LS	
	ステンレス製	SSD	SSW	SSG				SSS	
	木製	WD	WW	WG		P	H		

ガラス略号	種別	金物略号
F	型板ガラス	D C ドアクローザー
P	フロート板ガラス	A H オートヒンジ
N F	網入型板ガラス	F H フロアヒンジ
N P	網入みがき板ガラス	P H ビットヒンジ

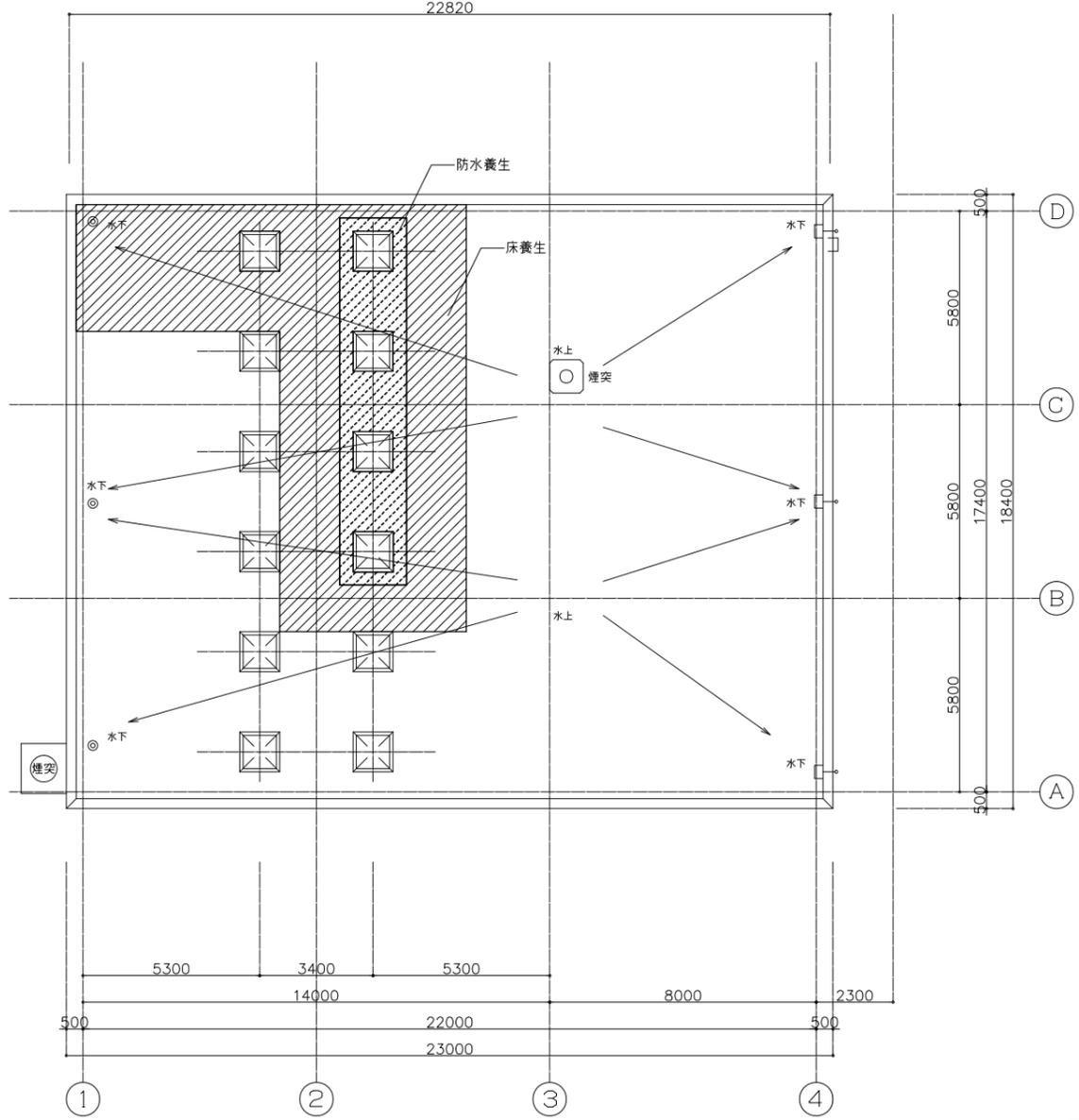
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所		事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事
一級愛知県知事登録(い-2)第7016号		工事名	同上
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊		工事場所	四日市市大浜町地内
		名称	建具枠廻り詳細(アルミ製)
縮尺	NON	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-16



1F平面図 S=1/100



・トップライト撤去時の防水養生(開口部)をA工事で実施すること。

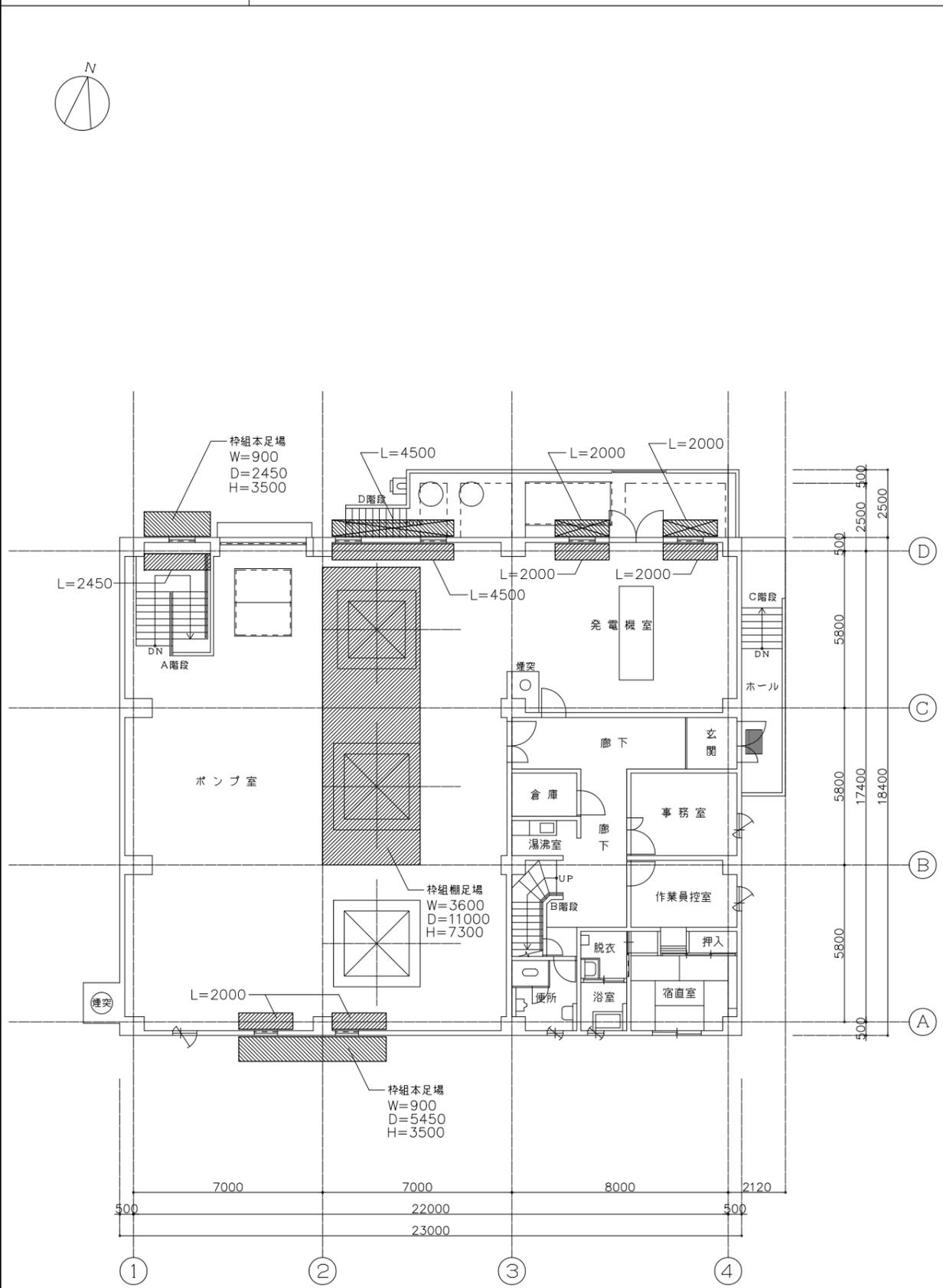


屋根平面図 S=1/100

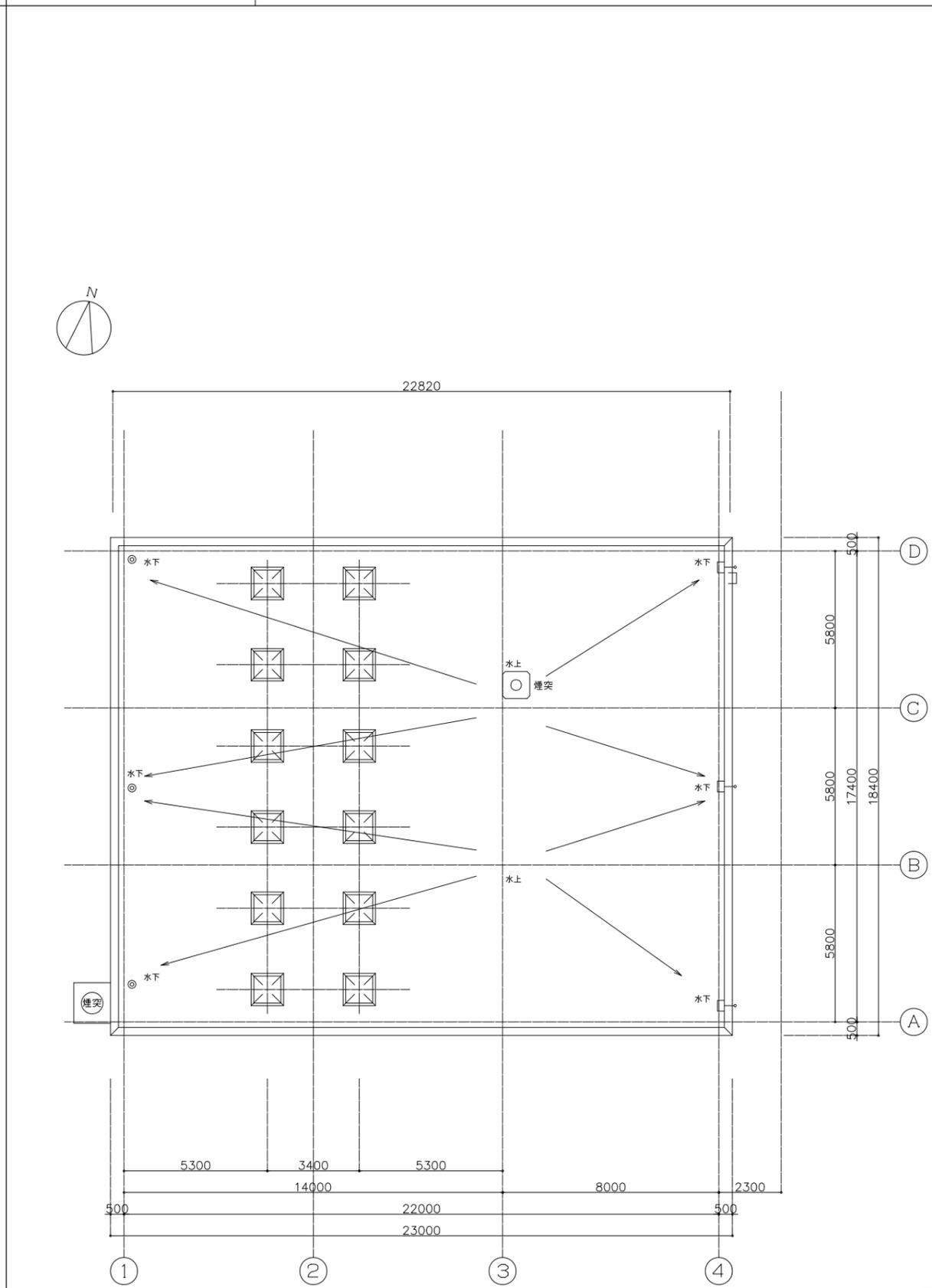
- 改修工事範囲
- 階数 ①-④: 部位番号
○: 改修前, N: 改修後
- 既設建具・水切設置・障子撤去建具を示す。
※ 外部改修部分の建具廻り既設シーリングは全て撤去後新設する。
- 既設建具特利用・障子及び本体新設建具を示す。
※ 外部改修部分の(MF-工法)建具廻りシーリングは既設部共、新設する。
- ▨ 通路用養生シート
- ▩ 補強用養生シート
- 〰〰〰 仮壁(特記なきはB種片面とする。)
- ▨ 外部足場(特記なきは脚立、足場板等による。)
- ▨ 内部足場(特記なきは脚立、足場板等による。)
- ※ 通路養生は幅2.0mとする。
幅2.0m設置できない部分は設置可能な幅とする。
※ 外部足場・仮壁の種類は「建築改修工事共通仕様書(建築工事編)H31年版」による。
※ 外部足場の周囲には飛散防止メッシュシートを貼るものとする。
※ 特記なき限り内部仮壁はスラブ下から設けるものとする。
※ 天井改修が無く壁仕上のみの改修部分には架台足場を設置する。
※ 床部分改修時は、養生シート及び仮設足場は撤去または壁替えを行う。
- ※ 昇降機(設備機器等)による仮設計画は、現況確認により足元部等特記足場を単管足場等へ変更調整するものとする。

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	仮設図(養生シート)(参考図)		
縮尺	1/100	設計年月日	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	D-17

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



1F平面図 S=1/100



屋根平面図 S=1/100

- 改修工事範囲
 - 階数 $\frac{改修部分}{0}$ 部位番号
0:改修前, N:改修後
 - 既設建具・水切設置、障子撤去建具を示す。
※ 外部改修部分の建具廻り既設シーリングは全て撤去後新設する。
 - ◎ 既設建具特利用、障子及び本体新設建具を示す。
※ 外部改修部分の(M・工法)建具廻りシーリングは既設部共、新設する。
 - ▨ 通路用養生シート
 - ▩ 補強用養生シート
 - 〰〰 仮壁(特記なきはB種片面とする。)
 - ▨ 外部足場(特記なきは脚立、足場板等による。)
 - ▨ 内部足場(特記なきは脚立、足場板等による。)
- ※ 通路養生は幅2.0mとする。
幅2.0m設置できない部分は設置可能な幅とする。
※ 外部足場、仮壁の種類は「建築改修工事共通仕様書(建築工事編)H31年版」による。
※ 外部足場の周囲には飛散防止メッシュシートを貼るものとする。
※ 特記なき限り内部仮壁はスラブ下から設けるものとする。
※ 天井改修が無く壁仕上のみの改修部分には架台足場を設置する。
※ 床部分改修時は、養生シート及び仮設足場は撤去または置換えを行う。
- ※ 昇降機(設備機器等)による仮設計画は、現況確認により足元部等特記足場を昇降機等へ変更調整するものとする。

換気設備改修に伴う仮設足場は、AM工事に計上。
LED照明改修に伴う仮設足場及び養生は、AE工事に計上。

事業名	大井の川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事名	四日市市大浜町地内		
工事場所	仮設図(仮設足場)(参考図)		
名称	縮尺	1/100	設計年月日
	工種		設計者
事業主体	四日市市	図面番号	D-18

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(イ-2)第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

大井の川ポンプ場No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事 設計図																																																																																																					
仕様書 I. 工事概要 1. 工事場所 四日市市 大浜町地内 2. 建物概要 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>ポンプ棟</td> <td>RC造</td> <td>地上2階</td> <td>831.29</td> <td>15項</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考	ポンプ棟	RC造	地上2階	831.29	15項																																																																																					
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考																																																																																																
ポンプ棟	RC造	地上2階	831.29	15項																																																																																																	
3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>建物別及び屋外</th> <th colspan="5">工事種別</th> </tr> <tr> <td>工事種目</td> <td>ポンプ棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 空気調和設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 換気設備</td> <td>改修 一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 排煙設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 自動制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 衛生器具設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 給水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 排水設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 給湯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 厨房設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ガス設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 雨水利用設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 排水処理設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 撤去工事</td> <td>改修 一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						建物別及び屋外	工事種別					工事種目	ポンプ棟					○ 空気調和設備						○ 換気設備	改修 一式					・ 排煙設備						・ 自動制御設備						・ 衛生器具設備						・ 給水設備						・ 排水設備						・ 給湯設備						・ 消火設備						・ 厨房設備						・ ガス設備						・ 雨水利用設備						・ 排水処理設備						○ 撤去工事	改修 一式				
建物別及び屋外	工事種別																																																																																																				
工事種目	ポンプ棟																																																																																																				
○ 空気調和設備																																																																																																					
○ 換気設備	改修 一式																																																																																																				
・ 排煙設備																																																																																																					
・ 自動制御設備																																																																																																					
・ 衛生器具設備																																																																																																					
・ 給水設備																																																																																																					
・ 排水設備																																																																																																					
・ 給湯設備																																																																																																					
・ 消火設備																																																																																																					
・ 厨房設備																																																																																																					
・ ガス設備																																																																																																					
・ 雨水利用設備																																																																																																					
・ 排水処理設備																																																																																																					
○ 撤去工事	改修 一式																																																																																																				
4. 指定部分 ○無 ・有 (部位:) 指定部分工期 令和 年 月 日																																																																																																					
II. 工事仕様 1. 共通仕様 ○印の付いたものを適用する。 (1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、 ○ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) (以下「標準仕様書」という。) ○ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版) (以下「改修標準仕様書」という。) ○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和4年版) (以下「標準図」という。) 2. 特記仕様書、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。																																																																																																					
章 項 目		特 記 事 項																																																																																																			
○ 一般共通事項 (1)	① 環境への配慮	(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (3) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (4) 別表一に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (3)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。 構内につくることが ○ できる ・できない ○ 別契約の関係受注者が設置したものは協議の上、関係受注者が承諾した場合、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等 (・ 種 ・ 種 ・ 種) ・ 外部足場等 (・ 種 ・ 種 ・ 種 ・ 種) ○ 足場の種別は建築工事の工事特記仕様書による。																																																																																																			
	② 材料・機材の品質等	(1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 別表一に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (3)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。 構内につくることが ○ できる ・できない ○ 別契約の関係受注者が設置したものは協議の上、関係受注者が承諾した場合、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等 (・ 種 ・ 種 ・ 種) ・ 外部足場等 (・ 種 ・ 種 ・ 種 ・ 種) ○ 足場の種別は建築工事の工事特記仕様書による。																																																																																																			

5 建設発生土の処理	<ul style="list-style-type: none"> 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 構外搬出適切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面に於いて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。 地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約 ㎡とする。 機械設備工事機材承諾図式書(平成25年版)によるほか、監督職員の指示による。 																																											
6 埋戻し土・盛土	地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約 ㎡とする。																																											
7 運転操作説明板	機械設備工事機材承諾図式書(平成25年版)によるほか、監督職員の指示による。																																											
⑧ 機材の承諾図	本工事 ・ 別途																																											
⑨ 総合調整	調整項目(測定箇所等は監督職員の指示による。) ○ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水质の測定(水道法第4条の水质基準の規定に基づくこと) ○ 検査項目は下記による ・ 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、PH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素 ・ その他 (・ 項目 ・ 遊離残留塩素 ・ 図示)																																											
⑩ 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なき特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。 ・ 50Hz ○ 60Hz (1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。設備機器の固定は次によるほか、建築設備常識設計・施工指針 2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。) (1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階・屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>機 器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																							
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																							
11 電源周波数	50Hz ○ 60Hz																																											
⑫ 容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。設備機器の固定は次によるほか、建築設備常識設計・施工指針 2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。(100kg以上の機器を対象とする。) (1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階・屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地階・1階</td> <td>機 器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階・屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中間階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																							
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																							
13 耐震措置	上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの 重要機器は次による。 ・ 消火ポンプ ・ 充水槽 ・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 揚水ポンプ ・ その他 () 水槽類にはオイルタンクを含む。 (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。 (1) 地中埋設機 ・ 要 (図示による。) ・ 不要 (2) 埋設表示用テープ (2倍) ・ 要 (排水管を除く。) ・ 不要 取り付け箇所及び仕様は図示による。 露出機材の塗装仕上げは下記による。 ・ 屋外: ・ ドレン管 (・ 指定色塗装) ・ 金属電線管 (・ 内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ ・ 指定色塗装) ・ 屋内: ・ EPS、ビット層を除く露出配管、電線管類 (・ 指定色塗装 ・) 下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ・ 機械室 ・ 倉庫 ・ 電気室 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編 1. 5. 1表 4. 1. 11による。 () 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 (1) (・ 構内 ・ 土間) の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。 ○ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式地盤調査を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査(定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。) ・ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試験調査を行うこと。 構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。なお、放射線透過検査による場合は特記とし、埋設枚数は、1枚以上・部とする。 穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。 (1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
14 地中埋設機等	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
15 絶縁相手	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
16 塗装	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
⑬ 電線類	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
17 天井区分	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
18 吊り及び支持	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
⑭ 施工調査	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
21 非破壊検査等	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
22 既存躯体への穿孔	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
23 試験	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
24 他工事又は他種との取合い	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											
25 資源有効利用促進	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																																											

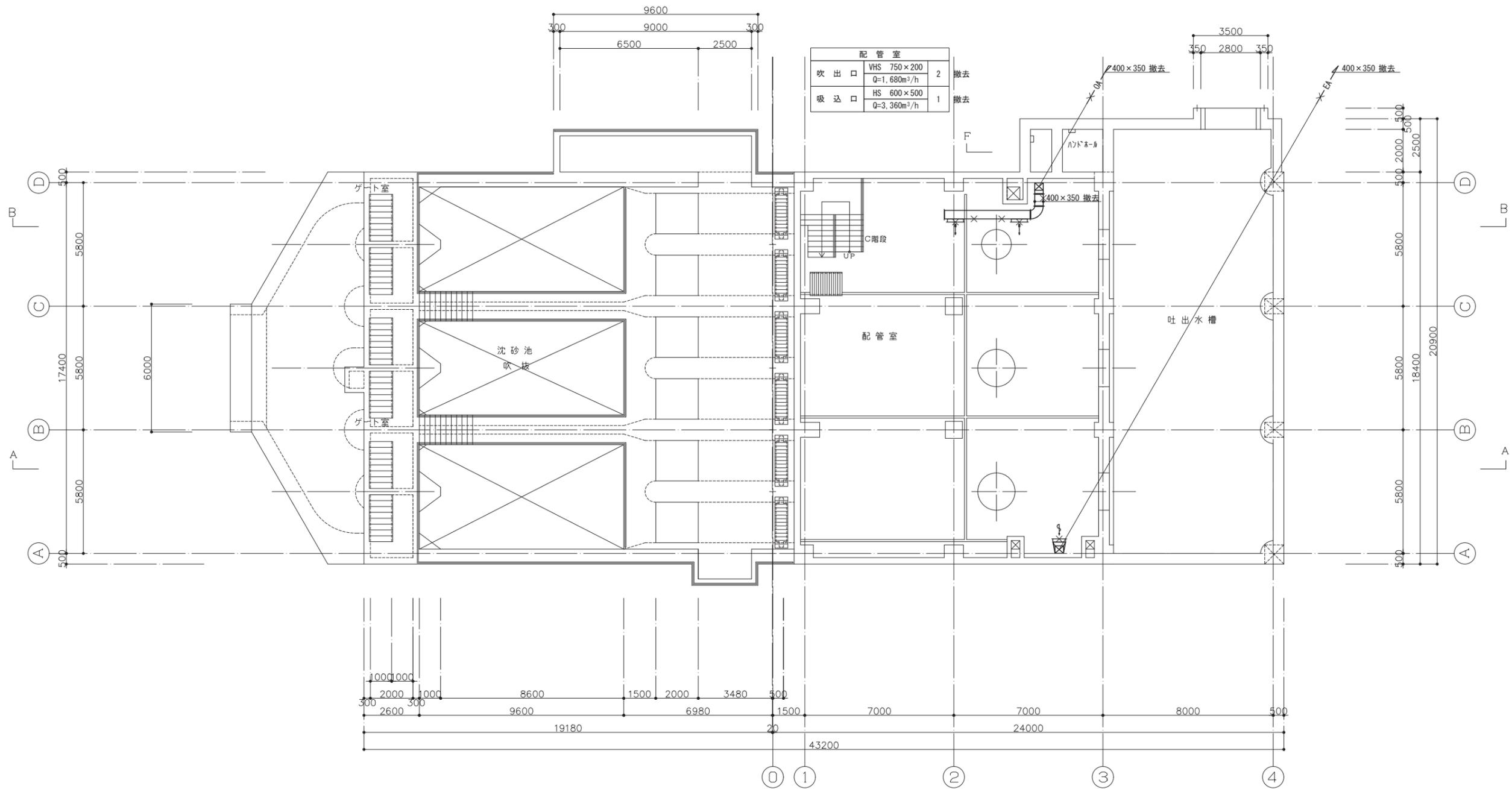
・ 空気調和設備	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。
----------	---

1 設計用温度	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">外 気 (地区名:津)</th> <th colspan="2">一 般 系 統</th> <th colspan="2">屋 内</th> </tr> <tr> <th>湿度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> <th>湿度(DB)</th> <th>湿度(RH)</th> </tr> <tr> <td>夏期</td> <td>34.7℃</td> <td>57.7%</td> <td>28℃</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>1.2℃</td> <td>51.8%</td> <td>19℃</td> <td>40%</td> </tr> </table>	外 気 (地区名:津)	一 般 系 統		屋 内		湿度(DB)	湿度(RH)	湿度(DB)	湿度(RH)	夏期	34.7℃	57.7%	28℃	50%	冬期	1.2℃	51.8%	19℃	40%												
外 気 (地区名:津)	一 般 系 統		屋 内																													
	湿度(DB)	湿度(RH)	湿度(DB)	湿度(RH)																												
夏期	34.7℃	57.7%	28℃	50%																												
冬期	1.2℃	51.8%	19℃	40%																												
2 鋼板製凍道	伸縮継手、掃除口及びびじん量測定口の位置は図示による。																															
3 ダクト	・ 低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法)とする。 ・ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 取り付け箇所は図示による。 (1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、大きさは図示による。 (3) 外壁ガラリに直接取り付けするチャンパー類は雨水の滞留のないように施工する。 (1) 防煙ダンパー 復線方式 (・ 遠隔 ・) (2) ピストンダンパー 復線方式 (・ 遠隔 ・) (1) 冷温水管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ 塩ビライニング鋼管 (HVA) (2) 冷却水管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ 塩ビライニング鋼管 (VA) (3) 油管 ・ 配管用炭素鋼管 (黒) (4) 蒸気管 給気管 ・ 配管用炭素鋼管 (黒) ・ 圧力配管用炭素鋼管 (黒) 還 管 ・ 圧力配管用炭素鋼管 (白) (・ Sch40) (5) 高温水管 ・ ステンレス鋼管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) (6) 膨張管 空気抜き管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) 膨張タンクよりボイラー等への補給水管 (7) 冷媒管 ・ 断熱材被覆鋼管 (8) ドレン管 ・ 配管用炭素鋼管 (白) ・ ビニル管 (VP) (屋外:VP ｶﾞｰﾌﾟ 屋内:保温付VP)																															
4 風量測定口	JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分)) 6.5以上の冷温水・冷却用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ・ 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。 油面制御室には (・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御) の端子を設ける。 なお、フオートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 ・ 速りダクト (RAダクト) (保温範囲は、 ・ 図示による ・) ・ 外気取入れダクト (OAダクト) (保温範囲は、 ・ 図示による ・) ・ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 4の温水管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 4の温水管の項による。 ・ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編 3. 1. 5の排水管の項による。 ・ 冷媒管の外装の種類は (・ 図示による ・) ・ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆鋼管の断熱材厚さは、液管は10mm以上、ガス管は20mm以上とする。 ただし、液管の呼び径がφ 52mm以下の断熱材厚さは8mmとしてよい。 屋外露出部分は (・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カパー ・ 保温化粧ケース)によるラッキングを行う。 屋内露出部分は (・ ステンレス鋼板 ・ 着色亜鉛鉄板 ・ 合成樹脂製カパー ・ 保温化粧ケース)によるラッキングを行う。 保温化粧ケースを除き、保温材にて整形を行う。 冷媒管の前圧試験は24時間メーカー推奨圧力で行う 冷媒管の立て管は、垂直方向に5m以上ある場合、鋼管から直接1箇所以上固定すること。 ・ 設ける ・ 設けない ・ 設ける (口径φ8φ以上) ・ 設けない ・ 本体は (・ アスファルト ・ モルタル ・ エポキシ樹脂)により保護を行う。 空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンパーの厚度は、1.2mm 以上とする。 図示されたチャンパーには、寸法 (・ 400x500H ・ 500x600H) の点検口を設ける。 内張り施すチャンパー等の表示方法は、外形寸法とする。 アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネット径200mm以下は、400×400×250H、200mmを超えるものは、500×500×300Hとする。 ・ 鋼製 ・ アルミニウム製 ・ 木製 ・ 外気取入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通過するダクトは保温を行う ・ 隠ぺいダクトのフランジ部 (補強を含む) は厚さ 25 mmの保温材を重ね巻きを行うが、隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ+10 mm以上とする。 ・ 設ける (換出部と指示部一体形) ・ 設けない 取付箇所は、(・ ユニツト形空気調和機 ・ 冷水水ポンプ ・ ヘッダーの各送り管 ・ ヘッダーの各返り管)とする。 ・ 瞬間流量計を設けない場合は、ピトー管流量計用タッピングのみを設ける。																															
5 チャンパー	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
6 ダンパー	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
7 配管材料	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
8 弁 類	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
9 油面制御装置	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
10 保温及び消音内貼り	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
11 パッケージ型空気調和機	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
12 ばい煙濃度計	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
13 ばいじん量測定口	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
14 チャンパー等	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
15 吹出口・吸込口	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
16 保温・塗装	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
17 瞬間流量計	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
18 圧力計・温度計	(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。 (2) 新設配管は、既設配管との接続部に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管HVPは0.75MPaでの耐圧試験とする。 上記(2)により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。																															
取付箇所は前記による。	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="3">機器名</th> <th rowspan="3">機器入口側</th> <th colspan="2">計器取付箇所 (○印の箇所)</th> <th rowspan="3">機器出口側</th> <th rowspan="3">温度計の種類</th> </tr> <tr> <th>圧力計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <th>圧力計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷凍機</td> <td>冷却水</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ガード付</td> </tr> <tr> <td>冷水</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>L形又は円形</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直たき吸収式</td> <td>冷却水</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ガード付</td> </tr> <tr> <td>冷温水</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr></table>	機器名	機器入口側	計器取付箇所 (○印の箇所)		機器出口側	温度計の種類	圧力計	温度計	圧力計	温度計	冷凍機	冷却水	○	○	○	ガード付	冷水	○	○	○	L形又は円形	直たき吸収式	冷却水	○	○	○	ガード付	冷温水	○	○	○
機器名	機器入口側			計器取付箇所 (○印の箇所)				機器出口側	温度計の種類																							
				圧力計	温度計																											
		圧力計	温度計																													
冷凍機	冷却水	○	○	○	ガード付																											
	冷水	○	○	○	L形又は円形																											
直たき吸収式	冷却水	○	○	○	ガード付																											
	冷温水	○	○	○																												

章	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																									
ガソ設備	1 ガス種別	・都市ガス（供給者名：発熱量 MJ/m ³ （N）） ・液化石油ガス	<p>① 工事の保険</p> <p>② 建設共済等</p> <p>③ 工事実績情報の登録</p> <p>④ 施工体制台帳の提出</p> <p>⑤ 資材購入及び請業者の選定に際しての留意事項</p> <p>⑥ 監督員事務所</p> <p>⑦ 工事用電力</p> <p>⑧ 産業廃棄物税</p> <p>⑨ 電気保安技術者の活用</p> <p>⑩ 工事記録</p> <p>⑪ 完成時の提出書類</p>	<p>・建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出）</p> <p>・請負業者賠償責任保険（保険証の写しを提出）</p> <p>保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）</p> <p>下記の制度について加入すること。</p> <p>※建築労事を含む本工事全体で加入すること。</p> <p>・法定外労災補償制度（加入証明書の写しを提出）</p> <p>・建設業退職金共済制度（掛金収納書を提出）</p> <p>共済証紙購入額 請負額の0.5/1000以上</p> <p>ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。</p> <p>※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。</p> <p>※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。</p> <p>工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス(CORINS)に登録すること。</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。</p> <p>資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。</p> <p>・設ける ○ 設けない</p> <p>○ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。</p> <p>・市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等と添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。</p> <p>・設ける ○ 設けない</p> <p>工事記録は以下のように行うこと。</p> <p>○工事写真</p> <p>工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等</p> <p>完成写真</p> <p>※撮影用器具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。</p> <p>※次の図書を参考とする。</p> <p>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」</p> <p>○工事日報、納品伝票</p> <p>工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。</p> <p>監督員の指示により下記のものを提出する。</p> <p>○ 工事完成図（竣工図（修正済み設計図）＋施工図）</p> <p>○ 完成図 CADデータ PDFデータ（CD-R）（1）枚</p> <p>・完成図（A4版に製本したもの）</p> <p>○ 完成図（原図サイズで電気設備図と併せて二つ折り製本したもの）（3）部</p> <p>○ 工事写真（紙、CD-R）</p> <p>○ 保金に関する資料等（2）部</p> <p>次の配管には、防振吊り金物（・シングル・ダブル）又は、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。</p> <p>・口径 50A以上の配管（・冷温水・冷却水・揚水）</p> <p>・次に示す配管</p> <p>標準仕様書第2編 2.5.16.12 の溶接部の非破壊検査の適用</p> <p>○ 不要 ○ 要</p> <p>ライニング弁類の使用範囲</p> <p>・標準仕様書による ○ 使用しない</p> <p>○ 合成ゴム製 ○ ペローズ形</p> <p>○ 合成ゴム製 ○ ペローズ形</p> <p>保温を施さない鋼管類で、コンクリート埋込み部及びコンクリート壁等の貫通部は、プラスチックテープ巻き1/2重ね1回巻きとする。</p> <p>ただし、外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く。</p> <p>施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。</p> <p>本工事に伴う既存の天井及び壁等の軽微な加工改造は本工事とする。</p> <p>・垂鉛鉄板 ○ 紙チューブ ○ つば付鋼管 ○ 塩化ビニル管</p> <p>屋内埋設配管についても、通常の配管支持方法に準じて行う。</p> <p>機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。</p> <p>○ 施工可能日 ・土、日曜日、祝日施工有り・指定なし○ 建築工事特記仕様書による</p> <p>○ その他</p> <p>○ 施工可能時間帯・指定有り（時～時）・指定なし○ 建築工事特記仕様書による</p> <p>○ 高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墮落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。</p> <p>○ 週休二日制工事 試行工事</p> <p>○ 対象工事(※受注者希望型)</p> <p>四日市市休休 2 日制工事試行要領に従うこととし、「月2回土日完全週休2日制試行工事（受注者希望型）」に係る特記仕様書を適用する。</p> <p>【令和4年10月を適用（四日市市HP 入札情報参照）】</p> <p>尚、発注者の指示又は承諾により週休2日制に係る休日日に施工する場合は、休日日を振り替えることができる。</p> <p>・対象外工事</p>	<p>① 一般事項</p> <p>2 アスベスト含有建材の処理工事</p> <p>3 アスベストの含有調査</p> <p>4 アスベスト含有吹付け材の除去</p>	<p>○ アスベスト含有物の取扱い</p> <p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等によく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。</p> <p>○アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p> <p>石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。</p> <p>○アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。</p> <p>・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。</p> <p>アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1]</p> <p>アスベスト含有吹付け材の洗い込み処理 ・行う ・行わない</p> <p>アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない</p> <p>施工用資材及び工法 ※図示</p> <p>分析による確認 ・行う（下表による） ・行わない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法</th> <th>1材料あたりの試料数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※定性分析(3・)</td> <td>※定量分析(※3・)</td> </tr> </tbody> </table> <p>アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 [9.1.3]</p> <p>除去吹付け材（ ）含有場所（ ）</p> <p>吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う</p> <p>アスベスト物じん濃度測定 ※行う</p> <p>表9.1.1 アスベスト物じん濃度測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定 場 所</th> <th>測定 点（各施工箇所ごと）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>仕舞イグ」入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流入を確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離・除去後)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。</p> <p>(注)2. 集じん・排気装置の性能確認</p> <p>表9.1.2 アスベスト物じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定 1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td>位相差顕微鏡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td>25mm</td> <td></td> <td>47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> <td>10l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td>アセトントリアセチン法又は、シュロゲンゼチル法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総アスベスト繊維数</td> <td>200本又は視野50視野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3：1以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業場の隔離 ※行う</p> <p>除去工法</p> <p>※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>処分方法</p> <p>・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。</p> <p>・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無</p> <p>除去仕上塗材（ ）含有場所（ ）</p> <p>除去の範囲 ○ 全面除去 ○ 取付による</p> <p>除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）</p> <p>・水洗い工法（手工具ケレン工法）</p> <p>・車じん吸着付着圧水洗工法 ・車じん吸着付着超高压水洗工法 ・超音波ケレン工法</p> <p>・射撃材併用超高压水洗工法 ・射撃材併用超高压水洗工法 ・射撃材併用手工具ケレン工法</p> <p>・射撃材併用超音波ケレン工法 ・機装装置付ディスクグラインダーケレン工法</p> <p>上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。</p> <p>除去工法の試験施工 ・行う ※行わない</p> <p>作業場の隔離及び養生</p> <p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策マニュアル」による。</p> <p>「隔離養生不要 ○ 隔離養生必要(負担不要) ○ その他</p> <p>処分方法</p> <p>・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。</p> <p>・中間処理の場合は、都道府県知事等から処分許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う</p> <p>アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無</p> <p>除去保温材（ ）含有場所（ ）</p> <p>作業場の隔離 ・行う ・行わない</p> <p>除去工法</p> <p>湿潤にて除去を行い、適法に処分する事。</p> <p>処分方法 ・湿立処分</p> <p>・アスベストの中間処理に適する溶融施設</p> <p>・認定を受けた無害化処理施設</p> <p>※本工事に配置管理させる者（有資格者）</p> <p>※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）</p> <p>又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）</p>	材 料 名	調査方法	1材料あたりの試料数		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)		※定性分析(3・)	※定量分析(※3・)	測定時期	測定名称	測定 場 所	測定 点（各施工箇所ごと）	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	仕舞イグ」入口	1点	空気の流入を確認	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-	処理作業後(隔離・除去後)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気		測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	計数機器	位相差顕微鏡			メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm	試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュロゲンゼチル法			計数条件	総アスベスト繊維数	200本又は視野50視野		計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3：1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l	<p>暴力団等不当介入に関する事項</p> <p>1. 契約の解除</p> <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）</p> <p>第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。</p> <p>2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務</p> <p>(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報し、捜査協力を行うこと。</p> <p>(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じたときは、業務発注所へ報告し、協議を行うこと。</p> <p>(3) (1)(2)の義務が生じたときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p> <p><喫煙に関する事項></p> <p>・学校敷地内等すべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。</p> <p><現場代理人に関する事項></p> <p>・工務製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。</p> <p><随時検査></p> <p>設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。</p> <p>個人情報取扱いに関する事項</p> <p>(基本事項)</p> <p>第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>(施工者の義務)</p> <p>第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第67号、以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。</p> <p>2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>(適正な管理)</p> <p>第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。</p> <p>4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集をするときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>(再提供の禁止)</p> <p>第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。</p> <p>(複製、複製の禁止)</p> <p>第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。</p> <p>(持ち出しの禁止)</p> <p>第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。</p> <p>甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良な管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損壊の防止その他適切な管理を行わなければならない。</p> <p>(資料等の返還)</p> <p>第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 紙媒体 ジュレッターによる毀断</p> <p>(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの書き換え、もしくは媒体の破砕</p> <p>3 乙は、第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収するうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。</p> <p>(研修・教育の実施)</p> <p>第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>(定期報告及び事故発生時における報告)</p> <p>第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。</p> <p>(監査及び検査)</p> <p>第13 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第8項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を委託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。</p> <p>2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。</p> <p>第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p>
	材 料 名	調査方法		1材料あたりの試料数																																																																																											
		※定性分析(3・)		※定量分析(※3・)																																																																																											
		※定性分析(3・)		※定量分析(※3・)																																																																																											
		※定性分析(3・)		※定量分析(※3・)																																																																																											
	測定時期	測定名称		測定 場 所	測定 点（各施工箇所ごと）	備考																																																																																									
	処理作業前	測定1		処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																																									
		測定2		施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																																																																									
	処理作業中	測定3		処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																																									
		測定4		仕舞イグ」入口	1点	空気の流入を確認																																																																																									
測定5		集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																																																																											
測定6		施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	-																																																																																											
処理作業後(隔離・除去後)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																																																																											
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																																																																											
	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																																																												
計数機器	位相差顕微鏡																																																																																														
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm																																																																																												
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min																																																																																												
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min																																																																																												
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュロゲンゼチル法																																																																																														
計数条件	総アスベスト繊維数	200本又は視野50視野																																																																																													
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3：1以上																																																																																														
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																																												
雨水利用設備	1 仕様等	別図による。																																																																																													
排水処理設備	1 仕様等	別図による。																																																																																													
排水処理設備	2 設備方式	・排水再利用 ・浄化槽 ・厨房除害																																																																																													
撤去工事	① 撤去内容	○ 図示による																																																																																													
	② 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事に撤去する。																																																																																													
	③ 冷媒の回収	冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。																																																																																													
	④ 発生材の処理	・引き渡しを要するものは、金属類（・機器・ダクト・配管・その他の金物）（・ルームエアコン・）とする。																																																																																													
し尿浄化槽設置工事	1 処理種別及び構造	・合併処理（・接触ばっ気方式・長時間ばっ気方式・回転板接触方式）																																																																																													
	2 処理能力	処理対象人員 人 容量 m ³ /日																																																																																													
	3 本体構造	・コンクリート製（・現場施工形・ユニット形） ・FRP製																																																																																													
	4 放流水質	BOD mg/L以下																																																																																													
	5 マンホールふた	・製造者標準品 ・MHA ・MHB																																																																																													
	6 スラブ負荷重	・土圧のみ ・200kgf/m ² ・350kgf/m ² ・800kgf/m ²																																																																																													
	7 排水方式	・自然流下																																																																																													
	8 送風機室	・ポンプ排水																																																																																													
	9 槽内にある鋼管類の防食	（ポンプ槽内径 mm、GLよりの深さ m以上） ただし深さが1.2m以上の場合はタラップとする。）																																																																																													
	10 送風機室	・不要 ○ 要（・別途工事・本工事）																																																																																													
促進工事	① 保温材	・独立設置形（・地上式・地下式） ・槽と一体形																																																																																													
	② 保温材	・ターレットエポキシ樹脂塗料3回塗りを行う。																																																																																													
	③ 保温材の種類	区分																																																																																													
	グラスウール	・給水管 ・排水管(ﾄﾝ管) ・給湯管																																																																																													
	保温材	・温水管 ・冷水管 ・冷温水管 ・蒸気管																																																																																													
	ロックウール	・給水管 ・排水管(ﾄﾝ管) ・給湯管																																																																																													
	保温材	・温水管 ・冷水管 ・冷温水管 ・蒸気管																																																																																													
	ポリスチレンフォーム	・給水管 ・排水管 ・冷水管																																																																																													
	保温材	・冷温水管 ・ヘッダー ・タンク(※)																																																																																													
	保温材	・冷媒管(成形用)																																																																																													
保温外装材	・SUS製ﾌﾗｯｸﾞ ・樹脂製ﾌﾗｯｸﾞ ・ﾀﾞﾌﾞｰ垂鉛鉄板																																																																																														
保温外装材	・その他()																																																																																														

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録(いー2) 第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場 No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	建築機械設備 特記仕様書(2)		
縮尺	-	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-02



B1F平面図 (改修前) S=1/100

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 B1階 平面図 (改修前)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-03

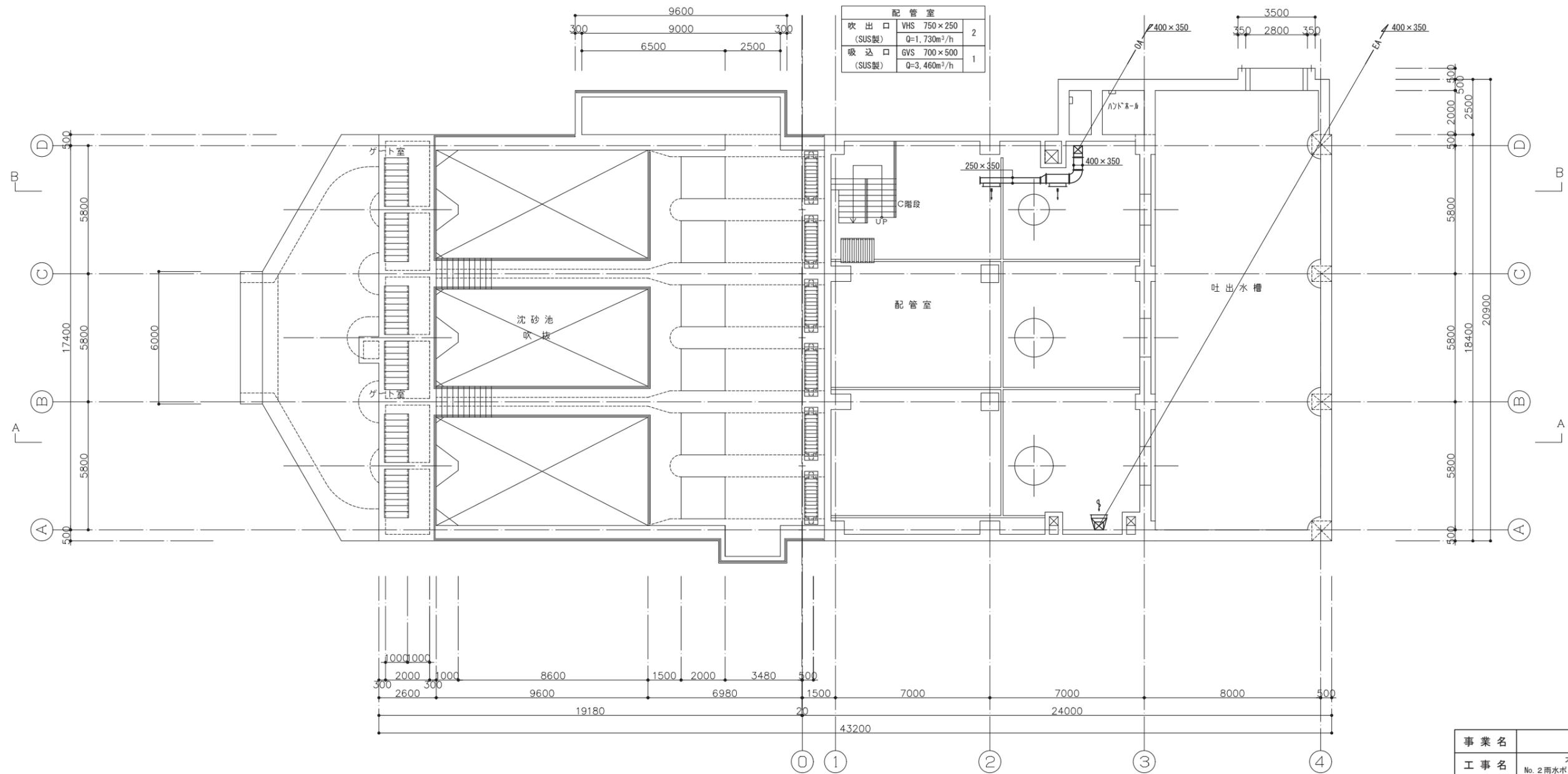
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

換気設備 機器表 新設

記号	名称	仕様	付属品	電源			台数	設置場所
				φ	V	KW		
F1N	軸流送風機	型式 耐蝕製 直動式軸流送風機 (配管室 給気用) 能力 450φ × 3460m ³ /h × 110Pa	防振架台、常時換気時タイマー運転	3	200	0.75	1	1F ポンプ室
F2N	軸流送風機	型式 耐蝕製 直動式軸流送風機 (配管室 排気用) 能力 450φ × 3460m ³ /h × 90Pa	防振架台、F1N連動運転	3	200	0.75	1	1F ポンプ室
F3N	有圧換気扇	型式 ステンレス製 低騒音型 (ポンプ用) 能力 500φ × 5660m ³ /h × 20Pa	取付枠、SUS製風圧式シャッター 1号ポンプ運転 (1台運転)、1+2号ポンプ運転 (4台運転) 1+2+3号ポンプ運転 (全台運転)、常時換気時タイマー運転 (2台運転)	3	200	0.40	7	2F ポンプ室吹抜
F4N	屋上換気扇	型式 耐塩型 低騒音型 (自家発電機用) 能力 650φ × 5500m ³ /h × 10Pa	4面水平防虫網 自家発電機運転信号 (全台運転)	3	200	0.55	4	屋上

凡例

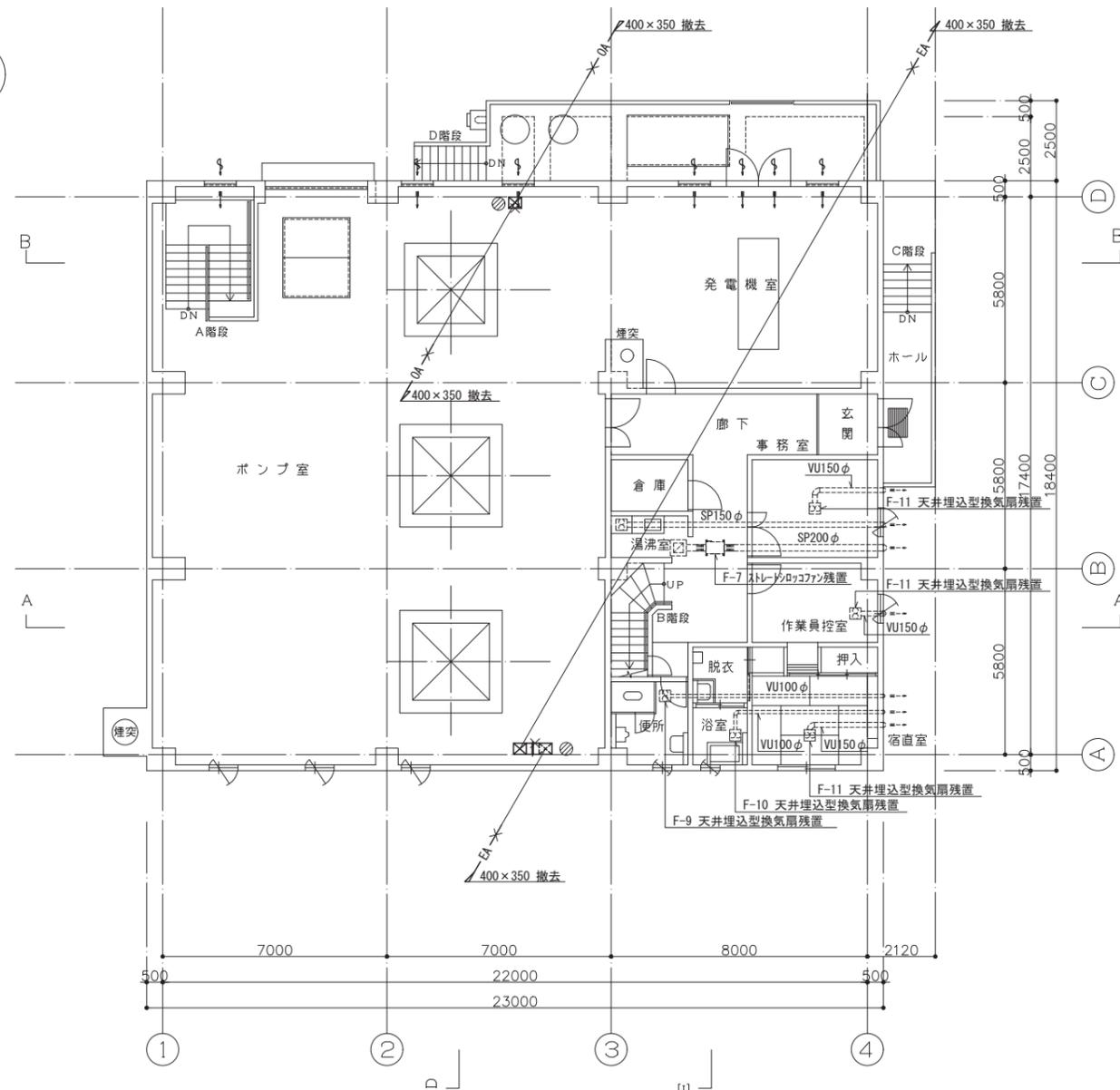
記号	名称	備考
----	既設表示線	
=====	矩形ダクト	(既設) 垂鉛鉄板、(新設) SUS B
⊗	有圧換気扇	
⊕	温度調節器	T5 室内型 二位置
→	吹出口	(既設) アルミ製、(新設) SUS製
←	吸込口	(既設) アルミ製、(新設) SUS製
VD	風量調節ダンパ	VD
≡	たわみ継手	
⊙	風量測定口	
⊗	はつり補修	
×	撤去を示す	



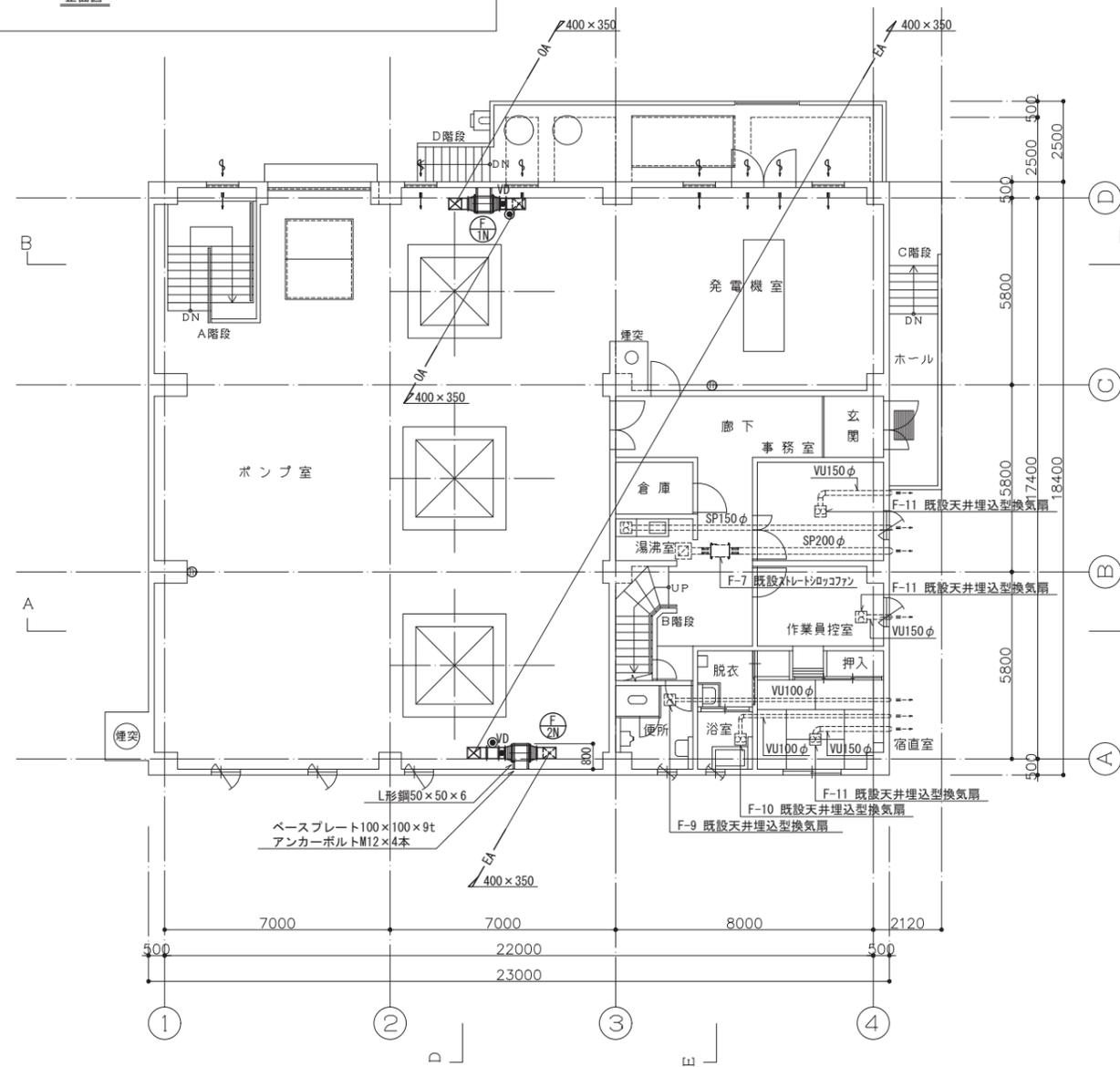
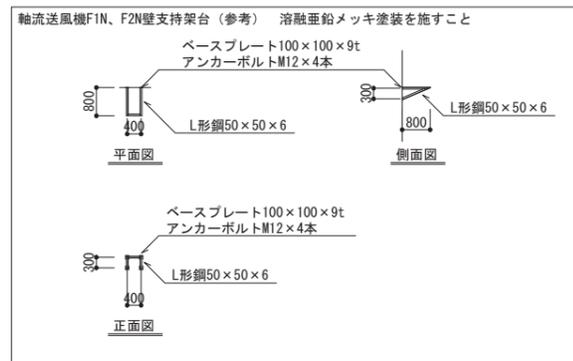
B1F平面図 (改修後) S=1/100

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 機器表、凡例 B1階 平面図 (改修後)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-04

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



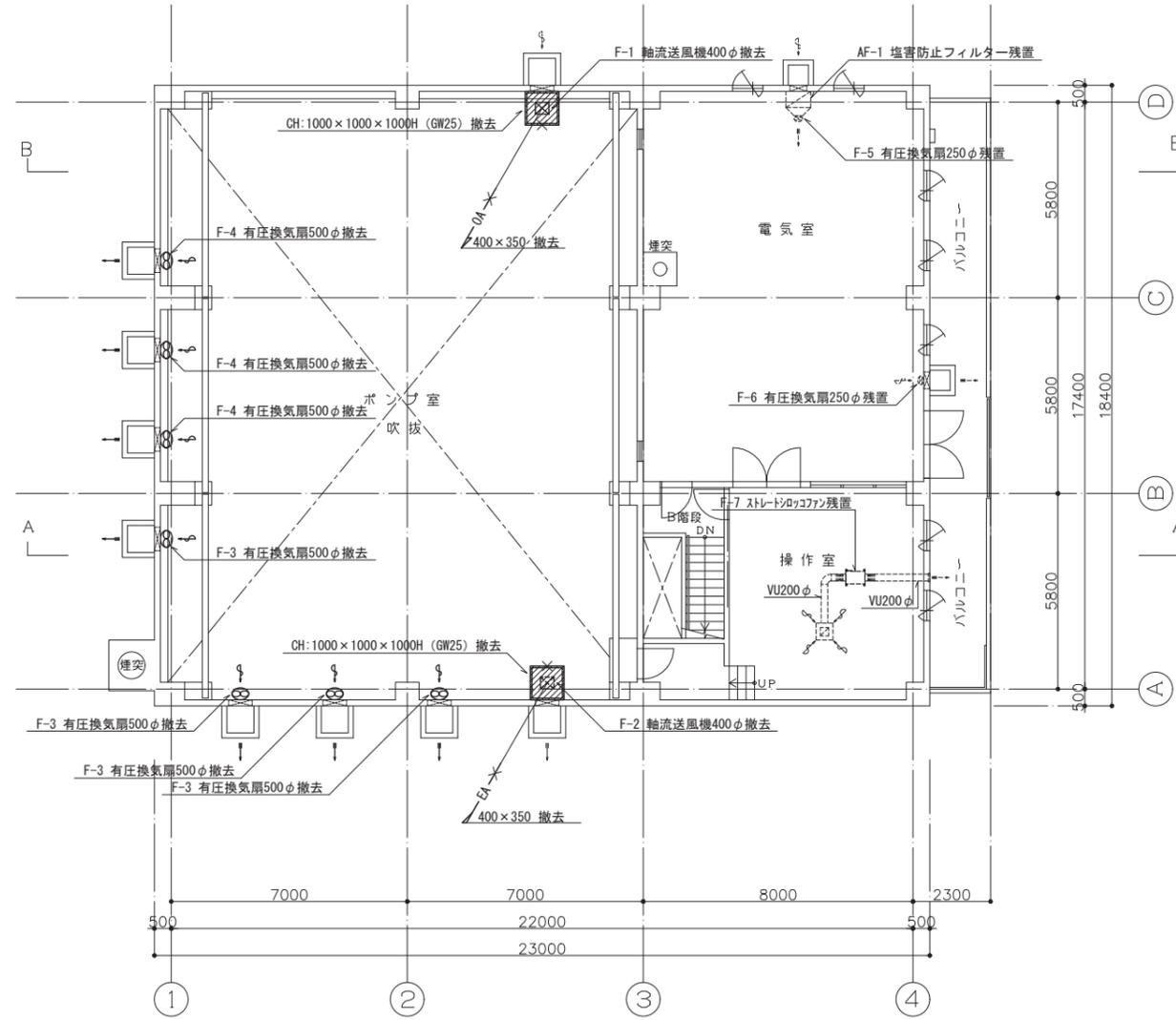
1 F 平面図 (改修前) S=1/100



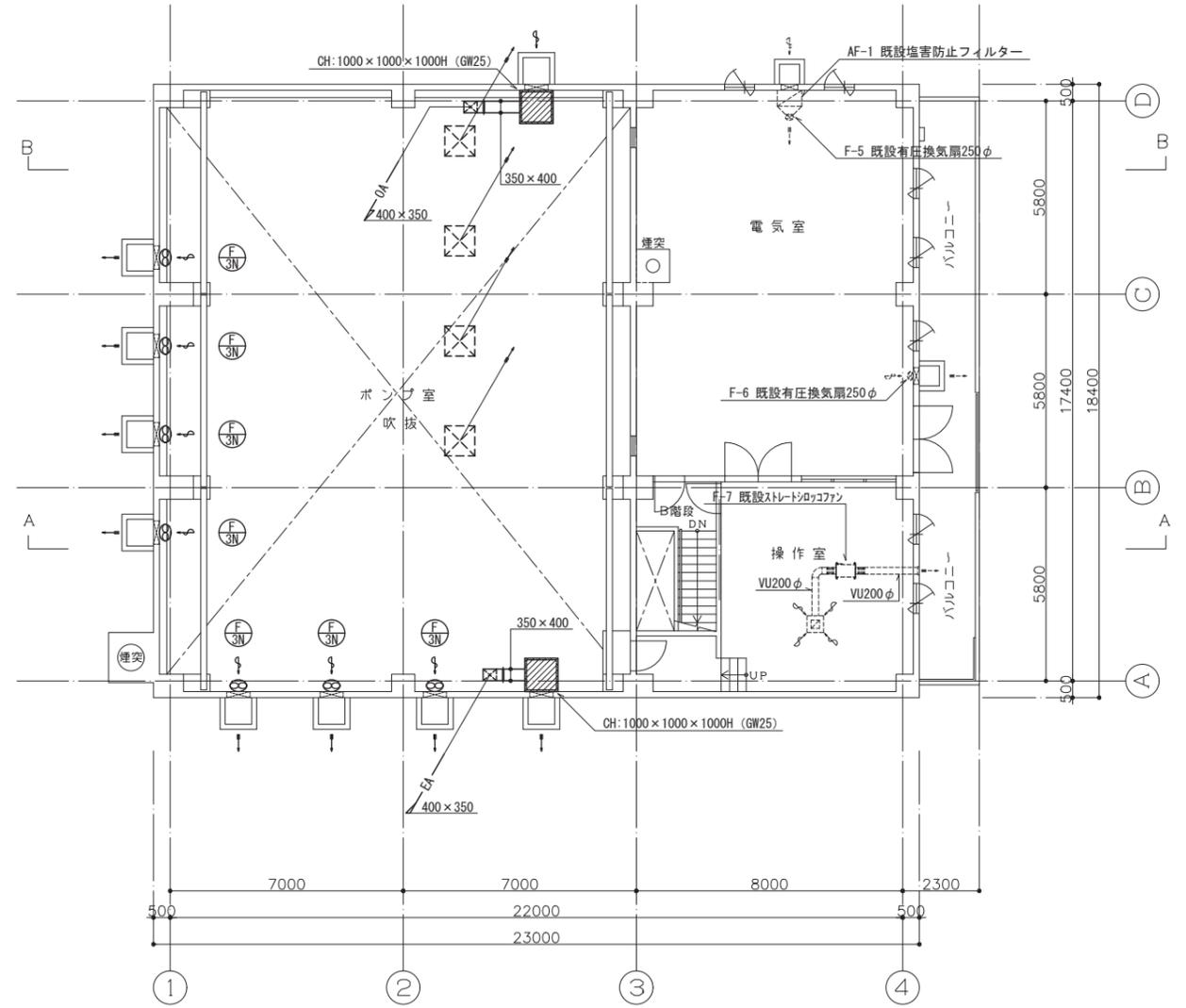
1 F 平面図 (改修後) S=1/100

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 1階 平面図 (改修前後)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-05

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



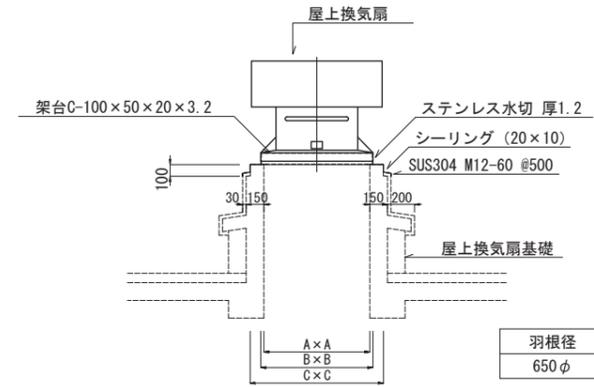
2 F 平面図 (改修前) S=1/100



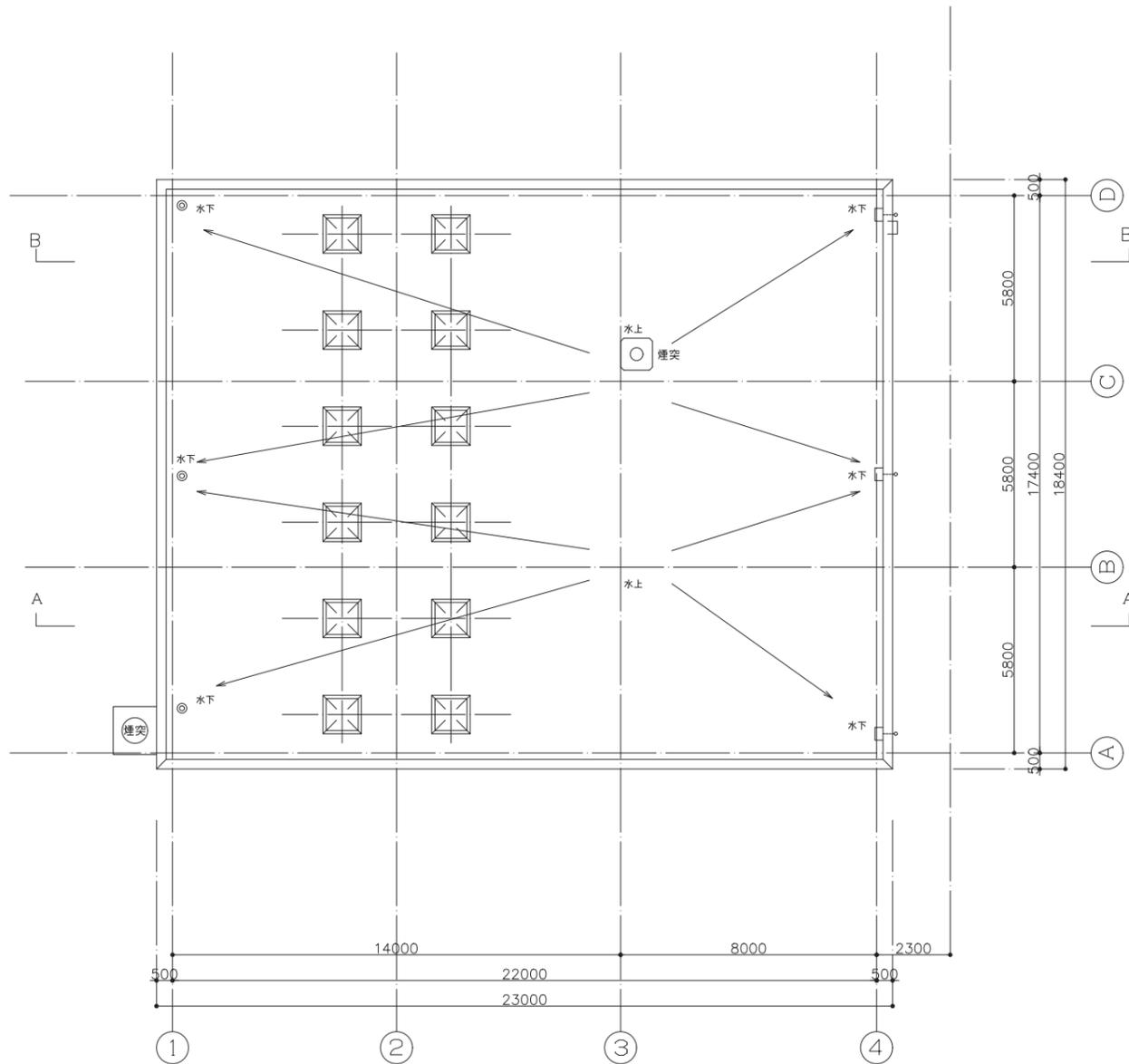
2 F 平面図 (改修後) S=1/100

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 2階 平面図 (改修前後)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-06

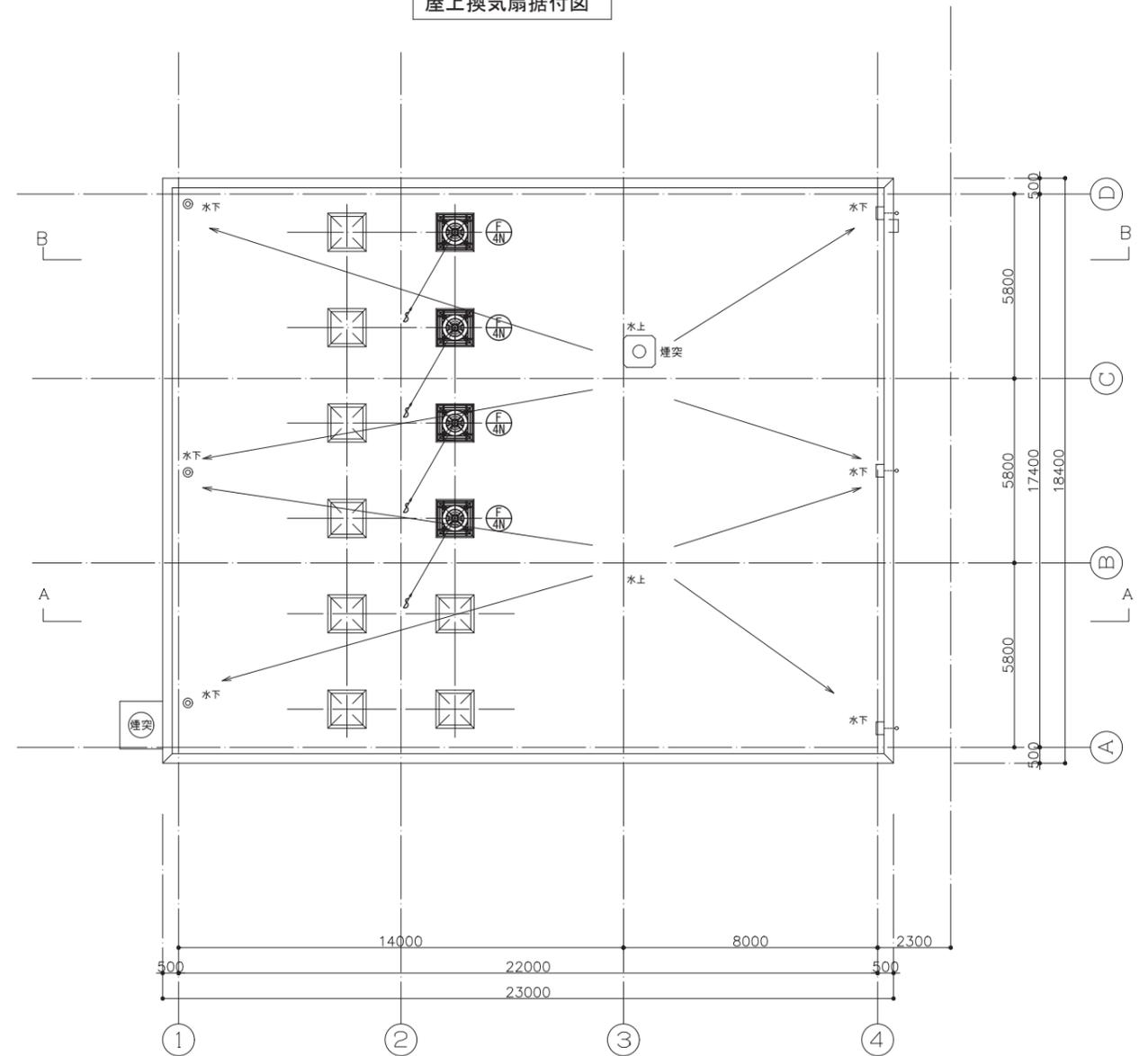
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



屋上換気扇据付図



屋根平面図 (改修前) S=1/100

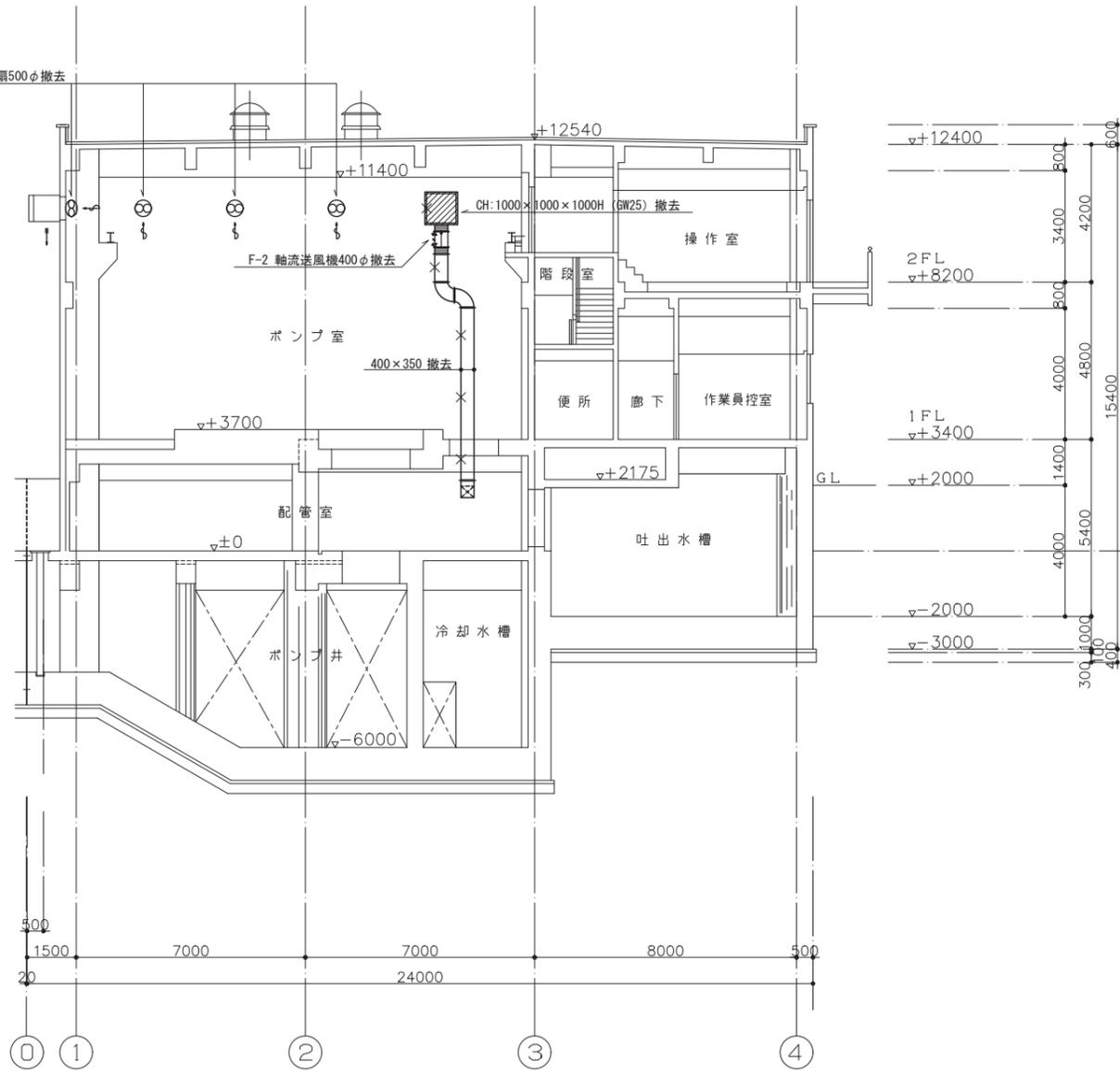


屋根平面図 (改修後) S=1/100

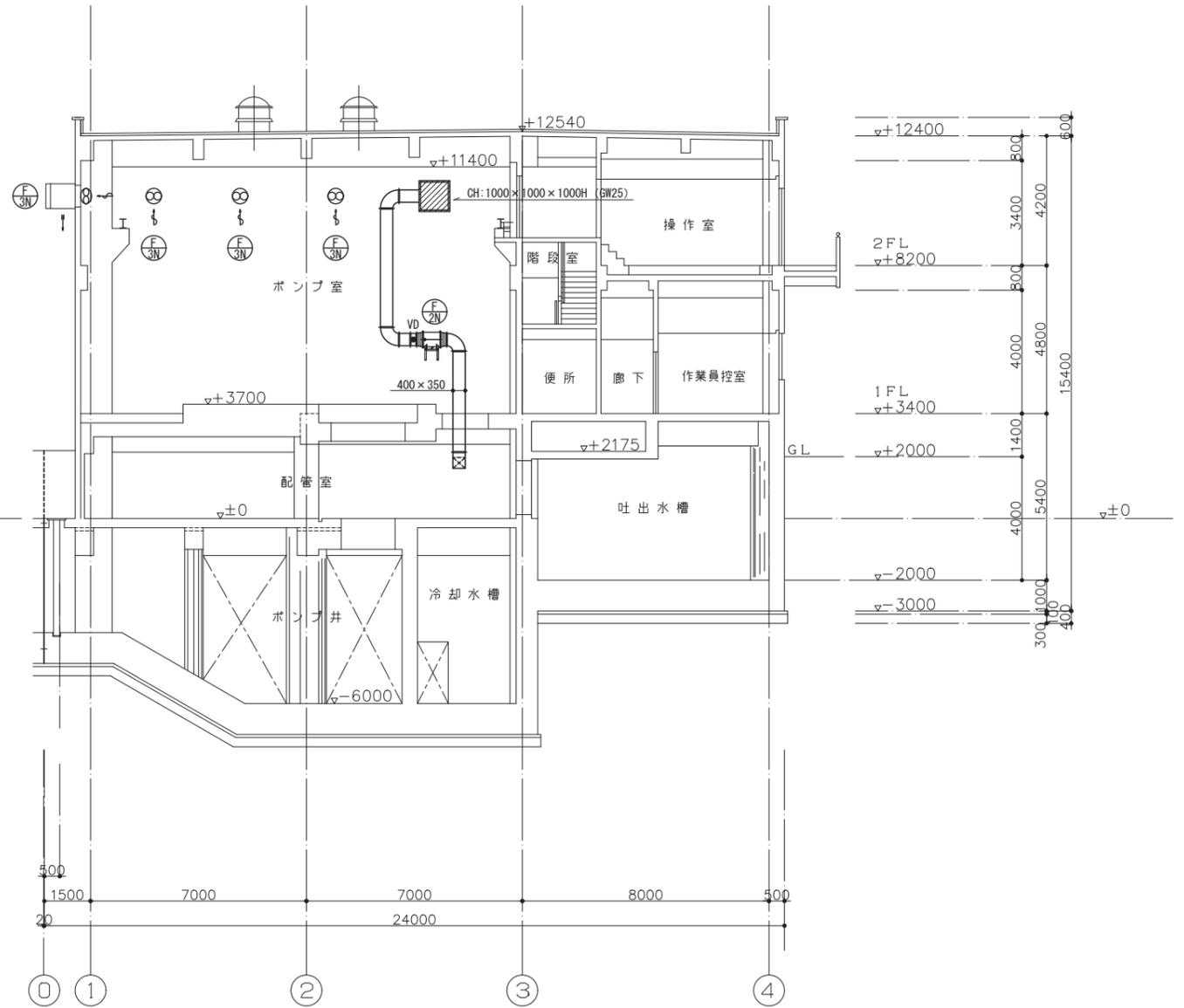
事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 屋根 平面図 (改修前後)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-07

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

F-3 有圧換気扇500φ撤去



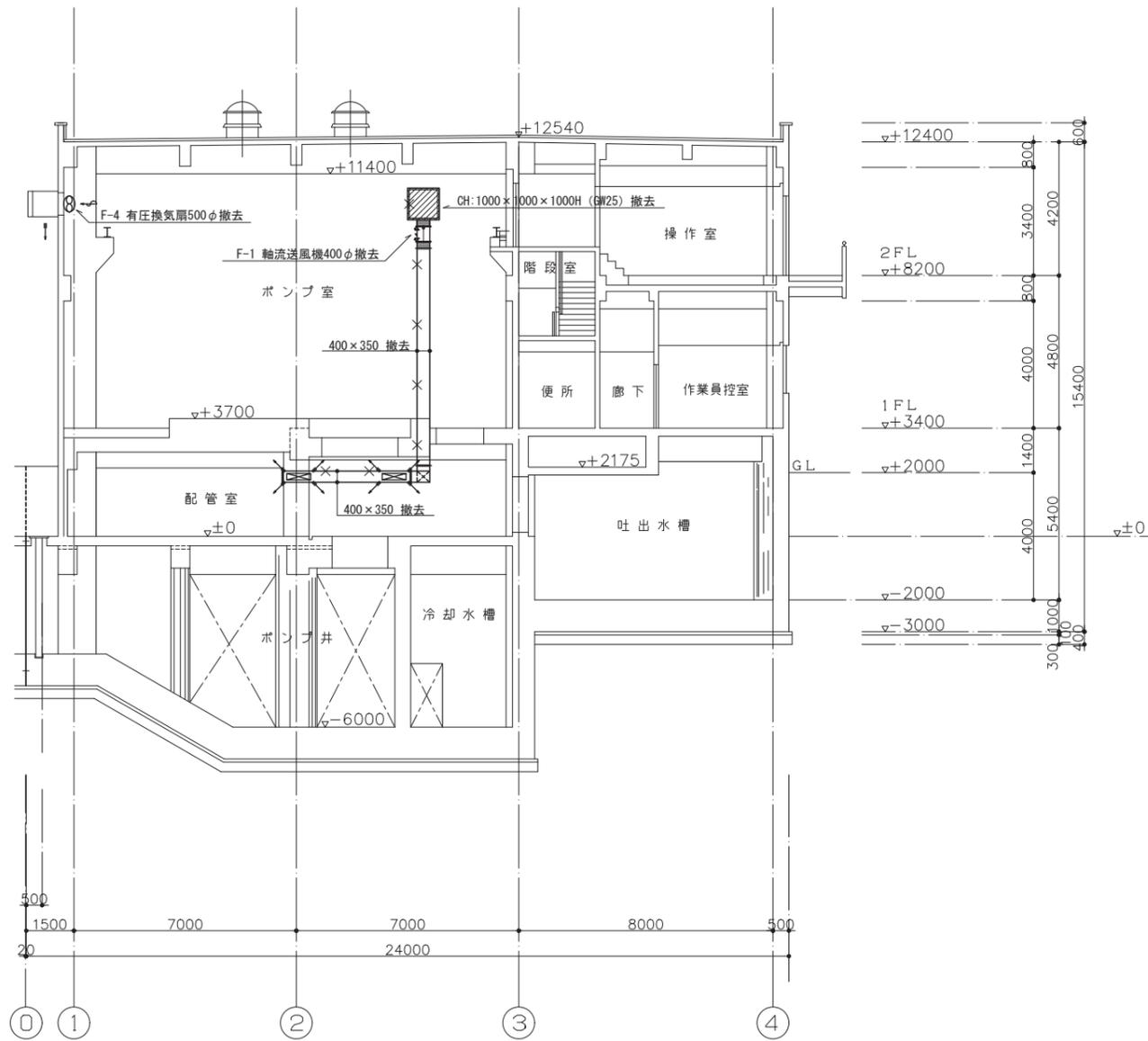
A-A断面図 (改修前) S=1/100



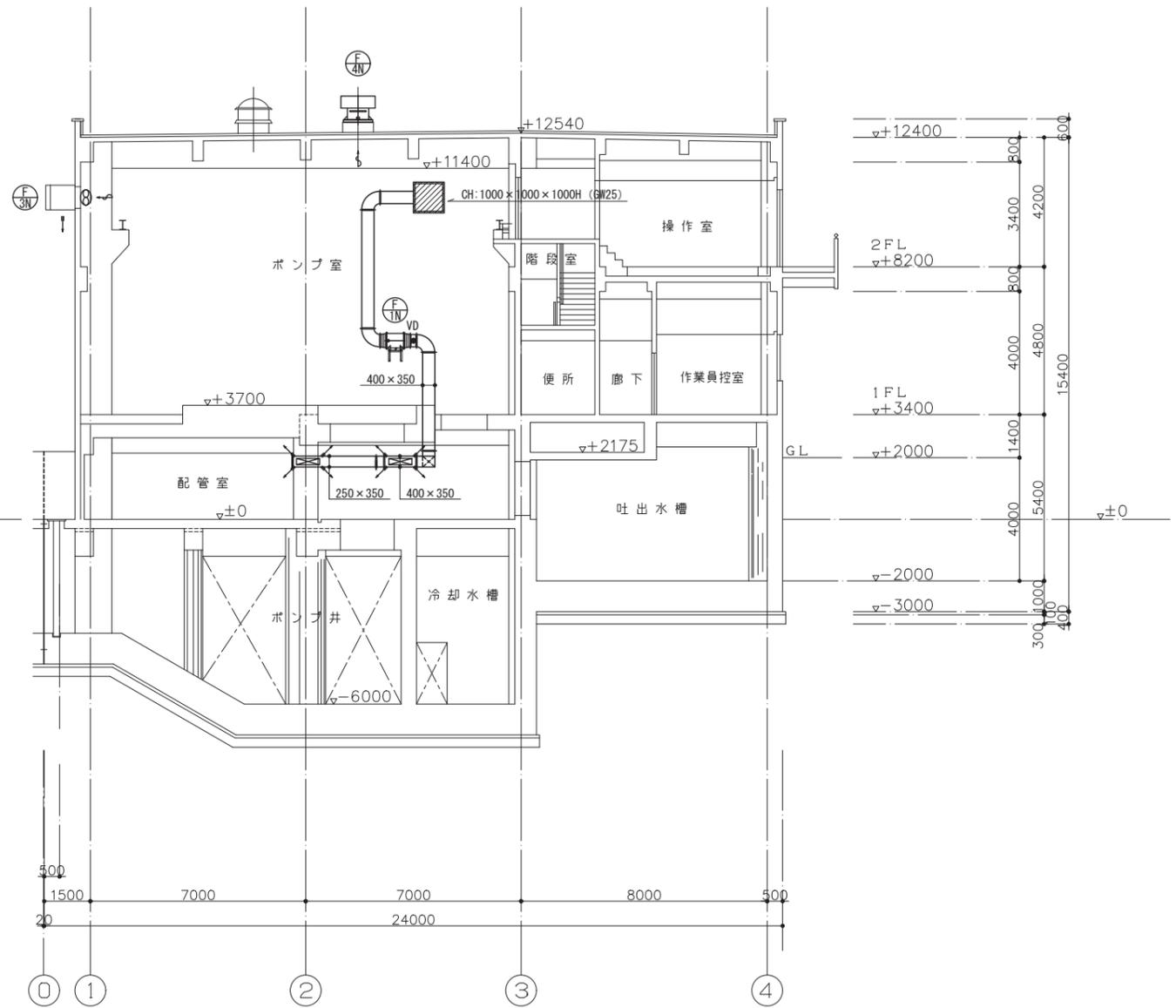
A-A断面図 (改修後) S=1/100

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 A-A断面図 (改修前後)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-08

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



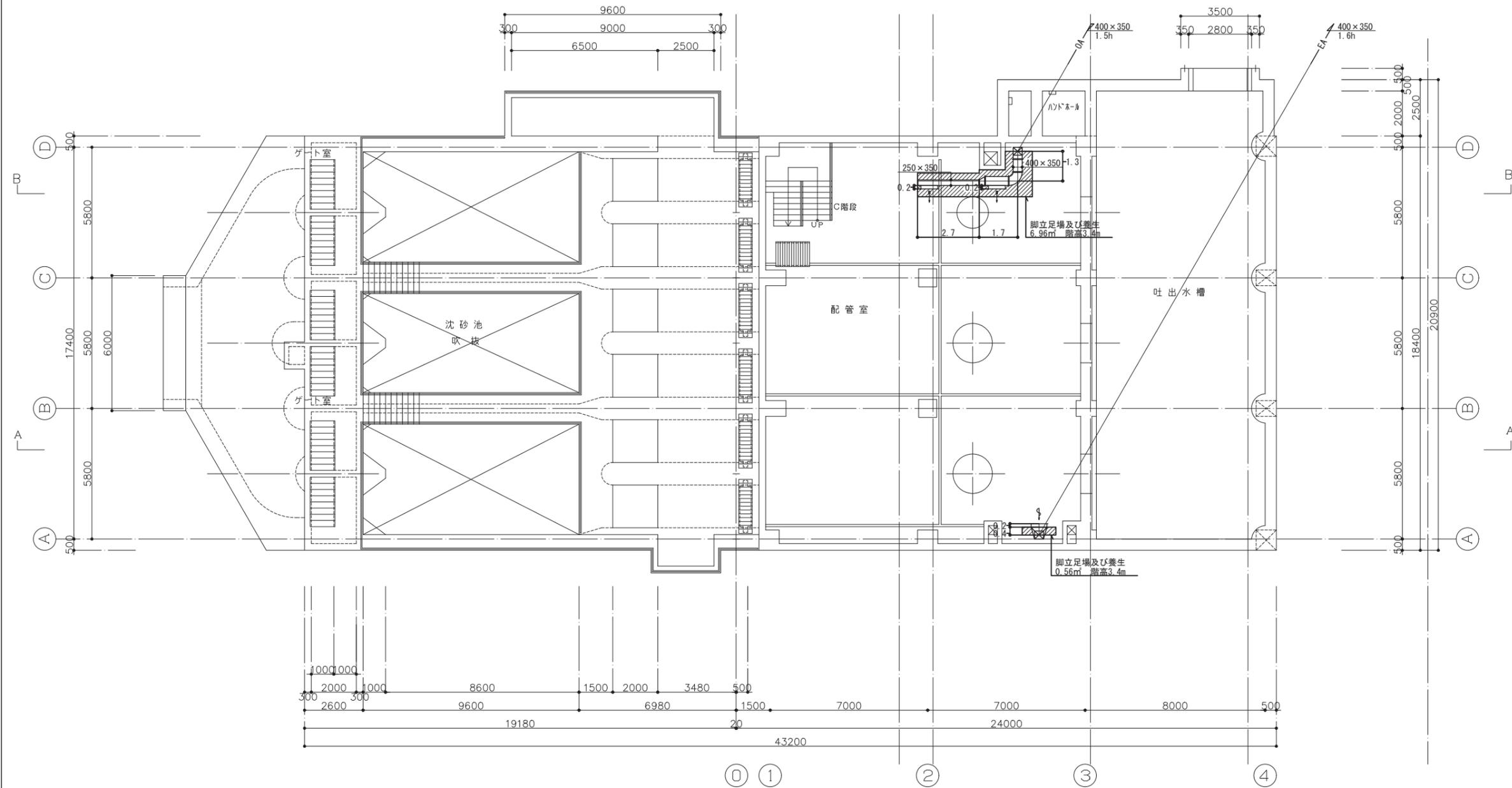
B-B断面図 (改修前) S=1/100



B-B断面図 (改修後) S=1/100

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	換気設備 B-B断面図 (改修前後)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-09

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



- 改修工事範囲
- 階数 部位番号
○: 改修前, N: 改修後
- 既設建具枠・水切装置・障子撤去建具を示す。
※ 外部改修部分の建具廻り既設シーリングは全て撤去後新設する。
- 既設建具枠利用・障子及び本体新設建具を示す。
※ 外部改修部分の(加工)建具廻りシーリングは既設部共、新設する。
- 通路養生シート
- 補強養生シート
- 仮壁 (特記なきは白種片面とする。)
- 外部足場 (種別は特記による。)
- 外部足場 (特記なきは脚立、足場板等による。)
- 内部足場 (特記なきは脚立、足場板等による。)
- ※ 通路養生は幅2.0mとする。
幅2.0m設置できない部分は設置可能な幅とする。
- ※ 外部足場・仮壁の種別は「建築改修工事共通仕様書 (建築工事編) H31年版」による。
- ※ 外部足場の周囲には気密防止メッシュシートを貼るものとする。
- ※ 特記なき限り内部仮壁はスラブ下から設けるものとする。
- ※ 天井改修が無く壁仕上のみの改修部分には梁上足場を設置する。
- ※ 床部分改修時には、養生シート及び仮設足場は撤去または変更を行う。
- ※ 障害物(設備機器等)による仮設計画は、現況確認により足元部等詳細足場を単管足場等へ変更調整するものとする。
- 換気設備改修に伴う仮設足場及び養生は、AM工事にて計上。

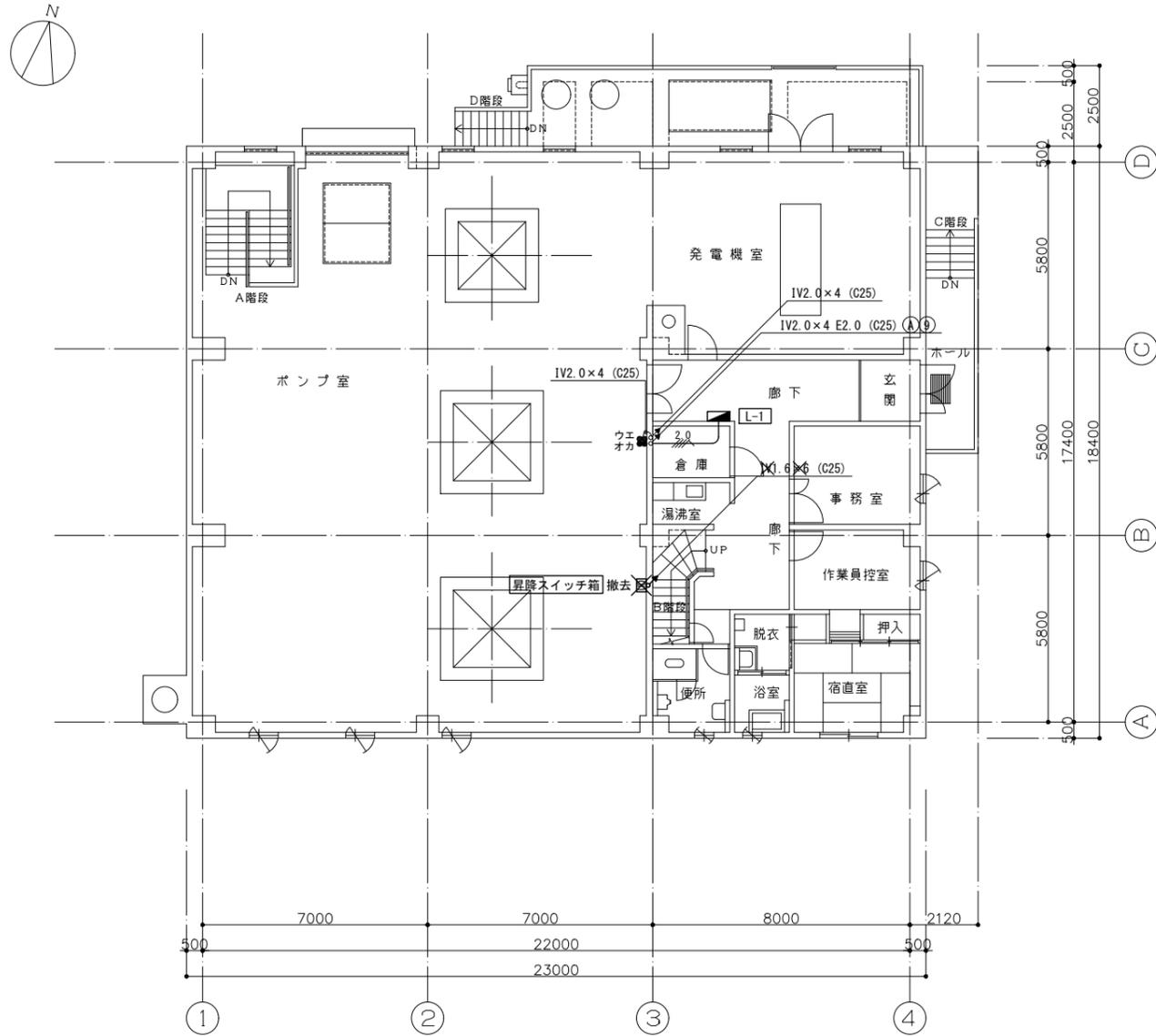
B 1 F 平面図 (改修後) S=1/100

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録 (い-27) 第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No. 2 雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市 大浜町地内		
名称	仮設図1 (仮設足場) (参考図)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AM-10

項目	特記事項	項目	特記事項	◎ アスベスト含有物の取扱い																													
28 工事用電力、水等	<ul style="list-style-type: none"> 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への請求等に関する費用は、受注者の負担とする。 支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。 	46 位置ボックス	位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。	① 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する指針上の指針）を遵守すること。																												
29 産業廃棄物税	<ul style="list-style-type: none"> 本工事に係る産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。 	47 最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として遮るものとする。	② アスベスト含有建材の処理工事	◎アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。 ◎アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。 ◎石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。																												
30 工事の保険	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事賠償（管理財物担保特約に加入）（保険証券の写しを提出） 請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。） 下記の制度について加入すること。 法定外労災補償制度（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額（消費税含む）の0.5/1000 以上 	48 既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改修は、本工事とする。	③ アスベストの含有調査	アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1] アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示 分析による確認 ・行う（下表による） ・行わない																												
31 建設共済等	<ul style="list-style-type: none"> ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙の購入を必要ない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。 	49 自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。	④ アスベスト含有吹付け材の除去	アスベスト含有吹付け材の有無 ・有 ・無 [9.1.3] 除去吹付け材（ ）含有場所（ ） 吹付け材の施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定																												
32 工事実績情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙の購入を必要ない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。 	50 地中配線の埋設深さ等	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難い場合は監督員と協議し決定すること。	⑤ 一般事項	表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定																												
33 施工体制台帳の提出	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。 下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。 なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。 	51 施工条件	地中配管に埋設保護シート（2倍）を ・ 設ける ・ 設けない 電気設備の改修等のため、在来設備を一時的に停止させる必要がある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を来さないよう特に注意する。	⑥ 測定時期	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																												
34 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。 	52 地中配線の埋設機	構内線路上における埋設機材の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ・ 鉄製（ 箇所） ・ コンクリート製（ 箇所）	⑦ 測定地点	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																												
35 監督職員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 設ける ○ 設けない 監督職員の指示により下記のものを出発する。 	53 照明設備の照度測定	一般照明及び非常照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。	⑧ 測定回数	表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法																												
36 完成時の提出図書	<ul style="list-style-type: none"> 完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） 完成図（A4版に製本したもの） 完成図（原図サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの）（3）部 保全に関する資料等（2）部 工事写真（紙、CD-R） 	54 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。	⑨ 特記事項																													
37 発生材の処理	<ul style="list-style-type: none"> 引渡しを要するもの ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。 特別管理産業廃棄物 PCB使用機器は、関係法令に従い適切に処理する。（PCB使用機器） 再使用又は再資源化を図るもの 																																
38 工事記録	<ul style="list-style-type: none"> 工事記録は以下のように行うこと。 工事写真 工程写真 埋設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。 																																
39 銅製電線管	<ul style="list-style-type: none"> 特記なき銅製電線管（19、25、…75）の表示は全て薄銅電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管（E19、E25、…E75）を使用してもよい。 																																
40 呼び線	<ul style="list-style-type: none"> 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 																																
41 再使用機器	<ul style="list-style-type: none"> 取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定のうち、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。 																																
42 タンブラスイッチ	<ul style="list-style-type: none"> タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。 																																
43 配線器具等	<ul style="list-style-type: none"> 配線器具（スイッチ、コンセント他）の現場納りによる仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。 																																
44 機器仕様	<ul style="list-style-type: none"> 使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば、可とする。 																																
45 合成樹脂管配線	<ul style="list-style-type: none"> 合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P F管（単層管）の渡付管以上を使用する。 																																
					<p>暴力団等不当介入に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約の解除 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）</p> <p>第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。</p> <p>2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議し進めを行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。 <p><喫煙に関する事項></p> <p>学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。</p> <p><現場代理人に関する事項></p> <p>工事製作期間中に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。</p> <p><随時検査></p> <p>設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第9項の規定により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。</p> <p>個人情報の取り扱いに関する事項</p> <p>（基本事項）</p> <p>第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>（施工者の義務）</p> <p>第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第67条に規定する義務を負う。</p> <p>第3 乙は、この契約による工事に係る個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。</p> <p>（秘匿の保持）</p> <p>第4 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>第5 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（適正な管理）</p> <p>第6 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第7 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>第8 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要に応じて限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。</p> <p>第9 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。</p> <p>（収集の制限）</p> <p>第10 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>（再提供の禁止）</p> <p>第11 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>第12 乙は、前項の承諾により再提供する場合、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第13 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。</p> <p>（複写、複製の禁止）</p> <p>第14 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>（持ち出しの禁止）</p> <p>第15 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9項において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。</p> <p>第16 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>第17 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。</p> <p>（資料等の返還）</p> <p>第18 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>第19 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 紙媒体 シュレッダーによる破断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破断 <p>第20 乙は、第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収するよう甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>第21 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去の場合においては、乙は、当該資料等を廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。</p> <p>（研修・教育の実施）</p> <p>第22 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。</p> <p>（苦情の処理）</p> <p>第23 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>（定期報告及び事故発生時における報告）</p> <p>第24 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。</p> <p>第25 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。</p> <p>（監査及び検査）</p> <p>第26 甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は譲り負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。</p> <p>第27 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に關して必要な指示を行うことができる。</p> <p>（契約解除及び損害賠償）</p> <p>第28 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p>																												
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所 一級建築知識登録（いー2）第7016号 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊					<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3">大井の川ポンプ場 No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">四日市市大浜町地内</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td colspan="3">建築電気設備 特記仕様書（2）</td> </tr> <tr> <td>縮尺</td> <td>NON</td> <td>設計年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種</td> <td></td> <td>設計者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>四日市市</td> <td>図面番号</td> <td>AE-2</td> </tr> </table>	事業名				工事名	大井の川ポンプ場 No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事			工事場所	四日市市大浜町地内			名称	建築電気設備 特記仕様書（2）			縮尺	NON	設計年月		工種		設計者		事業主体	四日市市	図面番号	AE-2
事業名																																	
工事名	大井の川ポンプ場 No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事																																
工事場所	四日市市大浜町地内																																
名称	建築電気設備 特記仕様書（2）																																
縮尺	NON	設計年月																															
工種		設計者																															
事業主体	四日市市	図面番号	AE-2																														

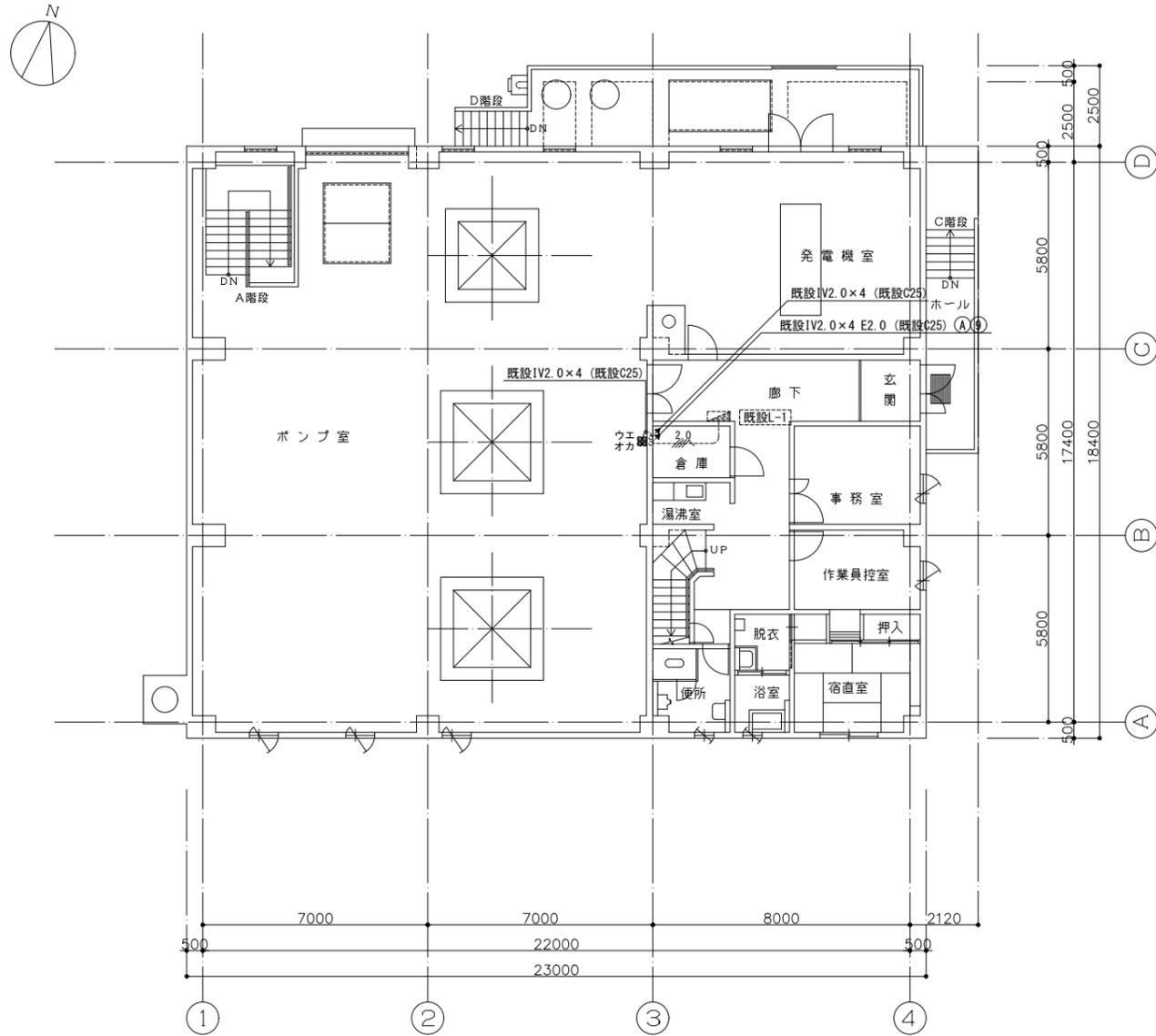
改修前



1階平面図 (改修前) S=1/100

凡例			
記号	名称		
■	電灯盤	× 撤去を示す。ただし、打込配管は配線のみ撤去とする。	
□	水銀灯安定器盤 鋼板製露出型 安定器300W×6個 収納	配線 昇降スイッチ箱を撤去後のアウトレットボックスにカバープレートを取付すること。	
□	昇降スイッチ箱 鋼板製露出型	配管配線凡例	
■	タンプススイッチ1P10A×4 金属製プレート	2.0	IV2.0×4 E2.0 (C25)
⊙	水銀灯300W (HSR1W-300) + 昇降装置付	2.0	IV2.0×2 (C19)
□	ジョイントボックス、アウトレットボックス	2.0	IV2.0×4 (C25)
—	配管配線 (隠蔽)	—	IV1.6×3 (C19)
		電灯盤 (L-1) 回路番号	
		Ⓐ : 200V回路 (水銀灯)	
		Ⓘ : 100V回路 (L-2)	
1階ポンプ室のタンプススイッチ1P10A×4の点灯場所			
ウ : ポンプ室の壁付蛍光灯		エ : ポンプ室の水銀灯 (北)	
オ : ポンプ室の水銀灯 (中)		カ : ポンプ室の水銀灯 (中)	

改修後



1階平面図 (改修後) S=1/100

凡例			
記号	名称		
■	既設電灯盤	既設の配管配線は破線で示す。	
■	既設タンプススイッチ1P10A×4 金属製プレート		
⊙	LED照明器具 (姿図参照)		
□	プルボックス 鋼板製		
---	既設配管配線		

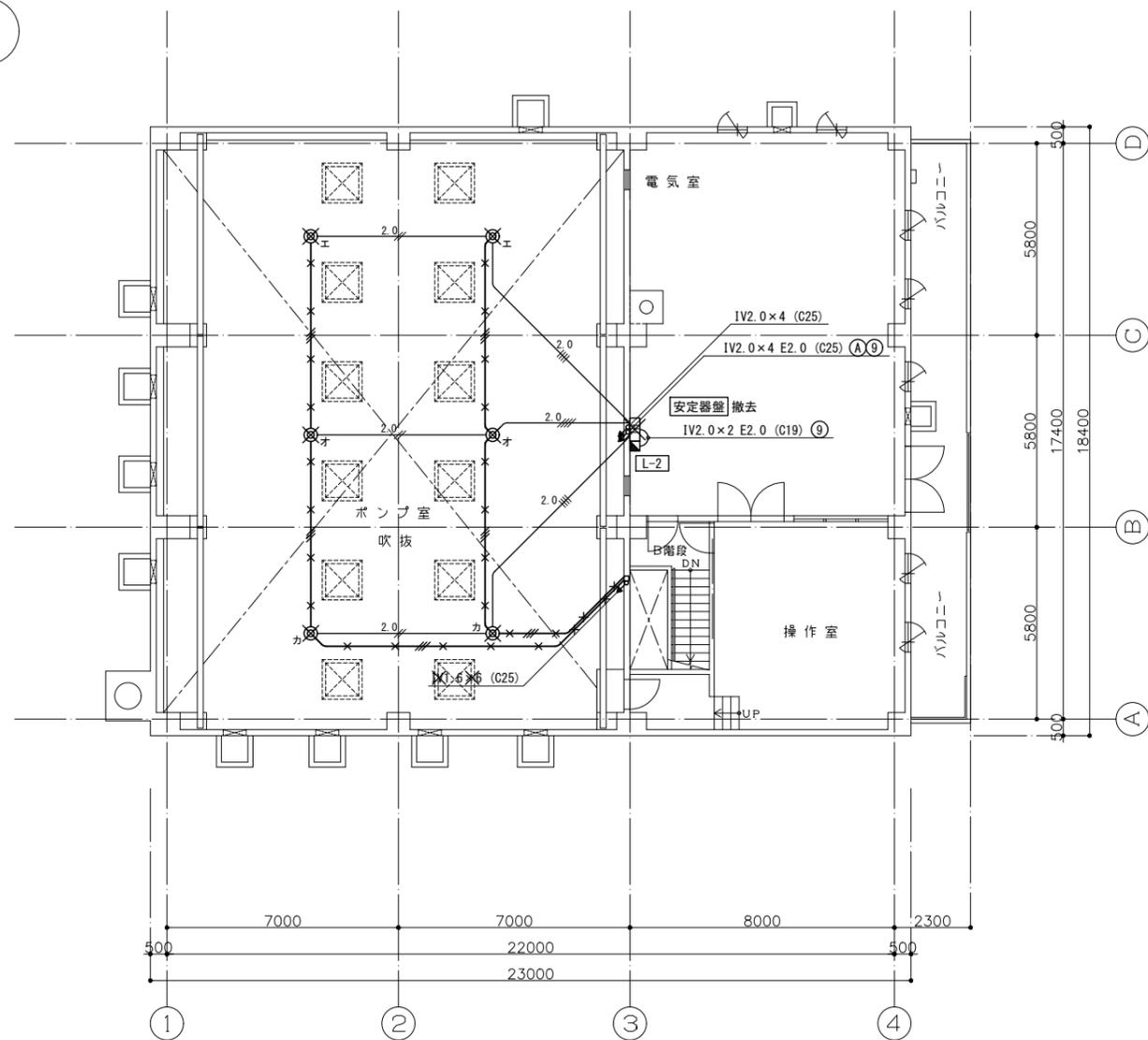
照明器具姿図



事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	電灯設備 1階平面図		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-3

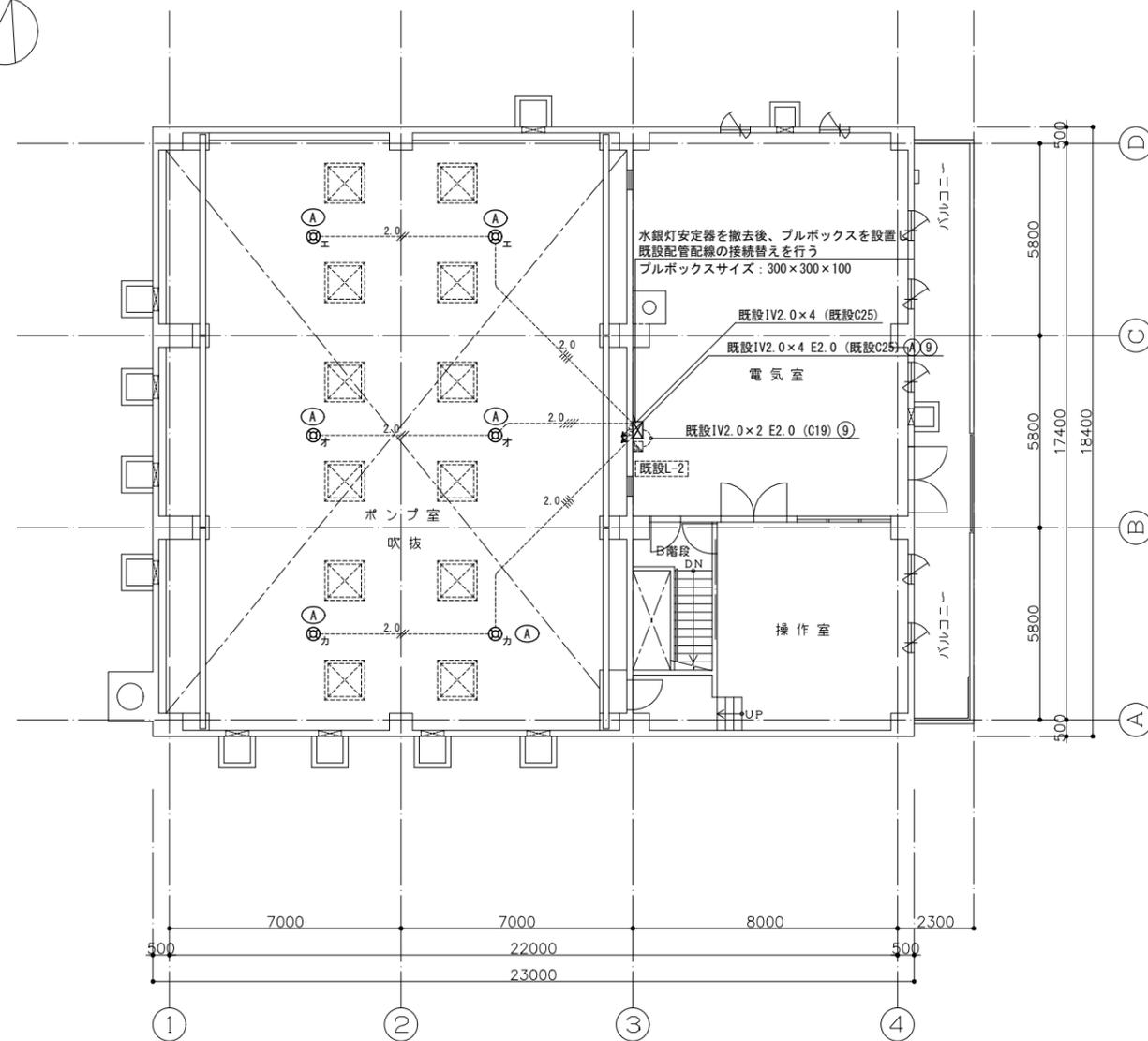
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

改修前



2階平面図 (改修前) S=1/100

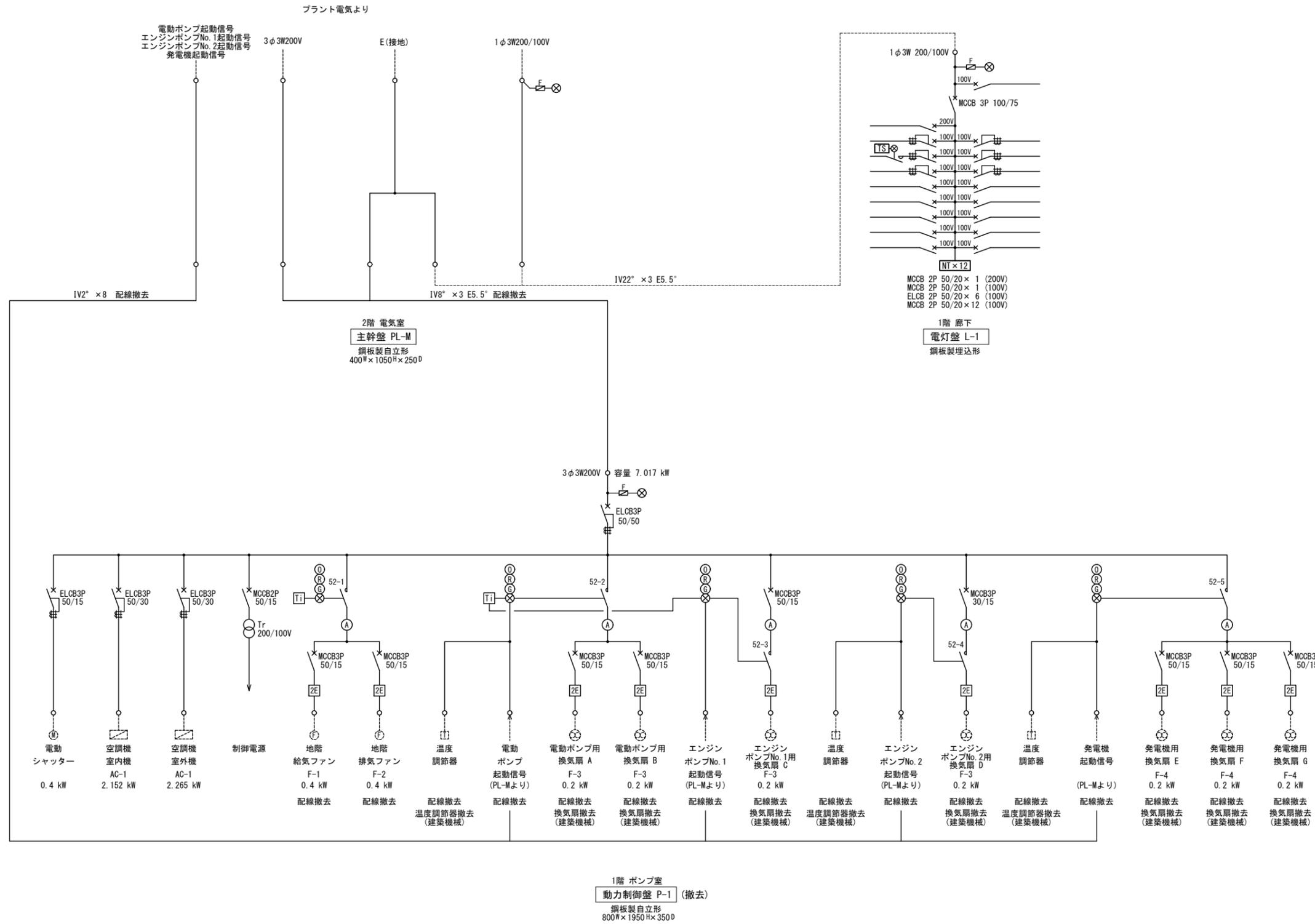
改修後



2階平面図 (改修後) S=1/100

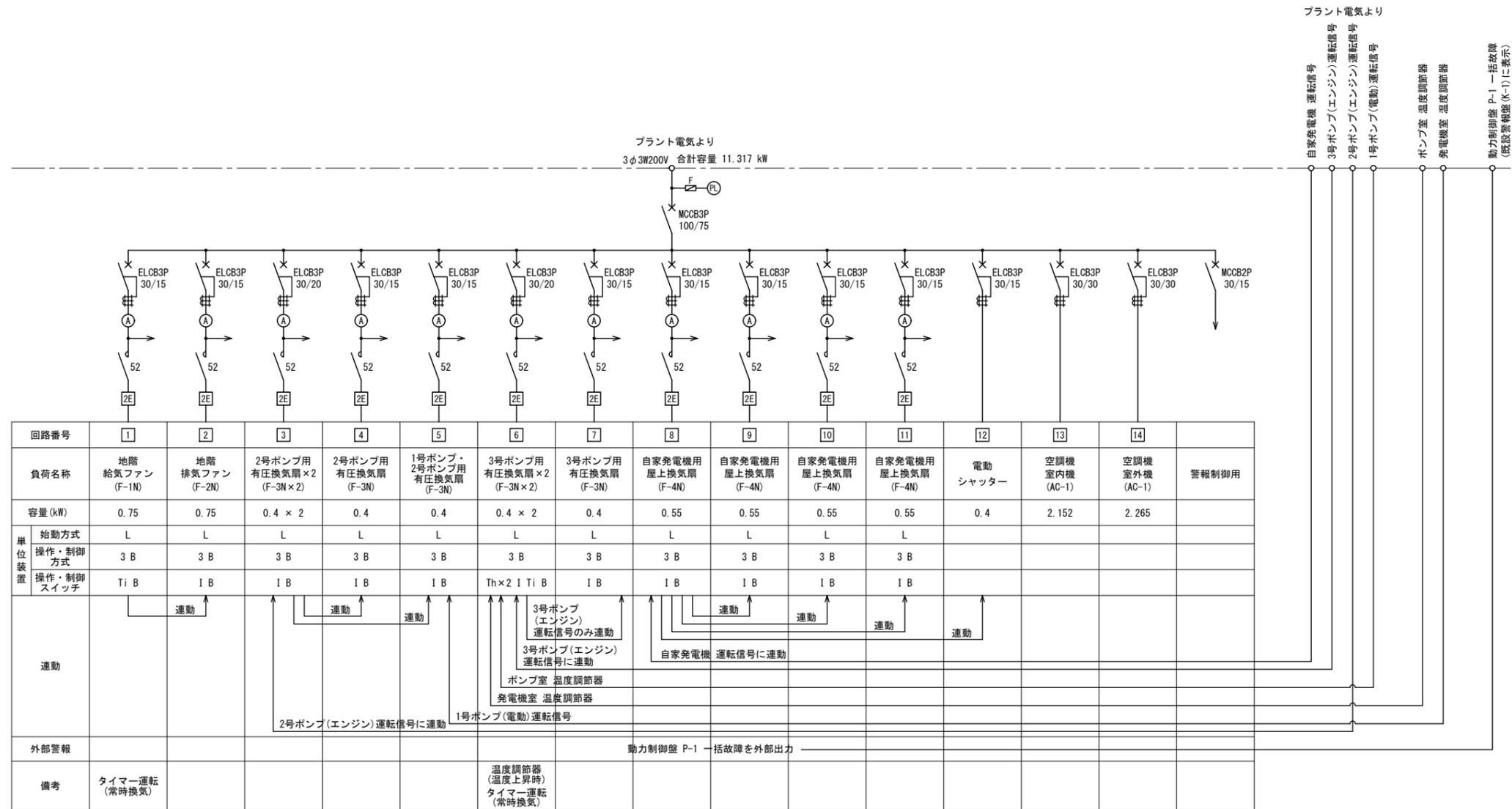
事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	電灯設備 2階平面図		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-4

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	動力制御盤P-1結線図 (改修前)		
縮尺	NON	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-5

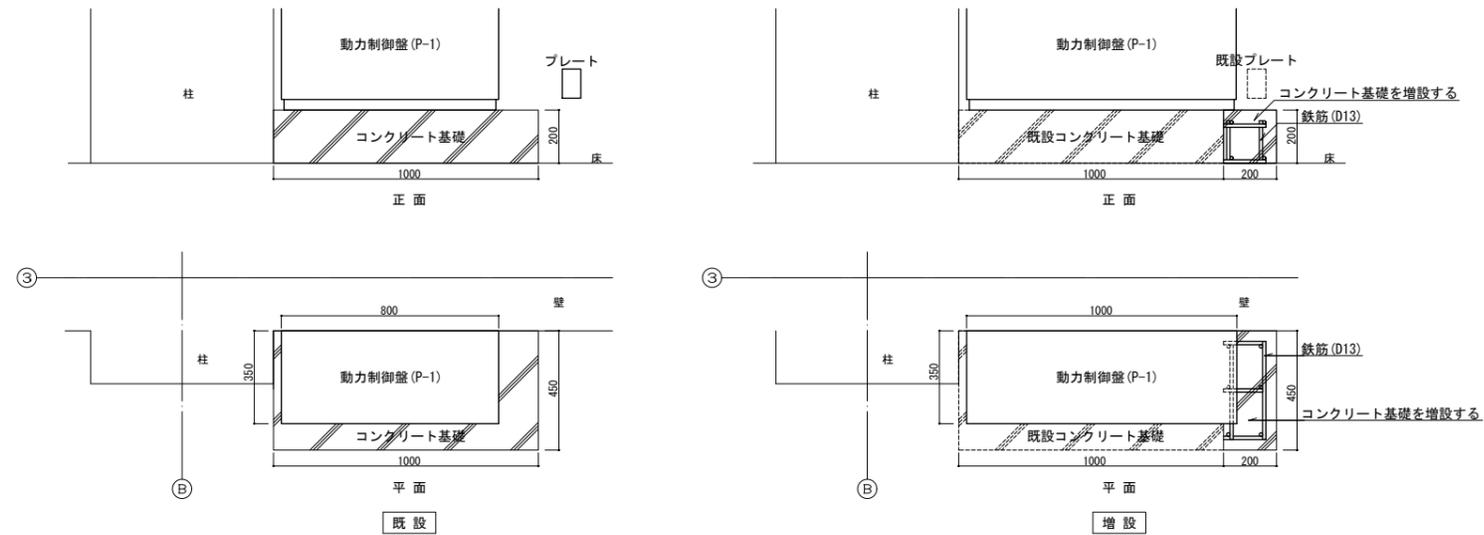
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



回路番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
負荷名称	地階給気ファン (F-1N)	地階排気ファン (F-2N)	2号ポンプ用有圧換気扇×2 (F-3N×2)	2号ポンプ用有圧換気扇 (F-3N)	1号ポンプ・2号ポンプ用有圧換気扇 (F-3N)	3号ポンプ用有圧換気扇×2 (F-3N×2)	3号ポンプ用有圧換気扇 (F-3N)	自家発電機用屋上換気扇 (F-4N)	自家発電機用屋上換気扇 (F-4N)	自家発電機用屋上換気扇 (F-4N)	自家発電機用屋上換気扇 (F-4N)	電動シャッター	空調機室内機 (AC-1)	空調機室外機 (AC-1)	警報制御用
容量 (kW)	0.75	0.75	0.4 × 2	0.4	0.4	0.4 × 2	0.4	0.55	0.55	0.55	0.55	0.4	2.152	2.265	
単位装置	始動方式	L	L	L	L	L	L	L	L	L	L				
	操作・制御方式	3 B	3 B	3 B	3 B	3 B	3 B	3 B	3 B	3 B	3 B				
	操作・制御スイッチ	Ti B	I B	I B	I B	Th×2 I Ti B	I B	I B	I B	I B	I B				
連動		連動	連動	連動	連動	連動	連動	連動	連動	連動	連動	連動			
外部警報															動力制御盤 P-1 一括故障を外部出力
備考	タイマー運転 (常時換気)					温度調節器 (温度上昇時) タイマー運転 (常時換気)									

1階 ポンプ室
動力制御盤 P-1 (新設)
 鋼板製自立形
 参考サイズ 1000^H × 1950^H × 350^D

既設動力制御盤 (P-1) を撤去した位置で新設する
 新設動力制御盤 (P-1) は幅が大きくなるのでコンクリート基礎を増設して既設基礎を流用する
 12) 13) 14) 回路と警報回路は既設配線を流用する
 運転信号は無電圧接点とする

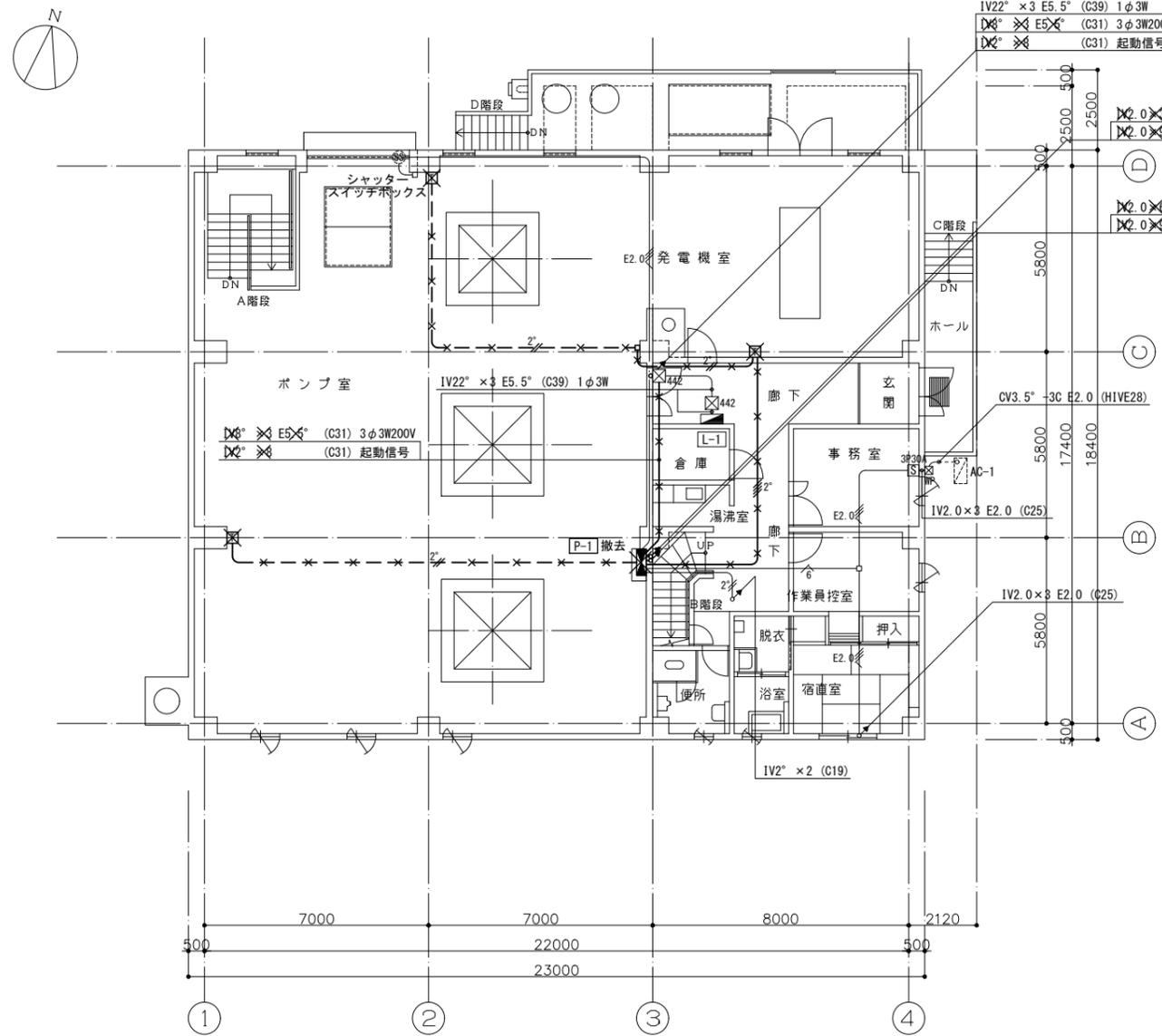


1階 ポンプ室
コンクリート基礎 増設図
 基礎の仕様 (コンクリート強度等) は公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) による。

事業名	大井の川ポンプ場 No. 2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	動力制御盤 P-1 結線図 (改修後)		
縮尺	NON	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-6

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

改修前



1階平面図 (改修前) S=1/100

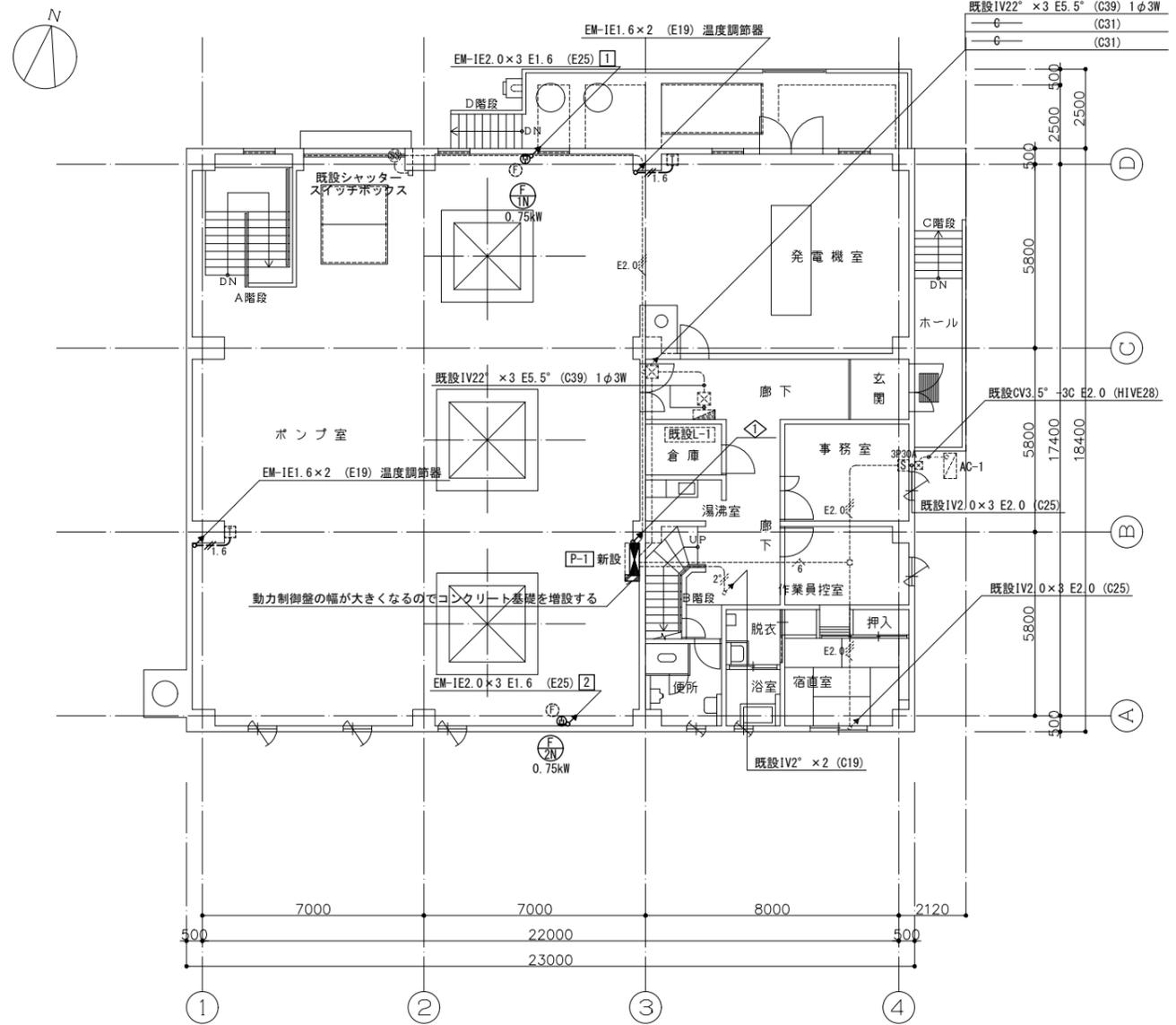
凡例	
記号	名称
■	動力制御盤
■	主幹盤
■	電灯盤
■	警報盤
□	開閉器箱
□	温度調節器
□	空調機 (建築機械設備)
□	有圧換気扇 (建築機械設備)
⊕	換気ファン (建築機械設備)
⊙	シャッター (建築)
□	ブルボックス
□	ジョイントボックス、アウトレットボックス
---	配管配線 (露出)
---	配管配線 (隠蔽)
---	配管配線 (床隠蔽)
---	配管配線 (埋設)

配管配線凡例	
---	IV1.6×3 E1.6 (C25)
---	IV2.0×3 E1.6 (C25)
---	IV1.6×3 E1.6 (C25)
---	IV2.0×3 E1.6 (C25)
---	IV2.0×3 E2.0 (C25)
---	IV2.0×6 E2.0 (C31)
---	IV2°×2 (C19)
---	IV2°×4 (C25)
---	IV2°×2 (C19)

ブルボックス凡例	
■ WP	150×150×100 防水
■ 442	400×400×200

× 撤去を示す。ただし、打込配管は配線のみ撤去とする。
 配線 配線器具を撤去後のアウトレットボックスにカバープレートを取付すること。

改修後



1階平面図 (改修後) S=1/100

凡例	
記号	名称
■	動力制御盤
⊕	埋込コンセント 3P20A(接地極付、引掛)×1 プラグ付
□	温度調節器 (建築機械設備)
⊕	有圧換気扇 (建築機械設備)
⊕	屋上換気扇 (建築機械設備)
⊕	換気ファン (建築機械設備)
□	ブルボックス
○	丸形露出ボックス
---	配管配線 (露出)

配管配線凡例	
---	EM-IE1.6×3 E1.6 (E19)
---	EM-IE2.0×3 E1.6 (E25)
---	EM-IE2.0×6 E1.6 (E31)
---	EM-IE2.0×9 E1.6 (E31)
---	EM-IE1.6×2 (E19)

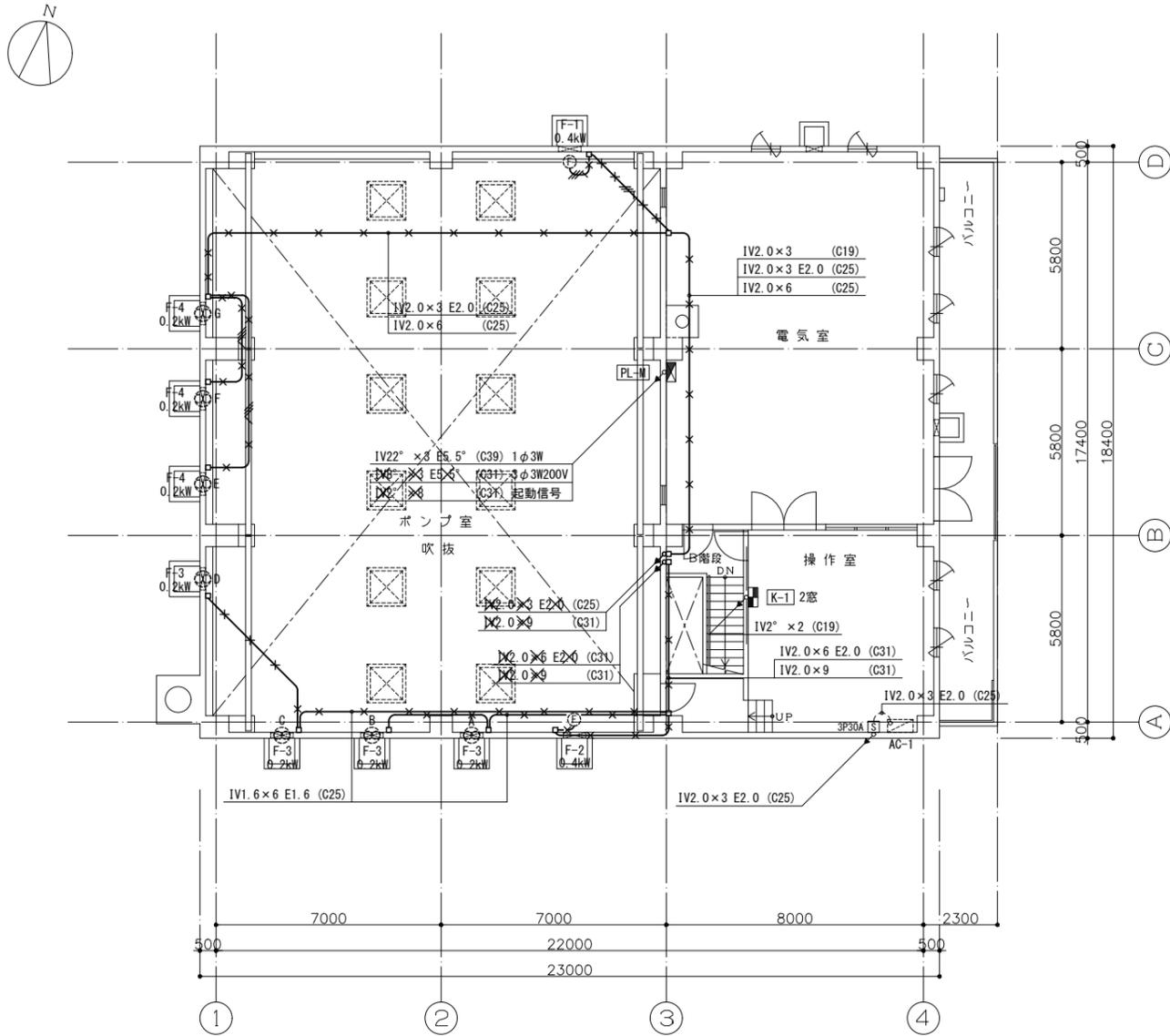
ブルボックス凡例	
■ 331	300×300×100 鋼板製 塗装共
■ 441	400×400×100 鋼板製 塗装共

温度調節器凡例	
□	EM-IE2.0×9 E1.6 (E31) 1 2 11
□	EM-IE2.0×6 E1.6 (E31) 3 6
□	EM-IE2.0×9 E1.6 (E31) 4 5 7
□	EM-IE2.0×9 E1.6 (E31) 8 9 10
□	EM-IE1.6×4 (E19) 温度調節器×2

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	動力設備 1階平面図		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-7

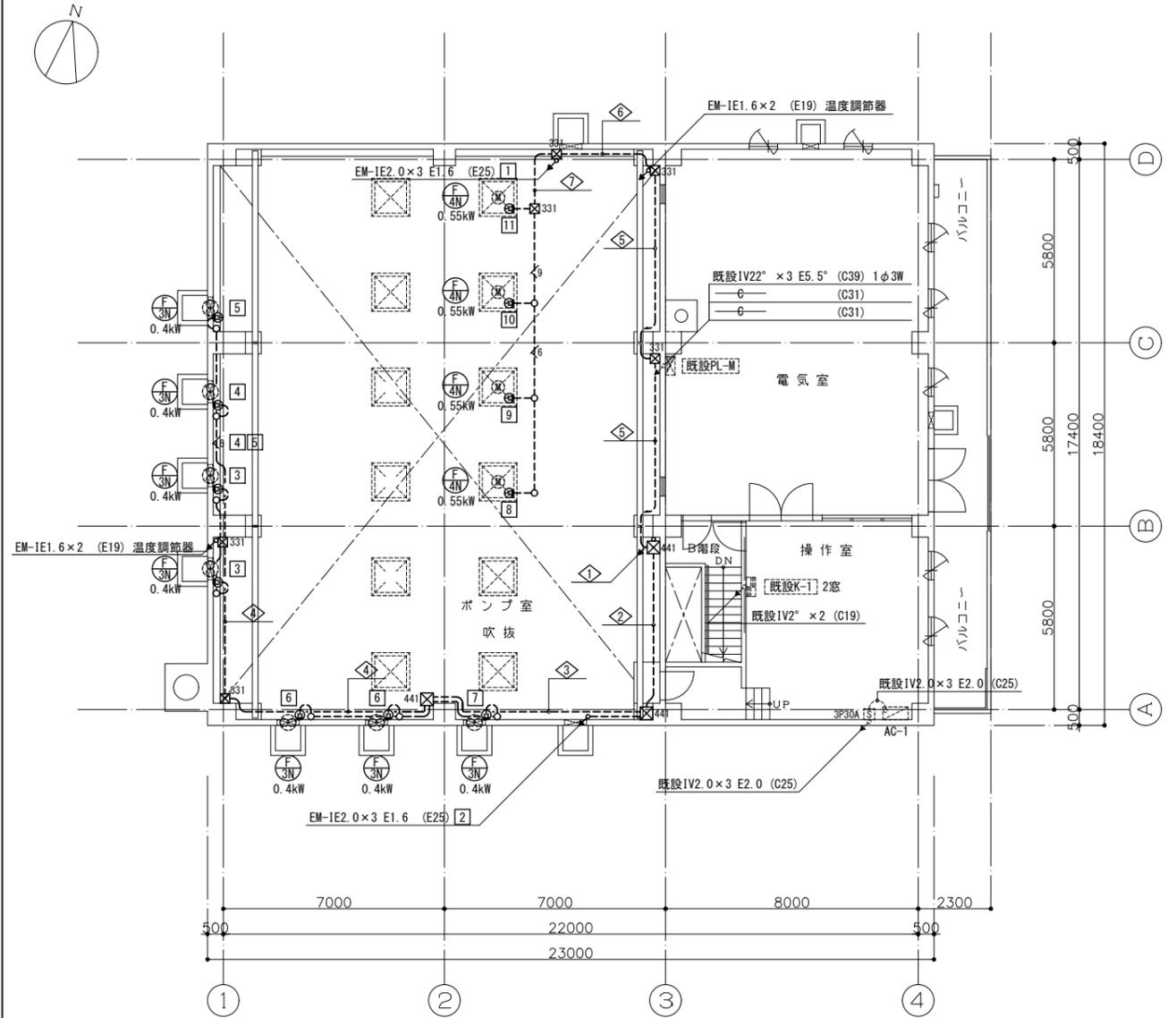
株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊

改修前



2階平面図 (改修前) S=1/100

改修後

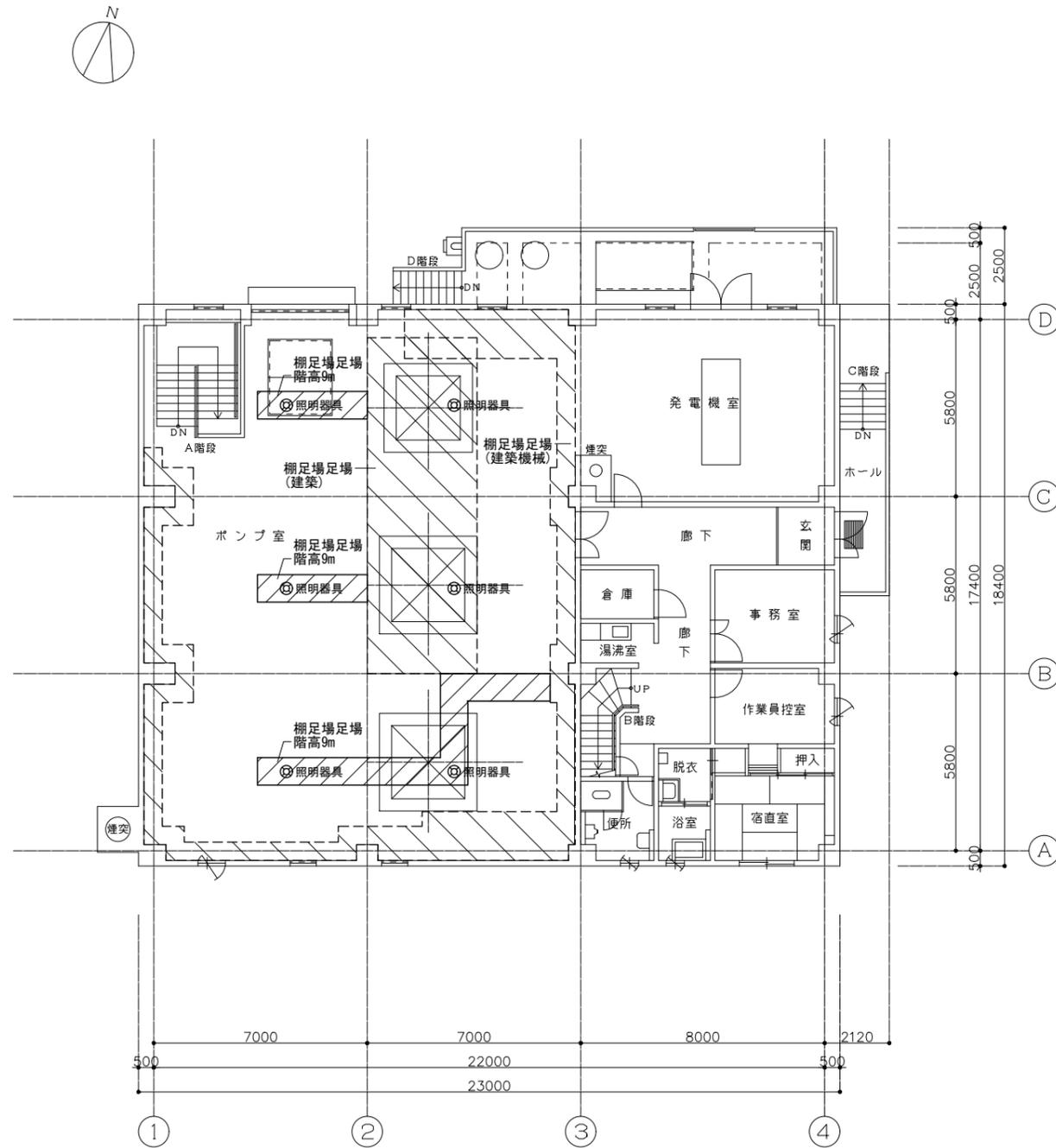


2階平面図 (改修後) S=1/100

①	EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 1 2 11	④	EM-IE2.0x3 E1.6 (E25) 3
	EM-IE2.0x6 E1.6 (E31) 3 6		EM-IE2.0x6 E1.6 (E31) 4 5
	EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 4 5 7		EM-IE1.6x2 (E19) 温度調節器
	EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 8 9 10		
	EM-IE1.6x4 (E19) 温度調節器x2	⑤	EM-IE2.0x6 E1.6 (E31) 1 11
②	EM-IE2.0x3 E1.6 (E25) 2		EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 8 9 10
	EM-IE2.0x6 E1.6 (E31) 3 6		EM-IE1.6x2 (E19) 温度調節器
	EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 4 5 7	⑥	EM-IE2.0x6 E1.6 (E31) 1 11
	EM-IE1.6x2 (E19) 温度調節器		EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 8 9 10
③	EM-IE2.0x6 E1.6 (E31) 3 6	⑦	EM-IE2.0x3 E1.6 (E25) 11
	EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 4 5 7		EM-IE2.0x9 E1.6 (E31) 8 9 10
	EM-IE1.6x2 (E19) 温度調節器		

事業名	大井の川ポンプ場		
工事名	No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	動力設備 2階平面図		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-8

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録 (い-2) 第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊



凡例[特記なき限り(共通事項)]

内部足場(特記なきは脚立、足場板等による。)

※弊害物(設備機器等)による仮設計画は、現況確認により足元部等枠組足場を単管足場等へ変更調整するものとする。

換気設備改修に伴う仮設足場は、建築工事、建築機械工事にて計上養生は、全て建築工事にて計上

1 F 平面図 S=1/100

事業名			
工事名	大井の川ポンプ場 No.2雨水ポンプ用エンジンほか更新工事		
工事場所	四日市市大浜町地内		
名称	仮設図(仮設足場)(参考図)		
縮尺	1/100	設計年月	
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	AE-9

株式会社NJS名古屋総合事務所一級建築士事務所
 一級愛知県知事登録(い-2)第7016号
 一級建築士登録 第247519号 管理建築士 秋田豊